

作る事になつた模様である。即ち現在の統制會社は製品の配給統制と原料の斡旋は行つて居るが、生産部門に於て何等の権限を持つて居ないのである。今後南方の豊富なボーキサイドを手する場合も亦、大陸の礬土頁岩を利用する場合でも、今後は生産の高能率工場への集中、諸設備の改造、ストックのボーキサイドの共同管理及び共同配給、新原鑛に依るコスト差のブル計算、技術の交流等今後統制會を設立して遂行せねばならぬ問題が山積して居るのである。統制會設立に付ては軍部との折合もついたらしいので此の問題は解消した。

### 三、重要産業の統制會體制成

#### 新たに六部門九業種指定さる

##### 1 指定遅延の経緯

頗る難産であつた統制會（重要産業團體令に依る）の第二次指定も本年七月廿八日の閣議で正式決定を見、輕金屬、化學工業、ゴム、皮革、油脂、纖維の六重要産業部門に付き九業種統制會が設けられることとなり、八月四日閣令第二十號を以て指定された。六部門九業種となつたのは、纖維部門が綿・スフ、絹・人絹、羊毛、麻の四業種に細別され、夫々統制會が設立さ

れることとなつた爲めである。

第二次指定は遅くも三月頃には行はれるものと一般に豫想されてゐたのが、七月も終り頃迄持越されて了つた理由は關係官廳間の所管争ひと、商工省内に於ける意見の對立との二つに大體盡きる様であつた。

前者は主として化學工業、油脂兩部門を繞る商工、農林の猛烈な所管争ひであつたが、此の内最も困難を極めた化學工業部門も、遂に六月下旬に至つて、岸、井野兩相の政治的折衝に依り解決した。後者は纖維部門に關する商工省の總務、纖維兩局の意見對立であり、一時總務局主張の一本建案に纏まらんとしてゐたが、軍部からの申入れに依つて今回決定の如く四本建となつたのである。

##### 2 新統制會の概観

次に各統制會の特長を概観すれば左の如くである。

○輕金屬統制會——六月末から設立協議會を開き、七月上旬には既に要綱を決定して出足の早い處を示してゐたので、九統制會中最も早く八月五日付で設立命令を發せられた。朝鮮及び臺灣の外地業者を包含し、輕金屬製造事業法に依る輕金屬（アルミニウム、アルミナ、マグ

ネシウム)製造業者廿六、人造水晶石及弗化アルミニウム製造業者七と帝國輕金屬を會員とし、帝國輕金屬は設立と同時に配給専門會社たる如く改組される。尙ほ設立に伴ひ日本アルミニウム工組、日本マグネシウム工組、日本人造水晶石工組は發展的解消を遂げる。

○化學工業統制會——化學肥料、硝酸、硫酸、曹達、カーバイト、有機合成品、石炭乾溜品の七部會が設置される。部會の設けられるのは此の統制會が初めてであり、其の運營如何は今後相當の問題となるであらう。將來は兎に角、現に化學肥料が化學工業に於て占める比重の大きさを思へば、化學肥料部會が、從つて農林省が統制會内で極めて大きな發言權を持つてあらう。閣令に指定する事業は「化學工業品の製造及販賣に關する事業」であるが、化學工業品を細別すると次の如くである。

(1)硫酸アンモニヤ、化成肥料、硝酸、硝酸アンモニヤ、亞硝酸曹達、アンモニヤ、酸素、  
(2)カーバイト、石灰窒素、醋酸、アセトン、ブチール酒精、合成ゴム、メチール酒精、フォルマリン、合成樹脂、合成纖維、(3)ガス、輕油分溜物、ナフタリン、染料、コールタール誘導品、(4)硫酸、過磷酸石灰、トーマス燐肥、(5)曹達灰、苛性曹達、鹽素、鹽酸、晒粉  
此の内カーバイト、酸素、コールタール製造業者には中小業者が多い爲め、一部は統制組合

を組織して加入せしめる方針である。會員は大體製造業者八〇(内統制組合一〇)、販賣業者(販賣統制會社)約六である。

尙ほ硫酸アンモニヤ、石灰窒素、過磷酸石灰、トーマス燐肥、化成肥料の販賣事業は農林省の專管として全然除外された。外地業者の包含は商工省と朝鮮總督府との話が付かず暫く見合せることになった。化學工業の將來を考へる時、當然朝鮮も參加すべきであるに拘らず、之が除外されたのは畢竟、商工省と總督府の所管争ひと見るより外はないであらう。尤も商工省では將來適當の時機を見て加入せしめると言つてゐる。

○ゴム統制會——販賣業者、製品製造業者、製品販賣業者に依つて構成され、栽培業者は加入せしめなかつた。會員は左の如くである。

(イ) 販賣業者は日本ゴム輸入組合他五組合

(ロ) 製品製造業者は日本ゴム工組加盟工業者(約三六〇)、日本再生ゴム工組加盟工業者(約四五)は單獨加入、此の外に全國購販聯が一枚加はる

(ハ) 製品販賣業者は全日本地下足袋共販他六販賣統制會社

○皮革統制會——皮革及び皮革製品製造販賣並に鞣劑(タンニン)製造販賣業者を會員とする。

製造業者としては製革業者（約三八）が單獨加入する外、日本工業革製品工組他二工組が、  
鞣材製造業者としては植物性鞣劑製造業者（五）が、皮革販賣業者としては日本原皮他二販  
賣統制會社が、鞣劑販賣業者としては日本タンニン商事がある。尙ほ日本原皮、日本タンニ  
ンは輸入統制會社でもある。

○油脂統制會——原料製品一貫が理想的な形態であることはいふ迄もないが、農林、商工の所  
管問題から結局硬化油工程以後に付てのみ統制會が組織されることに決定した。原料部門は  
近く設立を見る帝國油糧が其の統制に當ることになつてゐる。元來原料と製品とが切離され  
ることは無理であるから、統制會と帝國油糧との間には最も緊密な關係が結ばねばならな  
いが、之は兩統制機構の人事の面で十分考慮されるであらう。問題となつた塗料工業も包含  
した。地域的には朝鮮が包含された。會員は左の如くであるが、硬化油、硬化蠟、脂肪酸、  
グリセリン製造業者で日本石鹼工組の組合員たる者は其の儘では二重に會員となるので、夫  
々工組を脱退して單獨に加入せしめる。

（イ）製造業者は硬化油、硬化蠟、脂肪酸、グリセリン各製造業者並に日本石鹼工組他四工  
組

（ロ）販賣業者は硬化油グリセリン統制、日本石鹼配給統制（設立手續中）兩會社

○纖維部門四統制會——結局綿・スフ、絹・人絹、羊毛、麻の四統制會とすることに決つて第  
二次指定に加はつたが、各統制會の會員は未だ具體的に指名される運びに至つてない。唯抽  
象的に各業種統制會の該當事業が羅列されたに止まるが、現下の事態に鑑み一日も早く具體  
的な會員指定が行はねければならぬ。纖維部門で特に注目すべきは、右の四統制會に纖維  
製品配給協議會（纖維製品配給消費統制規則表に掲げる甲號、乙號、丙號、丁號會社を以  
て新に組織する）を加へた五團體の、横斷機構といふよりは寧ろ其の上部機構として纖維統制  
協議會の設置されることである。同一産業部門に數個の統制會が設立される以上、其の連絡  
機關の設置されることは當然で、現に機械部門でも五統制會の横斷機關として機械工業協議  
會が設置されてゐる。纖維統制協議會は一時は一本建に落着くものとみられた纖維部門の横  
斷機關であるから、商工省でも之を單なる横斷機關に止めることなく、全纖維産業部門の最  
高機關として頗る強力な存在たらしめる方針である。之が爲め綿・スフ統制會長に大物を引  
き出し、之をして協議會長を兼ねしめることも考慮されてゐる。實現如何は別として注目す  
べき考へ方と言へよう。尙ほ同協議會には滿洲纖維聯合會、在華紡績同業會が客員として參

加し、日滿華全體の一元的統制方策を講ずることになつてゐる。

### 3 未指定産業の統制形態

以上が第二次指定各統制會の概観であるが、今次の九統制會が設立されると、重要産業團體令に基く統制會は十五部門廿二業種になる。即ち鐵鋼、石炭、鑛山、金屬工業、セメント、産業機械、精密機械、電氣機械、車輛、自動車、造船、貿易、地方鐵道軌道の十三既設統制會に今次の九統制會である。而して以上の廿二統制會で重要産業統制會は一應出揃つたものと見られる。尤も商工省關係では燃料とか土木建築等が第三次指定産業として考へられるが、之は未だ具體的な問題になつてゐない。

最後に倉庫業は第二次指定業種として豫定されてゐたが、企畫院方面に統制會では今日倉庫が持つ緊急性に對處することは出来ない、更に高度の統制形態を採るべきであるとの議論が生じたので、一應見合せることになつたのである。従つて倉庫統制會が出来たとしても、より高度な統制への過渡的形態たるに過ぎず、結局は營團的形態になるか、船舶運營會的統制が採られかの何れかであらう。

## 四、纖維四統制會の設立命令發せらる

### 纖維統制協議會との關聯が問題

#### 1 構成會員の特色

八月廿四日、重要産業團體令に基く纖維産業部門の四統制會——綿・スフ、人絹・絹、羊毛麻——に對し一齊に十月十日を期限とする設立命令が發せられ、同時に各統制會會員指定と設立委員、會長銓衡委員の任命が行はれた。

綿・スフ統制會會員は東洋紡以下九十二で、此の内には吳羽紡、中央紡、日東紡、福島紡績中部紡績の如きプロック生産體が共同組合を組織して加入し、又原則として府縣別に工組を組織する織物工組五十七組合が單位會員で参加してゐる。何等法的根據を有しない任意團體たる共同組合を單位會員として参加せしめてゐることは、纖維産業が我が國の産業界に於て占める特殊性に鑑みてのことであり、府縣別織物工組の参加と相俟つて、統制の手は凡ゆる中小企業家の末に迄及ぶものと期待される。

人絹・絹統制會は帝國人絹以下百廿二で、之にも保證責任秋田縣織物工組外七十七の原則と

して府縣別に設けらるべき織物工組が、單位會員として參加してゐる外、客員として蠶絲統制會社が加入してゐる。本統制會は詳しく云へば人絹・絹及び化學纖維産業の統制會で、王子製紙、國策バルブ工業、東北振興バルブ、山陽バルブ工業、北越バルブ、日本バルブ工業等の製紙、バルブ會社が本統制會に加入してゐる。

羊毛統制會は日本羊毛統制會社以下卅八で、麻統制會は日本原麻以下廿二が其の會員である。東洋紡、鐘紡、大日本紡、日本紡、富士瓦斯紡等の大企業體は、夫々二乃至四の統制會に參加してゐるが、之は統制會は業種別に日本産業の縦斷的再編成を目指すものである爲め、大企業にして各種の事業を営むものは夫々事業別に當該統制會へ加入することになつてゐる爲めである。

單一企業體若くは團體にして數統制會に參加せるものを挙げれば左の如くである。(括弧内數字は所屬統制會數)

東洋紡(3)、鐘紡(4)、大日本紡(3)、日清紡(2)、富士瓦斯紡(2)、大和紡(2)、倉敷紡(3)、吳羽紡(2)、日東紡(2)、日本レイヨン(2)、新日本レイヨン(2)、東洋レイヨン(2) 旭ベンベルグ(2)、帝國纖維(3)、日本油脂(2)、近江絹絲紡績(2)、日本織物染色工組聯

## (2)、日本撚絲工組聯(2)

即ち鐘紡は綿・スフ、人絹・絹、羊毛、麻の四統制會に、東洋紡、大日本紡、倉敷紡、帝國纖維は麻を除く三統制會に、他は當然とは云へ全部綿・スフ、人絹・絹兩統制會に夫々所屬してゐる。

## 2 綿・スフ統制會長の人選難

會長の正式決定は、各統制會別に設けられてゐる會長銓衡委員の銓衡、被銓衡者の受諾、創立總會當日に於ける商工大臣の任命といふ手順を経て行はれるわけである。然し謂はば之は形式であつて、統制會に於ける會長の殆んど絶對的とも云ふべき重要性を考へると、設立命令が發せられた時には業界の意見も出盡し、官廳側の見透しもついて吐が決つてゐるものと見てゝ。事實、統制會にあつては會長が總てであつて、理事長、理事會議、評議員會議と云つても、之は單なる會長の相談役か諮問機關に過ぎない。之は統制會が指導者原理の上に構成されてゐることから云つて當然であり、従つて指導者たるべき人物の見込みもつかないで、設立命令の發せられることは考へられないのである。

其處で纖維四統制會の會長には誰がなるかといふ問題であるが、之は人絹・絹、羊毛、麻の

三統制會は比較的早く話が纏り、人絹・絹は東洋レイヨン會長辛島淺彦氏、羊毛は大東紡社長鶴見左吉雄氏、麻は日本原麻社長鹿野澄氏に略々内定してゐるものと見られてゐる。結局問題は綿・スフ統制會長である。之には業界でも種々の觀測が行はれ、或は鐘紡社長津田信吾氏と云ひ、或は現在東洋紡相談役として纖維業界の第一線を退いてゐる斯界の長老庄司乙吉氏と云ひ、或は東洋紡副社長關桂三氏と云ひ、更に日清紡社長官島清次郎氏とも云ひ甚だ混沌たる状態であつた。然しそれと云ふのも、總ては津田氏は到底御輿をあげないだらうから、と云ふ前提の下に行はれた觀測に過ぎなかつた。従つて津田氏出馬の見透しがつけば綿・スフ統制會長の問題は忽ち消え去つて了つたであらう。庄司氏に往年の元氣があつたら庄司、津田五分五分の呼聲があつたかも知れないが、庄司氏既に老ひ、健康も勝れぬ今日では、纖維産業の大宗たる綿・スフ業界の指導者は津田氏を措いて他にないといふのが官民一致の觀測である。商工省でも同氏の引出しに努力してゐるが去る八月廿五日に津田氏が岸商相を訪問し時餘に互つて懇談した結果は、未だ何れに決したとも云へず、津田氏は辭する心算で上京したものが口説き上手の岸商相に懇請され、再考を約して歸つたといふのが先づ間違ひのないところであらう。從來岸商相が狙つた人物は殆んど皆引張り出されてゐる。産業設備營團總裁藤原銀次郎氏然り、

鐵鋼統制會長平生飢三郎氏然り、鑛山統制會長伊藤文吉男然り、輕金屬統制會長に内定した大屋敦氏然りである。斯うした從來の例に徴すると津田氏の綿・スフ統制會長も大いに實現の可能性があると云へようが、然し孰れにせよ業界の實情から見て結局誰が据えられるか、最終決定迄には尙ほ幾多の曲折があるべき事は間違ひのない所である。(結局鐘紡常務井上潔氏に決定)

### 3 纖維製品配給協議會の事業と構成

四統制會の設立準備と併行して同じく設立を準備されてゐるものに纖維製品配給協議會がある。之は第二次製品即ち織物以後の製品の配給を擔當し、兼て之が製造の統制を行ふ機關である。大體に於て現在の纖維製品配給協議會(會長牧野良三氏)を母體として結成されるものが見られてゐるが、會員は纖維製品配給消費統制規則(物資統制令に基く規則で本年一月廿日に公布された)の別表に記載された甲乙丙丁號會社、即ち

甲號會社 日本綿スフ織物製造會社、日本内地莫大小統制會社、全日本足袋共同販賣會社、  
日本タオル製造統制會社、  
日本人造絹織物工組聯、  
大日本毛織物工組聯、  
日本一般帽子工組聯、  
日本蚊帳工組聯

乙號會社 作業衣團體服中央製造配給統制會社、  
既製服中央製造配給統制會社、  
和裝製品

中央製造配給統制會社、布帛製品中央製造配給統制會社、全國中等學校制服商組聯、日本縫  
絲製造配給統制會社、日本絹縫絲製造配給統制會社、手編毛絲中央配給統制會社、日本寢具  
工組、日本絹人絹織物配給統制會社、日本麻織物元賣商組  
丙號會社 日本綿スフ織物配給統制會社、莫大小製品中央配給統制會社、足袋中央配給統制  
會社、タオル中央配給統制會社、日本絹人絹織物配給統制會社、毛織物中央配給統制會社、  
毛布肩掛中央配給統制會社、日本敷物家具用裂地卸商組聯、帽子中央製造配給統制會社、日  
本蚊帳卸商組  
丁號會社 北海道以下各府縣別纖維製品配給會社  
である。

#### 4 纖維統制協議會の性格論と事業

纖維統制協議會は右の四統制會一協議會の横の連絡調整機關たることを意圖され、四統制會  
の設立を俟つて設置されるが、之が性格に關し左の如き二説が行はれてゐる。

一、一つは纖維統制會は一時一本建築に決定を見たこともあつた如く、綿・スフと云ひ人絹、  
絹と云ひ、羊毛と云ひ麻と云ふも相互に密接な關係を持つてゐる。且つ我が國に於ける

纖維産業の歴史的發展過程に徴する時本來一體となつて運用さるべき性質のものである。  
従つて統制協議會は單に横の連絡機關に止まることなく、五團體の上部機關、謂は  
ば統制會の統制會として全纖維産業界の強力な中樞機關たらしめ、全纖維業界を對象と  
する生産及び配給計畫の設定、遂行、資材の確保及び配分計畫の設定、遂行等の諸事業  
は本協議會をして行はしむべしといふ意見である。然し之には相當の法的權限を賦與さ  
れることが必要であるが、統制協議會は何等法的根據を有する機關ではないから果して  
其の様なことが出来るかどうかは大きな疑問であらう。

二、他の一つは統制會は重要産業團體令に規定する如く業界の最高機關であつて、其の上に  
更に他の機關の設けられることは統制會設立の趣旨に反する。苟くも纖維には四統制會  
が必要なりと認めて之を設立する以上は、各統制會に總てを一任し、協議會は飽く迄も  
横の聯絡調整機關たるに止めるべきで、「統制會の統制會」といふが如き機關を設置す  
るのは徒らに事態を紛糾せしめるに過ぎないといふ意見である。之は現在の統制會理論  
から云へば當然の議論であるが、然し纖維産業の發展過程並に其の現状から見ると、果  
して纖維四統制會が他の統制會の如き獨立性を維持して運営され得るか否かは大いに問

題の存するところである。

以上の如く統制協議會の性格に關しては現在相反する二つの意見の對立を見てゐるが、然し原絲の大口割當、四統制會中各れにも屬せしめることの困難な纖維の處理、共通的な纖維經濟調査、大東亞圈内の纖維需給計畫の立案企畫等が協議會の事業として行はれることには餘り問題はない様である。

會長に誰を持つて來るかも相當問題になるところであるが、津田氏が綿・スフ會長を承諾すれば、當然之は津田氏の兼任となるものとみられ、津田氏が出馬を肯んじない時は之も又非常な人選難が豫想される。

尙ほ統制協議會には滿洲纖維聯合會、在華紡績同業會が客員として參加することになつてゐる。

### 第三部 共榮圈經濟建設の狀況と世界戰爭の動向

#### 第十章 南方共榮圈確立に伴ふ中國經濟建設の再檢討

##### 一、大東亞戰と中國經濟再建上の諸問題

歴史的使命たる大東亞建設と、同じく國家的使命である中國大陸の再建との關係如何といふ問題が經濟建設の展開と共に更めて考察されなければならない。

經濟に關する限り南方諸地域の建設はさまで困難ではあるまいとの見透しが行はれてゐる。尠くとも中國大陸の建設に較べれば餘程らくであらうし、前者の建設過程に經驗した諸苦杯は南方建設への良き助言となつて一層スムーズに建設されるのではなからうかとの觀測が行はれてゐるのである。が、南方建設は南方地域だけの建設で事足りるものではない。併せて中國大陸を建設せねばならないのである。難問題である中國建設が一方にある限り南方建設も亦數等の困難を伴ふであらうし、結局中國問題を解決しつゝ南方を建設して行くのでなければ本當の



大東亞建設は完遂し得ないのである。此の事は諸種の問題に就いて云ひ得るであらうが、大東亞共榮圏に於ける物資交流といふ點に見ても亦同様の問題があるであらう。

### 1 圈内の物資交流と通貨價值

基本的な趣意から云へば大東亞共榮圏内の物資は必要なる方向へ、必要なる量が、必要なる時期に流入して行かなければならない。之は政府も既にその根本策に於て云つてゐることであつて又判りきつたことである。斯うした具合の良い物資交流が出来る爲にはどうすれば宜いか。其の一つは通貨の政策であり爲替政策（各地域に於ける通貨の交換比率に關する政策）である。この他貿易機構（物資を交流せしめる諸機構）、船舶の増強と運航方策等色々あるが、最も大きな問題である通貨爲替政策は即ち物資の價格政策であつて、當面直ちに解決せねばならない問題なのである。

此の場合にも中國大陸の通貨爲替政策を離れて南方諸地域の通貨爲替政策はないのであるから當事者は先づ中國大陸の通貨爲替政策の解決に乗出し、此の解決を俟つて南方諸地域の諸問題解決に歩を進めることゝなるであらう。

### 2 中國大陸の通貨爲替政策

中國大陸の通貨爲替政策は支那事變來の懸案である。一部づつ解決され來たつたのではあるが、或る種のものには應急的、臨時的のものであつた。

通貨爲替政策も物資交流の圓滑を圖る趣意と絡らんで、所謂輸出調整料制度なる便法を作つて當面の解決策としてゐた。然し斯様な膏藥貼りの政策が何時迄も續くものではないし、南方諸地域の問題が吾が方の課題となつた以上そろ／＼根本的に検討され、本來の解決策が講ぜられなければならないことは一般の指摘してゐるところである。さうしなければ南方と中國、華中と華北華南、また滿洲國との物資が圓滑に交流せず、悪く行けば中國にばかり物資が流れ込んで大東亞共榮圏の建設は實質に於て東亞各地域の犠牲に於て中國の福利をのみ圖る結果ともなり兼ねないのである。斯かる杞憂が理論上でも行はれ得る以上中國大陸の通貨爲替問題の解決は東亞各地域の建設と睨み合せて、其の建設の意味も含めて之を先づ推し進むべきものと思はれる。

### 3 解決の難點・華北通貨政策

解決の難點は支那事變處理の途上、政府が政策として聲明した華北に於ける通貨政策即ち圓元バー政策の問題である。經濟建設の第一歩は此處にあつたのであるし、同時に建設しがたい

難點も實にこゝにあつた。

然るに今日まで圓元バーの政策を堅持して來たのは、一つは事變處理に關する根本政策をさう無闇に變更することは出來ないこと、他の一つは圓元バーで兎も角も經濟建設を行つて來た現在、今急に之を變更するときは其の上に立つて建設された經濟が其の根本に於て揺らぐ恐れがあるからである。揺らぐといふ程でなくとも尠くも一部經濟人の損失があり、又一般民衆も之によつて多少の影響を受けるであらうが爲であつた。

然し圓元バー政策が一つの大きな矛盾を包蔵してゐることは事實である。將來の大東亞諸地域を合せ其の經濟建設の途上にある今、之を建設し直すことは決して遅いことではない。歴史は永久である。永久の歴史の構成時に方つて此の根本問題を解決せず、一時的糊塗政策で進むときは一層泥沼に足を踏み入れて了ふことになるのではなからうか。斷の一字を以て事を處理せんとするならば圓元バー政策を根本的に検討し、實情に副つた建設に向つて一歩進むべきであらう。但し實情主義と云つても一舉に實情に合せる必要はあるまい。歩一歩經濟狀況に照合しつゝ目標に向つて進むのである。さうすれば損失も犠牲もさう大きくせず、事に解決するこゝとが出来るであらう。

#### 4 本邦と中國との物資交流圓滑化に就ての試案

日華爲替政策を虚心坦懐解決する肚を決めれば後は簡單である。後は關稅の活用と新しい機能の調整料を設定すればよいのである。然らば日華爲替の解決策たる中國通貨の切下げはどの程度に行ふべきか。日華間には生産費とか需要供給とか、其他價格を形成する諸要素以外に爲替上から來る物價の相違がある。即ち日華の物價は爲替關係から其の水準を異にしてゐる部分が可成り大きな層を爲して存在してゐるのである。

此の大きな層の部分即ち爲替に直接影響されてゐるであらうと思はれる部分は之を爲替の切下によつて解決するのである。斯くして日華物價の水準が一應是正されれば、後は特殊事情に基く物への對策で事は解決される。

即ち第二策は關稅の徵收及び補助金の支出である。生産費及び中國内地或は本邦内の輸送費等價格一般を形成する諸要素の相違から來る根本的な價格差に對しては、關稅の徵收又は補助金を支出して小均しを行ふ。小均し程度であるから關稅も補助金もさう多額に上ることはないであらうと思はれる。

第一策の爲替切下げは一般的な物價水準の引下げである。第二策の關稅及び補助金支出は物

によつてその額が異り平等ではない。日華間の物價は此の二策によつて粗方解決され、爲替といひ、關稅乃至補助金といひ、未だ一率的な傾きがないではない。稅率をさう度々變更出来るものではないし、物價は常に變動するからである。

そこで第三策として調整料を徵收するのである。之は政策的に輸出すべきもの或は輸入すべきもの、又生産の増強乃至は減少を必要とする場合に對して輸出入の價格面から指導しようとする考へ方である。

第一策、第二策を施して後の第三策であるから、調整料は其の徵收額も極少額で用が足りるであらうし、現在程の矛盾も不満もなくして済む。調整料の徵收者も現在の東亞輪聯でない方がよいであらうし、本邦内と現地との二本建制度も廢めた方がよいのではないかと思はれる。

以上は主として華中を想定して構想したことであるが、華北に對する問題も同様の考へ方で行ける。又關稅制度の活用、補助金政策等は爲替政策の補正政策として南方諸地域にも採用してよいであらう。

此の政策は一つの試案に過ぎないが、一般の要望することは具體的な經濟政策を施行する際に、從來の行懸りに捉はれて中華問題に中華だけに注目して解決しないことである。大東亞共

榮圏の一環としての中國を把握し、今迄飛越えられなかつたことも其の觀點に於て思ひ切つて飛込んで貰ひたいのである。

## 二、共榮圏貿易より見たる新生「上海」の再認識

### 1 大東亞圏に於ける上海の重要性

米英との貿易關係を切斷された上海はいま大きな轉換期に立つてゐる。國際貿易に依つて繁榮した上海は國際貿易の喪失と共にその經濟的價値を失ひ、衰微の一途を辿つてゆくであらうか。或はまた大東亞共榮圏の中心貿易港として新たな發展をなすであらうか。兎まれ當面の問題としては貿易港上海の衰微は避け難いことである。激烈なる戰爭遂行中の現段階に於ては日本からの輸入も半減するであらうし、上海對南方貿易も佛印、泰國を除いては差し當つては行はれ得ない。そして最も致命的な問題は船腹の不足である。従つて上海と佛印、泰國との貿易も當分の間は最少限度の生活必需品の輸出入に限定されざるを得ないのである。

然し將來の問題を考へる時、上海は大東亞共榮圏の中心的貿易港として大東亞圏の繁榮に大きな貢獻をなすべき使命を持つてゐる。貿易港として亦工業都市として中國大陸に於て比類

のない地位を占める上海を活用することによつて共榮圈經濟は圓滑に運営され、共榮圈各地の共存共榮の實が擧げられると思はれるのである。其の理由に就いて若干具體的に述べてみよう。

一、共榮圈貿易が活潑化する場合地理的な位置から見ても香港が中繼港となり、上海は共榮圈貿易の中心から外れるだらうと見る人もあるが、貿易港としての發展性は地理的な位置のみによつて決定されるものではない。香港の背後地が狹隘なのに比べて上海の背後地は、中國大陸の半ば而も産業的に見て中樞を占める長江流域である。上海が經濟的に如何に重要な地位を占めてゐるかは米英はじめ歐米列國の對中國事業投資の大半が上海に集中されてゐることを見ればよく解かる。英國は其の對中國事業投資の七〇%、米國は六〇%、佛國は九〇%を上海に投資してゐたのである。

二、上海は中國大陸に於ける最大の工業都市である。上海の最近の工業生産は年三十億元を越えたと推定されて居り、上海に次ぐ工業都市たる天津、青島の工業生産力を合計しても上海の十分の一に過ぎない。上海の最大の工業は紡績業であるが紡績工業地としては上海は絶好の條件に恵まれてゐる。現在のところ中國大陸は大東亞圈に於ける唯一の棉

花生産地である。其の棉花生産額は事變前の昭和十一年には一千四百萬擔に達し國內需要を満した上我國にも五十萬擔の輸出を行つたのである。棉花の品質はあまり優良でなく、細番手には適しないが南方綿製品原料としては十分である。内地の紡績業が細番手から太番手へ轉換を必要とされてゐるのに對して上海紡績業は轉換を要しない。而も上海には低廉な勞働力が有剩つて現に人口疎散政策を採りつゝある状態である。一方日本内地は今後勞働力の不足は避けられないであらう。故に共榮圈經濟の合理的運營といふ見地からすれば日本内地では國防上重要な重工業、精密工業、化學工業に勞働力を集中し、紡績業や雜工業は日本人の手で上海に發展せしめた方が經濟的に有利である。共榮圈一體の見地から上海は日本の輕工業地帯と考へてよからう。それに依つて中國民衆に生業を與へると共に正當な工業利潤を日本側が收めることが出来る。その工業利潤は物資で内地に送られてもよいし、綿絲布其他雜工業品を大いに南方に輸出して其の見返り物資は南方から日本内地へ輸出するやうに運用する事も出来る。従來は米英が南洋並に中國を自國の工業製品の輸出市場としてゐた爲めに、上海工業は日本内地の工業と競争關係に立たざるを得なかつたのであるが、米英が東亞の天地から驅逐された現在で

は、大東亞に於ける工業製品の供給量は不足するであらう。従つて今後の上海の工業的發展は内地工業と競争するものではなくて、日本内地の不足面を補ひつゝ大東亞圏の經濟的繁榮を促進するものである。

三、南方の諸地域では米英との貿易關係が切斷された結果ゴム、砂糖、麻、コブラ、錫等は生産過剩に陥るであらう。之等の過剩物資を大東亞圏内で吸収せねばならぬことは對南方經濟政策上當面の重要問題である。日本内地の需要を滿しても、尙過剩なる南方物資は中國大陸をして吸収せしむる外ない。中國大陸の吸収力は大きい。而て其の吸収口は長江流域に住む二億の住民を背後に控えてゐる上海である。吸収する反面には南方に對して其の住民の需要するものを供給しなければならぬが、それは前述のやうに上海に大いに輕工業、雜工業を發達せしめて南方に其の製品を輸出するのである。

四、上海の繁榮を維持することは對華民族政策及び華僑對策上も極めて重要なことである。從來上海が中國大陸の貿易金融の中樞であつた關係上、數十億元に上る民族資本が上海に集中してゐる。そして大陸の住民ばかりでなく南洋華僑も上海經濟の動きに對しては頗る敏感である。上海の金融は大東亞戰爭の勃發と共に完全に我方の統制下に置かれた

が、上海が我方の指導統制下に發展すれば民族資本は安住の地を上海と定めて我方並に國民政府に對する積極的協力を惜しまないであらう。又從來南洋華僑送金の大きな部分が上海に集中されてゐるが、上海を通じて一千萬人の華僑に呼びかければ大きな効果が期待される。

## 2 上海と南方との貿易關係

大東亞圏と米英との經濟關係が斷絶した上は南方諸地域と一屬密接に結ばれなければならない。密接に結ばれることに依つて南方諸地域と中國大陸の住民は救はれ、經濟的繁榮が齎されるのである。華中に就いて言へば、華中は第一に主要食料品たる米、砂糖及び動力源たる石炭、石油の供給を南方に仰がなければならぬ。又南方は綿絲布その他工業生産品の供給を上海に求めてゐる。船腹不足の解決が最も困難な問題であるが、中國人は許さればジャンクで南との輸送を行ふであらう。全中國の無数のジャンク船は總計すれば一千萬噸に達すると見人もあり、とにかくジャンク船の輸送力は決して馬鹿にはならない。次に參考迄に最近の上海と南方との貿易關係を海關統計によつて見れば左の如くである。

即ち十六年一月から十一月迄の上海對南方輸出入累計額を見ると、輸入の方では蘭印、佛印

英領印度、ビルマからの輸入が多く、輸出の方では最も多いのが蘭印向で、次に英領印度、佛印、海峽植民地、泰國、比島の順となつてゐる。尤も同年は日・英米關係の急迫を傳へて上海對南方貿易も異常な動きを示して居り思惑的な輸出入が相當多かつた。十五年と十六年とを較べてみると輸出では佛印向は十倍、蘭印は三倍、比島及びビルマも二倍以上に激増してゐるのである。佛印やビルマ向の輸出増加は重慶側の見越輸入によるものと思はれる。輸入の方では佛印及びビルマからの輸入増加が目立つが、之は米の輸入増加によるものである。現在の華中の事情では佛印、泰、ビルマ方面から一年に約二十五萬噸の米を輸入しなければならぬ。上海對南方諸地域との貿易額を示せば左の如くである。

▽上海港對南方貿易額 (單位千元・昭和十六年十二月以降發表中止)

| 對手國名  | 入        |           | 出        |           |
|-------|----------|-----------|----------|-----------|
|       | 十六年一月十一月 | 十五年十一月十二月 | 十六年一月十一月 | 十五年十一月十二月 |
| 濠洲    | 一七、〇八七   | 二二、五七三    | 八、七〇三    | 一三、四六〇    |
| 英領印度  | 六八、二九一   | 一二四、七三五   | 一〇一、三七三  | 八七、六〇六    |
| 北ボルネオ | 二五二      | 五二八       | 一三四      | 一〇二       |
| ビルマ   | 六六、九八四   | 五、三八二     | 二七、二八八   | 一〇、三二二    |
| 佛印    | 八〇、四八〇   | 五六、三九七    | 九一、七〇〇   | 九、九八一     |

|     |        |        |         |        |
|-----|--------|--------|---------|--------|
| 蘭印  | 七九、五九七 | 四四、九三六 | 一四八、五五三 | 四七、六〇二 |
| 比島  | 九、〇五〇  | 三、一九七  | 七〇、七五三  | 三一、六五七 |
| マレイ | 四、一二八  | 八、一一二  | 八八、六一〇  | 六〇、三一二 |
| 泰國  | 一一、〇〇六 | 五、八〇一  | 七六、七六八  | 四二、七二五 |

之を品目別に見ると南方から輸入されるものは殆ど全部農産物と鑛産物である。米の輸入が最も多く十六年一月から十一月迄の累計で、ビルマから二千二百九十萬金單位、佛印から二十三十萬金單位、泰國から七百四十萬金單位を輸入してゐる。濠洲からは小麥百三十萬金單位、小麥粉百二十萬金單位が輸入されてゐる。砂糖は大半を蘭印から輸入して居り、上海の砂糖總輸入額一千五百五十萬金單位のうち一千二百二十萬金單位が蘭印からの供給である。石油も殆ど全部蘭印から輸入されて居り、石油總輸入額百八十萬金單位のうち百五十萬金單位、燈油總輸入額百五十萬金單位のうち百十萬金單位が蘭印から輸入されてゐる。石炭は總輸入額一千二十萬金單位のうち五百八十萬金單位が佛印から輸入されてゐる。

次に輸出の方では綿絲布が壓倒的に多い。綿布の輸出を地域別に見れば蘭印向が首位で三千四百九十萬元、佛印向二千五百十萬元、英領印度向二千四百二十萬元、比島向二千八百八十萬元、泰國向一千九百十萬元、マレイ向一千百萬元の順となつてゐる。綿絲は蘭印向輸出が五千九百

八十萬元に上り、英領印度、佛印、泰國向輸出も夫々一千二百萬元を超えてゐる。その他金屬製品、ガラス製品、化學製品等の輸出も多少あるが綿絲布に較べたら問題にならない。

### 3 貿易統制機構の再編成

次に上海に於ける貿易業者の南方貿易取扱金額を邦人、中國人、外人に分けて其の取扱比率を示せば左の如く、從來は中國人、外人の取扱ひが壓倒的に多く邦人の取扱額は少額に留まつてゐた。

▽ 上海港對南方貿易取扱比率

| 對手國名 | 輸 出 |     |     | 輸 入 |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | 邦人  | 華人  | 外人  | 邦人  | 華人  | 外人  |
| 泰 國  | 七%  | 五六% | 三七% | 八%  | 二二% | 七〇% |
| 佛 印  | 六   | 四五  | 四九  | 一   | 一   | 九八  |
| 比 島  | 六   | 四五  | 四九  | 三二  | 一八  | 五〇  |
| 蘭 印  | 七   | 四三  | 五〇  | 四   | 四〇  | 五六  |
| マレー  | 五   | 四七  | 四八  | 一   | 三九  | 六一  |
| 英領印度 | 一   | 四二  | 五七  | 五二  | 一一  | 三七  |
| ビルマ  | 三   | 四六  | 五一  | 二   | 一一  | 八〇  |

今後の上海對南方貿易を如何なる形に於て展開せしめるかは頗る重要なる問題であるが、勿論日本側の指導統制下に行はなければならないと考へられる。企畫院では南方貿易の將來に關し重要物資に就いては政府の計算に於て一手に買取輸入をなし、輸出も同様に政府が買取輸出をなす方針を明示してゐるが、大東亞圈計劃貿易の遂行の見地からすれば華中の貿易に就いても同様の方針が適用されるものと思はれる。そして斯かる高度の貿易統制を實施する爲めに上海にも強力なる貿易統制機關が設立される事とならう。其の貿易統制機關は邦人側貿易商のみならず華、外人貿易商をも一元的統制下に置くものでなければならぬ。華中に於ける邦人側貿易統制團體としては輸入配給部門では軍票交換用物資配給組合、中支那輸入配給組合及び物動物資組合があるが、之等の組合を統合する一元的統制機關が生れなければならない。輸出統制は華中に於ては更に不完全で、二三の物資に就いて商品別の統制會社或は組合が存在するばかりであるが、一元的統制機關は勿論輸出統制をも行はねばならない。たゞ斯かる貿易統制強化の過程に於て中小貿易業者を如何にするかの問題が華中にも發生してゐるのであるが、其の救済策としては奥地物資の收買方面或は配給部門に於て活用すると共に、重要物資以外のものに就いて輸出入取扱ひを許され、ば彼等の生きる途も拓けて來るであらう。

### 三、物資統制の強化と上海經濟計畫の進展

大東亞戰勃發以來新たな方向を與へられて來た上海經濟界は最近發表された三つの工作によつて確然たる軌道に乗せられた。謂ふ所の工作の一つは本年三月三十一日より實施された新舊法幣の等價關係切離しであり、他の工作は四月一日以降上海地區の物資統制が興亞院の手によつて一元的に行はれることになつたこと、敵性工場七十九が民間に委託されたことである。前者に付ては後章に譲り、茲では先づ後者に付て其の概要を述べてみる。

#### 1 興亞院に依る物資の一元的統制

大東亞戰勃發と共に上海方面軍は上海租界に進出し、不動産及び動産の移動を禁止し、重要物資を抑留したが、其の後抑留封印物資の内、軍が直接必要なるものは公正妥當なる價格で買上げ、其の物資に就ては原所有者に返還し、若くは一般市民の福祉の爲めに有效長期に使用し得る様な計畫の下に配給する方針を明らかにし、次で二月廿二日に至つて物資處理も大體的目的を達したのと舊正前の取引を圓滑ならしめる見地から封印倉庫を漸次開放する旨聲明し、移動制限物資も其の範圍を縮少して綿製品、羊毛製品、金、銀等を除外した。

然し以上の物資處理は大東亞戰勃發直後の應急措置と言ふべく、軍當局の物資處理完了後に於ては恒久策が講ぜられねばならない。斯くて軍及び興亞院の現地當局は上海地區に於ける物資の生産、配給の恒久的統制を研究、諸般の準備を進めてゐたが其の準備も三月末には完了したので、四月一日以降上海地區に於ける物資使用、製造、販賣を興亞院華中聯絡部をして一元的に統制せしめることになつた。此の結果興亞院華中聯絡部は総合的な計畫經濟の下に、上海經濟を大陸派兵の兵站基地たらしめると同時に、東亞共榮圈の有力なる一環たらしむべく積極的指導に乗出すに至つた。現下の上海經濟を見るに、原材料の減少と圓域乃至海外よりの物資補給の減退により其の生産力は萎縮しつゝあり、而も物資の需給は華中地區に止まらず、内地、滿洲、華北等よりの期待尠なからざる状態に在る。斯く尠大なる需要を少量の物資を以て充足せんとするには、當然強力にして實行力ある総合的な物資需給計畫を策定せざるを得ず、興亞院當局が上海地區經濟の指導を直接擔當したのは之が爲めである。

勿論重要物資の移動制限はなほ解除されないが、之亦興亞院が許可制事務を採ることになつた。尤も之等の移動制限は目下着々結成を見てゐる日華同業公會が安全に結成された場合は解除される方針である。今次改訂を見た物資移動制限品目は十八の重要品種に互り、二月廿二日



の聲明で解除されてゐた綿製品が再び制限品目に編入されたのが注目される。後者は南方物資入手の見返品として之を統制する必要がある爲めであらう。上海地區に於ける現行移動制限品目は左の通りである。

- 一、鐵鋼類、二、非鐵金屬、三、鑛石類、四、棉花及び同製品、五、羊毛類及び同製品、六、麻及び同製品、七、皮革、八、ゴム及び同製品、九、木材、一〇、鑛油類、一一、石炭、一二、工業藥品、染料、塗料及び顔料、一三、油脂及び樹脂、一四、醫藥品及び醫藥材料、一五、機械及び同部分品、一六、米、小麥、雜穀、麵粉其他食糧品、一七、ドラム罐、一八、紙類、(以上孰れも自家用製品を除く)

而して物資を移動せんとするものは物資別公會を通じて興亞院の許可を受けることを要し、公會の署名なきものは原則として之を認めないこととなつて居る。従つて物資に就き未だ公會の結成なき向きは速かに公會を結成し興亞院當局の方針に協力すべく、興亞院より日華業者に指達されてゐる。斯くて日華業者の新公會結成が相次で行はれ、之等の日華同業公會は兩者の聯合體を組織し、此の聯合體を通じて興亞院が直接指令を發し指導することになつてゐる。之等物資別日華同業公會に對する興亞院當局の指導方針要領は左の如くで、各公會を通じて計

實經濟を確立せんとするものである。

- 一、消費節約、買溜實惜み防止を徹底的に強化すること
- 二、常に在庫を明かにし物資の散逸防止を圖ること
- 三、敵國又は第三國人に對する物資の移轉、讓渡を徹底的に防止すること
- 四、計畫經濟の確立推進に努むること、之が爲め左の統制を完遂し新體制を整ふ

(イ) 工場の整理

日華工場の如何を問はず適者生存共榮の理念を以て整理統合操業率の決定を爲す

(ロ) 製品の規格化

製品の規格化を計り能率増進に努む

(ハ) 原料統制

上海地區内の原料物資の正確なる調査を實施し之を基準とし能率第一主義により現地の民生、貿易進展助長の趣旨により公正なる割當を行ふ

(ニ) 配給の統制

日華同業公會を強度に支持すると共に公正妥當なる配給を爲さしめ、民心をして公

會信賴の念を強化せしむ

五、物價昂騰を抑壓し民生の安定、對日供給物資の圓滑を期す

## 2 敵性七十九工場の民間委託

上海方面軍當局は大東亞戰勃發と共に在華中の敵性企業を軍管理となしてゐたが、三月廿三日、軍は陸海軍部隊の直接管理する以外の管理事務を興亞院華中聯絡部に擔任せしめる旨發表し、次で之に基き興亞院華中聯絡部では上海地區の敵産工場及び事業を四月一日から日華合辦會社及び邦人系商社等民間に移管經營せしめることになつた。民間への移管工場及び事業は今日迄のところ總計七十九に上つて居り、電力は華中水電、通信は華中電氣通信、ガスは大上海ガス、電車及び自動車は華中都市バス、紡績は在華日本紡績同業會ほか業種別同業邦人商社に委託經營せしめてゐる。之は華中經濟を一元的に統制すると共に戰時下生産力の擴充と需給の調整を圖る爲めに外ならず、斯くして米英の支配下にあつた重要企業は面目を一新して華中經濟の再編成に参加するに至つたのである。

物資の使用、生産、販賣が興亞院華中聯絡部に於て一元的に統制されると共に、企業其のものも軍直接の管理を除いては凡て興亞院華中聯絡部の統制下に移り、茲に上海地區の經濟は舉

げて一元的綜合的に計畫經濟の軌道に乗せられた譯である。軍票工作上永らく独自の立場にあつた軍票交換用物資配給組合も亦興亞院當局との關係を密接にしたこと勿論である。

## 四、華北經濟界の近況と物價問題

圓域各地を通ずる傾向であるが、華北の經濟界も亦大東亞戰爭勃發以來、對日供給物資の増産及び増送計畫の促進と現地自給經濟の確立に邁進して居る。目下展開されつゝある第四次治安強化運動も對敵經濟封鎖を強化する反面右の二目標貫徹を眼目として居る。然し之等目標貫徹に當つて華北で最も大きな問題とされて居るのは物價問題の解決といふ點で、華北は目下現在の物價趨勢を早急に調整するの必要に迫られて居るやうである。

### 1 對日物資供給の促進

華北蒙疆の重要性は政治的な特殊性の外、經濟的に重要物動資源を豊富に包藏して居ること周知の如くであるが、大戰勃發以來華北の斯かる經濟的役割は一段と躍増し、關係當局及び業者は重要資源の開發と開發物資の對日増送に馬力をかけて居る。此の結果昭和十七年度の北支那開發其の他の國策會社及び準國策會社關係の資金計畫は、十六年度に較べて一億圓程度増額

され、對日輸送船腹の割當も昨年度に較べて引上げられたやうである。日本が華北蒙疆に最も期待する鐵、石炭、鹽等の増産及び増送が之に依つて期待される譯である。此の間鐵に付いては從來の如く鐵鑛石を日本に供給する傍ら、之を銑鐵乃至半製品にして供給する計畫が進められ、本年度より天津地方に北支製鐵會社が設立されるが如き、又本年度新規計畫としては山西省に硫安製造會社が設立されるが如き之である。開發資材の現地自給化は着々進められ、資金に關しても其の大半は依然日本に求めざるを得ないやうであるが、擔當額は現地で調辨するやう施策を廻らされて居る。金融機關取締規則に基て聯銀に集中せる華北各金融機關の資金を運用する外、聯銀所有の金圓を活用する計畫が進められて居る。

現地の自給經濟確立に關しては、華北が本來入超地域であり、戦前に於ては日本の外第三國及び華中方面に求めて居た部分が相當多かつただけに其の必要が痛感されて居る。尤も華北は戦前から之等の輸入品を相當貯藏して居り、十六年上半年期には石油、揮發油の繰上輸入、下半年期には砂糖其の他の食糧品を華中から盛んに移入し、其の他非鐵金屬、小麥粉等も茲當分の物を貯藏して居るが如くである。勿論大戰勃發以來日本からの物資供給は減退を免れず、第三國品の輸入杜絶は當然であり、華中からの供給も小麥粉、煙草等のバーター品は兎も角、其

の他は減少を覺悟しなければならぬから、現地の自給經濟は強力な配給統制を伴はなくてはなるまい。

## 2 通貨工作の進展

敵性金融勢力の一掃といふ點から見れば華北の通貨工作は大東亞戰爭勃發に依つて一應の終止符を打たれたと云へよう。事變後永らく天津の租界に蟠居して聯銀工作を阻害して居た英米金融機關も、重慶系分子も拂拭されて了つたのであるから、聯銀券の華北和平地區に於ける支配統一は完璧となつた。天津租界の接收と共に租界内舊法幣の所持者は同額面の二五%で、又舊法幣預金者は同じく四〇%で聯銀券に引換えられ、其の他滿洲國貨幣、日本貨幣（共に小額貨幣）も其の流通を禁止されて小額貨幣まで聯銀券一色に統一されて了つた。華中の如く猶ほ舊法幣が數量的に壓倒的であり、儲備券、軍票と三者並行せる状態と著しく異なる。

斯くて聯銀券の流通高は愈々増勢を辿り昨年末の發行高の如き九億六千六百萬圓に達して、前年昭和十五年末に較べて二億五千百萬圓を著増して居る。更に治安強化運動、對重慶撲滅戰の展開と共に今後の聯銀券は重慶治下に執拗全面的に進出することが最大の課題となるに至つた。勿論數量的な増發のみに走ればさらでに昂騰を辿る華北の物價高に更に拍車をかけるの

で之が回収も亦必要であつて、聯銀當局は此の方面に於ても眞剣に努力して居るやうである。各金融機關に對する聯銀の支配力を確立した金融機關取締規則は此の點に大いに役立つであらうし、又現地自給經濟を期して現地の資金を吸収せんとして居る點や、増税或は日本國債の邦人商社買入れを奨励して居るのも、聯銀券の行過ぎ膨脹を阻止せんとする努力の現はれと見られる。更に聯銀券の價值維持に對し從來支障を與へて居た天津の滙申爲替も聯銀券對上海法幣相場を三十圓に固定し、次で此のレートを儲幣券に限定するに至つたのであるが、斯様にして聯銀券價值が上海舊法幣價值の崩落に引摺られる傾向も消滅したと云へるのである。勿論華北に於ける物價水準及び對華中通貨價值の關係如何に依つては、華北聯銀券の對日本圓バー維持は再検討を要するべく、此の問題の解決こそは華北經濟今後に於ける最大の要務とも思はれるのである。

### 3 華北物價の性格

第三國貿易の杜絶と滙申爲替の公定及び後者を利用する貿易ルートの減退は、華北に於ける物價の動搖を減殺すると共に、舊法幣安に伴ふ華北の物價高誘致を著しく少くしたことは事實である。従つて華北當局の物價操作が從來に比し可成りやり易くなつたと云はれるのも肯かれ

る事である。然し大東亞戰の展開に伴ふ同じ理由から第三國及び圓域各地に期待して居た物資の輸移入が減退したのであるから、物の絶對的不足は争はれない。主要物資に付ては當面の需要分を貯藏してゐるとしても、配給機構を徹底的に整備統制しない以上物價の昂騰は避けられない。現に華北の物價は本年三月の天津卸物價指數に付て見ると過去一年間に三割五分方、同じく天津工人生活費指數は五割方暴騰して居るのである。而も此の昂騰は米英の資産凍結實施の昨年七月以後、更に大東亞戰勃發以後特に著しく、本年四、五月も依然騰勢を緩めない状態にある。勿論物價の昂騰は世界的現象であり華北に限られたものでなく、重慶治下の如きは殺人的物價高に悩んでゐるが、同じく中國の和平地區たる華中と比較すると此の間幾多研究に値ひする現象が認められる。華中の場合を上海に就て見ると、上海の法幣建物價は法幣の暴落から當然大暴騰を示し本年四月の指數は大戦勃發前の昨年十一月に較べて倍額の大暴騰であるが、軍票建物價は此の間殆んど保合と云つた状態である。日本圓に對して聯銀券も軍票も同價値を有し乍ら物價の面から見た兩通貨の購買力は昨今斯様に乖離して居る事に留意すべきである。更に華北の物價昂騰を其の内容に付て見ると、石炭其他華北の對日供給重要物資に付ては大した昂騰が見られず、食糧品の割當が目立ち、之を華中に比較すると華北天津の石炭市價の如

きは華中上海市價の僅かに四分の一と云つた割安であるが、皮革製品は華北が上海の二倍を唱へ、綿製品は上海の二、三割高、小麦粉も上海市價を上廻り、米は大體同値頃を唱へてゐるやうである。總じて華北主要都市の物價は上海邊に較べて割當であり、昨今の傾向は石炭、鐵鏽等對日供給物資に較べて民需食糧品及び被服材料の割當及び斯かる傾向の増大が目目される。華北物價の斯様な二重性は其の放置を許さず、若し之を放置して居れば勞働者の生活費高から肝腎の對日供給物資の増産も影響を免れない事になるので、此の點當局者が深甚の注意を拂ひ萬全の對策を進めて居るのは寔に當然の事である。勿論民生の安定、治安の確立と云つた點からも華北の物價安定は重要となつて居る。

#### 4 増産と華人對策の必要

華北に於ける斯かる民需物資の昂騰に對して如何なる對策が樹てられてゐるか。通貨部面に於ては行き過ぎの膨脹阻止、配給部面では統制の強化が行はれて居ることは上述の如くであるが、小麦及び棉花等の増産計畫促進は此の方面に於て特に留意される。而も之等の民需生活必需品物資の産地が未だ和平地區に占められて居らず、又和平地區内に於ても敵遊撃隊の攪亂を屢々免れない事情にあることは、目下展開されて居る治安強化運動の重要性を更に加重するも

のであらう。勿論華北民需品の需給状態を見るに、農村自體に付て見ると小麦、雜穀の如きは自給可能であつて、不足せるものは都市のみである。従つて都市の不足を補充するには農村に於ける農産物の増産と收買の増大が絶対に必要となつて来る。ところで華北に於ける農産物の増産上不可缺の物的條件は依然「水」である。古來中國では南船北馬と云はれて居り、或は政治の要貌は灌溉水利事業にあると云はれてゐるが、今日の華北農村が最も求めて居るのは水である。之に付ては大小の運河を改修乃至増設する外、全華北に差當り二十萬の堀抜井戸開鑿が着手されてゐる。

而も猶、華北の物價政策上忽せに出來ず、否今後倍舊の考慮を拂はなければならぬのは華人業者に對する措置である。天津地區の一部物資を除くと華北に於ける物資の配給機構は邦人中心であり、従つて邦人側に於て公定價格を設定しても、之は華人業者に利用されるのみで割安の物資は華人に買占められる現象を呈する。斯かる弊を除去する爲めにはどうしても配給機構に華人を引入れる必要が絶対にあり、此の必要は物資の現地自給の傾向が大きくなればなる程増大するであらう。華人業者を全配給機構に引入れることは華中の上海では著しく進捗してゐるところで、華北に於ても早急に實現が期待され、斯くして物資の種類に依つては切符制の

採用も可能となり、現にさうした方向に進みつゝあるやうである。

或は華北に於ける生産配給の機構が確立するならば、日本及び華中に對する通貨面の調節も可能となる譯で、此の事は又華北物資の對外的水準の調節をも可能ならしめるであらう。

## 第十一章 華中幣制統一問題と今後の對策

### 一、中國（華中）より觀たる

#### 通貨、爲替政策確立の急務

支那事變が大東亞戰に展開し南方作戰が着々と效を奏するに従つて、日本の大東亞通貨、爲替政策も亦當然新たに展開されなければならない。日本の對中國通貨爲替政策は既に四ヶ年半の過程に於て確立し、南方占領地域のそれも相次で一應の確立を見てゐるやうであるが、米英帝國主義を徹底的に打ち負かすべく、軍作戰と共に大東亞共榮圈を強靱雄厚に建設して行くには共榮圈内各地域相互の通貨、爲替政策を再検討し、綜合的に之を再建する必要があるであらう。仍つて此處では華中を中心として今後の通貨、爲替政策を見よう。

#### 1 軍票、儲備券、舊法幣の動向

周知の如く華中では軍票、中央儲備銀行券、舊法幣が主要通貨として流通してゐる。此の外市中の錢莊間では米弗札、香港弗札も取引され、その他敵性通貨及び南方占領地域の通貨も上

海邊りでは尙ほ少量乍ら閣取引されて居るが、之等の流通高は微々たるもので而も大東亞戦争勃發前に較べると著しく減價されてゐる。

三主要通貨の流通高に付て見ると、軍票の流通高は當局に於て發表を禁止して居るので推定する外ないが、儲備券は本年二月廿八日現在四億一千二百萬元、舊法幣は長江デルタ三角地帯だけで二十五億元前後と押へられてゐる。流通地域に付て見ると、軍票は華中に於ける皇軍占領地域全般、儲備券は安慶下流皇軍占領地域、舊法幣は軍票、儲備券の流通地域にも依然として根強く流通してゐる。流通高、流通地域何れの點からも舊法幣は華中に於ける支拂流通手段の主たる地位を猶ほ維持して居るのである。

然し傾向的に之等三主要通貨の動きを見ると、軍票の流通地域擴大は中止の状態であり、舊法幣は後退に向ひ、儲備券は進出する状態にある。此の傾向は大東亞戦争勃發後に於ける華中新情勢の然らしむる所であつて、特に儲備券の進出が顯著である。儲備券の斯う著しい進出は重慶の頼みとする米英の我が軍に依る打倒、之に伴ふ重慶の苦境と我が方の重慶政權潰滅の決意宣明と作戦等一般的原因に加ふるに、直接的には我が軍進駐下の上海租界内流通高が共同租界公租公課の儲備券建實施、公共事業各社料金の儲備券建或は我が在華紡製品の儲備券建取引等

に由るもので、更に奥地流通地域の擴大、和平地區銀行の領用制採用に依る儲備券の流通促進、等に由るものである。

次に三主要通貨の價值、言ひ換えれば之等の通貨の物資購買力に付て見ると、軍票の購買力は益々高く、儲備券も最近では舊法幣に比し強い傾向を示してゐる。之は軍票にあつては其の價値の裏付が對日期待物資では減少して居るが、軍票建現地製品の數量が増大し、又配給機構の確立に依る軍票價値の裏付力が増大した爲めであり、儲備券また前述の如く共同租界公租公課の儲備券建、紡績製品其の他の儲備券建に由るものである。更に三通貨の對比價値に付て見ると、軍票の對舊法幣相場は大東亞戦争勃發直後廿五圓丁度賣に公定されて今日に至つてゐるが市中の相場は廿二、三圓を唱へ、儲備券の對舊法幣相場は儲備銀行自身バーを表明してゐるが市中では對舊法幣百元に付き五元前後のプレミアムをつけてゐる。

而も斯うる軍票の睨り、之に次で儲備券また強氣配を辿ると共に流通面が擴大する傾向は更に持續すべく、斯くて情勢の展開に従つて儲備券と日本圓のリンク、儲備券の舊法幣ペー・リンクの切離しが期待される譯である。

## 2 貿易決済に於ける華中爲替の複雑性

上海租界の中立的存在が解消して敵國との貿易が無くなつた今日、上海の第三國向爲替取引が消失したのは當然である。然し從來第三國及び第三國領土であつた南洋地域と上海との貿易が復活するに従つて、上海の爲替政策は新たに樹立されねばならない。此の結果大東亞戰勃發以前にあつても複雑であつた華中の對外決済方法は、如何なる點からも簡單統一化される必要があらう。或は日本を中心とした大東亞共榮圈内個々の地域向貿易は、從來の方法乃至其の都度決定される方法に依つて決済されるであらうが、然し斯る方法に依つては共榮圈各地相互の貿易決済の圓滑は期待し難い。大東亞共榮圈の確立上華中が如何なる役割を果すかは日本内地の決定する處であり、大東亞解放戦が尙ほ展開されてゐる今日斯る華中の役割を固定化するのには尙早ではあらうが、大戦遂行中にあつて華中の寄與する部面は多分にあり、又大東亞戰下に於ける支那事變の處理が如何に大きな意義を有するかを顧みれば、華中の通貨、爲替政策を新情勢に即應して共榮圈内物資交流の圓滑化に資すべく考慮する事は此の際喫緊事とされよう。

先づ從來の圓域内決済方法に付て見ると、華中の内地、滿洲、華北、華南向爲替は日本の圓元バーの原則に従つて圓決済に關する限りバーであつた。然し其の内容に付て窺ふと、華中の

日本向けと滿洲、華北向けとは孰れも異なるものである。

日本向けに對しては軍票決済に當つては、華中の輸入品には各物資に就て相違する調整料があり、此の調整料の徴收も當初は大體全額内地で、後に至つては華中の現地でも其の若干を徴收する状態で、華中の對日輸出は調整料資金の幾何かを廻付されて居た。然るに其の後昭和十六年七月に於ける米英の資産凍結以來、特別圓が登場するに至り對日輸出品の多くは今日特別圓に依つて決済されて居る。等しく日本圓であり乍ら軍票と特別圓の對法幣相場は異り後者のレートは前者に比し可成り高く、後者の賣買値軸は三圓開きといふ有様である。従つて對日輸入品は軍票決済中心であり、對日輸出は特別圓建が多い。而も特別圓建日本向輸出品のうち更に調整料が加つて居るものがあり、例へば棉花の如きは紡績會社釀出の調整料と特別圓健に依つて日本向けに輸出されて居る現狀である。然し華中の日本向け貿易は後述の滿洲、華北向けと異つてバーター制ではなく華中の對日貿易尻は相變らず入超である。

次ぎに滿洲、華北向け貿易に付て見ると何れもバーター制を原則としてゐる。然し滿洲向けは滿洲圓と軍票はバーであるが、華北向けは之と著しく事情を異にして居る。華北と華中の貿易決済は特定物資の所謂興亞院バーター（最大の金額で十六年度一億六千萬圓）及び陸路個人



パーターは各れも聯銀券對軍票はバーであるが、聯銀の外貨集中政策に基くものと華中財務官承認の華北向取引は特別圓決済であり、此の他統制されざる自由取引に聯銀券對上海舊法幣の滙申爲替決済がある。而も右の特別圓の對法幣相場は日本の特別圓レートと異なる現狀で寔に以て複雑極まるものである。之に加ふるに從來全く對外決済に使用されなかつた儲備券の貿易通貨としての登場も必然的なのである。

### 3 通貨、産業兩面からの對策が肝要

以上の如く見ると日本を中核とした大東亞共榮圈内通貨、爲替政策の綜合的再検討の必要は勿論乍ら、中國自體に於て既に何等かの調整を行ふ必要が痛感される次第である。殊に華中に於ける各種通貨流通狀況、對日滿、華北決済の複雑なる現狀は至急調整される必要があらう。對外決済部面に於ては華中の對日滿、對華北何れも特別圓建を全面化するのも應急措置としては考慮されるが、華中に於て舊法幣が驅逐され、儲備券の流通高が壓倒的となつた場合には如何にするか。此の場合には特別圓の對法幣相場を對儲備券相場に代置する事が考へられよう。然し之亦飽く迄應急措置であつて、支那事變の處理が進捗するに従つて此の間華北、華中新通貨間の調整が殊更に問題となつて來るであらう。

華中と南方との貿易は佛印を除いて未だ再開されて居らず、南方占領地域向け貿易は全く再開されて居ない。然し差當り華中が佛印からの輸入割當を受けた米穀の決済を如何にするかが問題で、見返品として華中から綿製品を送るとしても如何なる通貨建に依るかを決定しなければならぬ。南方占領地域の新舊通貨は目下的新貿易決済に使用されるのを禁じられて居るが之亦貿易決済に當つての具體的措置が早晚確定されなければならぬ。華中の再建、支那事變の處理に經濟建設が必要なのは依然として不變であり、従つて華中と南方經濟關係の回復は此の點からも期待さるべく更に政治的意義も重要である。論者或は華中は求める物のみあつて供給する物少しといふかも知れないが、孫文も云つて居るが如く中國には低廉なる勞力が豊富にあり、而も上海には多數の遊休工場施設がある。低廉なる勞力と遊休施設に南方の原料を加ふれば華中の共榮圈内に於ける經濟的役割が著るしく向上するのは明らかで、従つて又華中の南方向け貿易決済の確立が痛感される譯である。

## 二、華中に於ける金融政策の轉換

華中の通貨金融狀態が維然ではあるが、其の方向が奈邊にあるかは前に述べた通りである。

又其の方向を廻つて幾多の問題が介在することも指摘しておいた心算である。現實は正しく其の通りで、本年三月九日軍票の對法幣建値を變更して儲備券のみに建値を限定したことは豫て看取された方向を裏付けるものであり、他面に於て困難ではあるが是非共解決しなければならぬ問題を生ずるものである。

#### 1 舊法幣の崩落と軍票の儲備券建

大東亞戰爭勃發直後現地當局は軍票の建値を二十五圓丁度賣、同八分一買に公定したが、素より此の建値は舊法幣、儲備券各れにも適用されるものであつた。蓋し華中に於ける金融界の現状をもつてすると、舊法幣は數量的に依然壓倒的であり、上海の如き取引の大部分は舊法幣建であり、奥地に於ける土產品の買付け又殆んど舊法幣によらざるを得ず、總じて民衆生活に直接關係ある小賣部面の大部分が尙ほ舊法幣で行はれてゐるからである。

然し舊法幣の實體其のものは我が方の租界進駐に伴ふ敵性金融支配力の一掃により脆弱極まるものとなり、其の後の情勢は舊法幣價值の低落に拍車をかけた。即ち香港、シンガポールの陥落と、ラングーン作戦の進展は重慶政權を益々孤立化せしめ、物資の輸送路を全く遮斷すると共に、南方諸地域の相次ぐ占領は南洋華僑の送金を中絶するに至つた。一方國民政府の公租

公課、關稅の儲備券建に次で上海租界當局の公租公課また儲備券建となり、商品配給部面に於ける軍票建機構の躍進に次で儲備券建による商品取引も進展するといつた事情から、舊法幣の物資購買力は著しく削減されるに至つたのである。

情勢が斯くの如くなつた以上、敵性通貨たる舊法幣の排除といつた點よりは寧ろ和平地區に於ける民生の安定といつた點から、舊法幣に對する措置が緊急となつて來たわけである。敵性通貨を排除する趣旨から云へば、儲備券の對日舊法幣バー・リンクは直ちに停止すべきであるが、それには儲備券の流通額が猶ほ不充分であつて、早急なるバー・リンクの停止は舊法幣によつて生活せる多數民衆に大きな衝擊を與へることになる。斯くて採られたのが三月七日發表三月九日より實施された軍票の儲備券建である。即ち從來正金銀行で建てゝゐた軍票相場は新舊法幣に共通のものであつたが、今後は専ら儲備券に對してのみ相場を建てることに改め、九日よりの正金建値は儲備券に對し二十圓丁度賣、同八分一買に決定した。尤も舊法幣と雖も市中相場を基準として軍票との交換を認めるといふのであつて、茲に儲備券は日本圓にリンクし、日本圓の對舊法幣相場は市場の推移に委せた譯である。現地當局の説明によると、右の措置は物資配給面からの物價抑制策と共に通貨面からも安定策を講ずる必要に鑑みて行はれたもの

で、重慶側の通貨たる舊法幣に統制を加へることが困難なる以上、國民政府に於て統制の出来る儲備券に依つて物價の安定を圖らうといふのである。

## 2 儲備券と舊法幣の等價切離し豫想

軍票相場の建値變更に關して我が當局では以上の如く、物價の安定を強調して儲備券の對舊法幣バー・リンクの關係に何等影響するものでないとの態度を示し、儲備銀行また儲備券と舊法幣との等價關係は依然變らざる旨を表明し、一人當り三百元の舊法幣に對する儲備券の交換を續行してゐる。然し儲備銀行當局は既に再三に互つて舊法幣とのバー關係切離しの用意ある旨を言明して居り、而も今回の軍票建値が儲備券にのみ限定して、軍票と舊法幣の交換は市中相場を基準とする旨を明確に發表した以上、儲備券と舊法幣との價値切離しが近い内に實現すべしとの感じを一般に與へることは必然であつた。

斯くて舊法幣の市中相場は以後は落潮凄まじく、一時は軍票百圓に對して十三圓臺まで崩落、其の後落着いたものの十五圓前後を往來してゐる。のみならず舊法幣は儲備券に對して法的には依然等價關係にあるが、以後著るしくデイス・バリチーを示して、儲備券のプレミアムは一二、三割を唱へるに至つた。此の間儲備銀行では三月九日以後の預金は舊法幣と儲備券とを區

別し、市中の華商銀行又同様の態度を取り、邦人銀行に於ては九日以前の舊法幣預金も儲備券に振替えることを拒絶する有様である。一方市中に於ける儲備券は退藏される部分多く、舊法幣の手持筋は之を放出し、軍票、儲備券、物資への逃避著るしく、寔に惡貨は市中に溢れて良貨は姿を匿くし、所謂グレシラムの法則通りの現象を呈したのである。舊法幣建物價が一齊に暴騰したのは當然である。

## 3 儲備券と舊法幣の今後

南京國民政府の「貨幣整理暫行辦法」に依ると、同辦法第三條では儲備券は舊法幣と等價を以て適用せしめ、第四條では儲備券と舊法幣とは等價を以て交換するとある。同辦法は現在迄の所未だ改正されて居らず、従つて法的にはバー・リンクは依然續けられてゐるわけである。然しバー・リンクの關係は市中では既に事實上解消して居り、問題は法的に之を何時如何にして實行するかである。尤も今次の舊法幣暴落は餘りにも著るしいものがあり、華商金融商工界は素より一般華人の受けた打撃は大きく、上海銀錢業者の如きは儲備券舊法幣の等價維持に關する工作を國民政府に要望して居り、邦人側に於ても土產物資の値上り著るしく買付けに支障を來してゐるので、儲備券の對舊法幣等價關係の切離し即行は未だしの感がある。

然し切離しの方向がより明瞭になつたことは争へない。然らば何時切離しを實行するか、其の條件は如何。抽象的に云へば、切離しを行つても和平地區の商工界及び一般民衆にさして苦痛衝動を與へないことが明らかとなつた場合である。技術的には或る種の舊法幣を儲備券同様に通用力を保有せしめることも考へられようが、最も解り易い主要條件は儲備券の流通高が今日以上相當額に達することである。大東亞戰爭勃發後に於ける儲備券の流通高は前述の如き理由により増加の一途を辿り、特に最近での増加振は素晴らしく、大東亞戰爭勃發直前には二億元に達しなかつたものが、今春では遂に五億元臺を突破せる状態である。然し三角地帯のみをとつてみても舊法幣の二十四、五億元の流通高に較べれば、儲備券の通貨上に於ける地位は未だ支配的とは云へない。然し既往及び最近採擇せる各種の儲備券流通工作は、新たに考へられる新工作と相俟つて流通額を更に躍増せしめることは必至で、従つて對舊法幣の等價切離しは刻々接近しつゝあるものと云へよう。切離しと舊法幣價值の切下げが同時に行はれるか或は後者は其の後に行はれるか之亦問題であるが、大體華北の聯銀工作と軌を一にして然るべきものと思ふ。(尙切離しは三月三十日財政部布告を以て發表されたが之は次に説明する)

#### 4 對外決済と儲備券

儲備券は今日迄の所未だ對外決済の機能を果してゐなかつたが、儲備券が華中の代表的通貨となれば當然對外決済の機能を有し、國內的にも對外的にも華中を代表する通貨となるであらう。既に今次の舊法幣崩落の情勢に鑑みて、華中の對日輸出決済に使用されてゐる特別圓の對舊法幣レートは對儲備券レートに代置され、特別圓建輸出業者は所定のレートで儲備券を入手することになつてゐる。又華北の特別圓も對儲備券建となり、華北の滙申爲替も絶局聯銀券に對する儲備券となるであらう。此の事は儲備券が既に特別圓を仲介として日本及び華北向けの決済機能を一部果してゐる證左に外ならない。とは云へ此の場合に於ても儲備券が尙ほ一層流通を増加して華中に於ける通貨の支配的地位を獲得した時に、所期の機能を餘す所なく果すわけである。

然し儲備券の斯かる進出は對軍票關係は兎に角、華北の聯銀及び南方諸通貨との關係解決を迫るものであり、問題は新たに展開するのである。

### 三、新舊法幣の等價關係切離しと前後措置

#### 1 等價關係切離しの財政部布告

新舊法幣の等價關係は、既に三月九日軍票の交換建値が儲備券に限定されて以來事實上解消してゐた。三月九日以後に於ける舊法幣市中相場は軍票の儲備券建値二十圓賣を遙かに下廻り、此の結果儲備銀行では三月廿三日より新舊法幣の一人三百元の窓口交換を停止するに至り、舊法幣は儲備券に對して三、四割のデイスバリチーを示してゐた。此の間儲備銀行では窓口交換の停止に依つて市中の錢莊を指定して舊法幣百元に對し新券七十七元の割合で供給し、以て儲備券の執拗なる進出を續けてゐた。情勢は斯くして新舊法幣の事實上の等價離反を法文化するのみとなつてゐたので、國民政府財政部は還都二周年の三月三十日遂に新舊法幣の等價切離しを發表し、翌三十一日より實施するに至つたのである。従つて此の等價切離しの斷行はさして經濟界に衝動を與へず、國民政府及び儲備銀行當局の大成功であり、我が方當局の協力また宜しきを得たと云へるのである。

新舊法幣の等價關係切離しの財政部布告は二つに分れ、一は從來の貨幣整理暫行辦法の修正であり、他は之が實施辦法に關するものである。前者は第三條、第四條、第六條を修正して原文中舊法幣と儲備銀行券との等價流通の箇所を削除せるも舊法幣は特別なる事情あるものを除くの外暫く流通を許すとなし、後者は儲備銀行券と舊法幣との等價流通を民國三十一年三月三

十一日より即時廢止する旨規定したものである。即ち國稅、關稅等の納入は依然儲備券一本に限定するが、舊法幣の市面流通は之を許す、但し從來規定してゐた兩法幣の等價關係は三月三十一日以降廢止するといふのであつて、華中の金融通貨工作は此處に歴史的な大轉換を行つた譯である。次いで儲備銀行では舊法幣と儲備券との窓口交換を復活したが、其のレートは舊法幣百元に對して儲備券七十七元の割合であり、市中に於ける儲備券の對舊法幣相場も右のレートを中心に動いてゐる。今後に於ける儲備券の進出は當然であり、舊法幣の後退また必然である。

## 2 切離し工作に隨伴すべき善後措置

だが勿論新舊兩法幣の斯かる等價切離し工作に伴つて尙施すべき善後措置の介在せることも留意すべきであらう。と言ふのは本年三月九日以後儲備券は舊法幣に對して著しいデイスバリチーを示すに至つたが、此のデイスバリチーは上海地方では三、四割であつたが奥地では必ずしもさうではなく、之が爲め奥地では舊法幣賣り儲備券買ひ、上海では儲備券賣り舊法幣買ひの操作を行ふ利鞘稼ぎの餘地が多分にあり、現に斯かる操作が三月九日以降著しく行はれたのである。此の結果奥地和平地區では從來とは反對に法幣の流通高が一時的乍ら増加し、而も

上海では儲備券の退蔵氣運が依然強く之が市面流通高はさほど増加せざる事態を現出するに至つた。更に舊法幣の内でも儲備銀行及び我が方銀行で受入れてゐる中央、中國、交通二十八年版以前ののものにも退蔵氣運が窺はれ、農民銀行券及び中央、中國、交通二十九年版以後のものと雜券の市面流通量が増加し、兩者の舊法幣の間にも値開きを生ずるが如き複雑なる状態を呈してゐる。二十九年版以後の舊法幣及び雜券は數量的には支配的ではないが、儲備銀行券及び二十八年版以前の舊法幣にして退蔵されるならば、金融の梗塞を招來することも避け難く、金利は最近一轉して上向を示してゐる。何はさて措き斯かる事態の至急是正が緊急となつてゐる。殊に奥地の和平地區は今後に於ける對重慶潰滅戰及び我が方の土產物資買付けの點で益々重要なるところより、之が金融通貨工作は上海地區と今や順位を轉倒するに至つたと云ふべく、從つて當局者の措置宜ろしきを得ること愈々切なるものがある。

#### 四、華中幣制の統一成る

##### ——舊法幣の一掃と儲備券の代位

大東亞戰爭勃發と共に米英の直接的援助から見放された舊法幣は崩落に崩落を續け乍ら尙ほ

執拗に餘命を繋いで居たが、愈々最後の運命を宣告されるに至つた。國民政府は舊法幣の法的通貨性を昭和十七年六月一日より剝奪し了つて、華中に於ける通貨は儲備券のみを法幣と認めらる斷乎たる措置を採つた。單なる紙上命令ではなく實力を以て舊法幣を回收し、華北に於ける舊法幣一掃に次で華中、華南に於ても之を一掃して了ほうといふのである。

##### 1 舊法幣の崩落急

周知の如く舊法幣は大東亞戰爭勃發と共に日を逐つて崩落した。之が經過的原因は第一には我が方の租界進駐に依り米英の直接的援助が中絶した事、第二には重慶の對外輸血ルートが我が方に依つて完全に遮斷されるに至つた事、第三には民衆の生活に結び付いて居た舊法幣が急テンポで民衆の生活部面から離脱して行つた事等である。注目すべきは第三の原因であつて、華中和平地區に於ける舊法幣價值の唯一の支柱であつた物資の裏付けが軍票及び儲備券に依つて漸次代られ、民衆通貨と云はれて居た舊法幣が民衆から却つて不信視されるに至つたのである。言ひ換えれば軍票建物資の擴大に次で儲備券建物資が飛躍的に増大したのであつて、更に儲備券は軍票にリンクする事に依つて其の價值を安定化し、流通面を著るしく擴大したのである。

儲備券の價值安定と流通面の擴大は、大東亞戰爭後特に本年三月以後に於て著るしいものがある。三月九日に軍票の建値が儲備券のみに限定された事は、儲備券の軍票リンクへの先驅をなすものであつて、新舊法幣は以後等價關係を事實上停止し、三月廿九日には儲備銀行の新舊法幣等價の窓口交換は廢絶された。斯くて國民政府は三月三十一日に至つて新舊法幣の等價關係を法的に切離して了つたのである。次で五月廿二日に軍票の儲備券建値が從來の二十圓丁度賣から十八圓丁度賣に改訂されるや、日華兩當局は新レートの堅持を聲明し、儲備券の軍票リンクは茲に確固不動のものとなつた。此の間儲備券建物資は公租公課の儲備券建と相俟つて大口決済のものから小口決済の民衆小賣部面に迄擴大し、五月廿四日からは租界内百貨店の小賣値、ホテル及びアパートの料金が一齊に儲備券建となり、次で各飲食店、映畫館、劇場、綿毛織物商の代金乃至小賣値も儲備券建に改訂された。軍票建物資は兎も角、米、小麥粉、食パン類の儲備券建と共に上海生活部面が斯様に儲備券建となれば、舊法幣の崩落は不可避であり、従つて又舊法幣に對する民衆の信頼が失墜するのも當然である。

事實舊法幣相場は大東亞戰爭勃發後三月の暴落に次で五月に大暴落を演じ、今次舊法幣の全的交換に依つて一應落着いたと云ふ段階を経て居る。之を軍票對舊法幣の上海市中相場に付て

見ると、三月九日以後は二十圓から十二、三圓に、五月廿一日以後は僅か一週間の間に九圓そこから迄暴落、儲備券對舊法幣相場も儲備券百元に對し舊法幣は當初の百元バーから三月には百三十元前後に、五月下旬には二百元へと大暴落を演じて居る。一方之を物價の動きに付て見ると、大東亞戰開始後四月迄の上海軍票物價は殆んど保合であるに反し、舊法幣物價は倍方の暴騰であり、五月に入つては軍票及び儲備券物價の安定せるに反して舊法幣物價は更に三割前後の暴騰を續けた。

## 2 舊法幣の法的通貨性を剝奪

斯くて舊法幣の價值は急速に崩落し、價值の尺度たる機能を喪失せるのみならず、支拂手段たる機能をも喪失する状態に立ち至つた。此の結果流通手段たる機能の喪失も今や時日の問題とされるに至つたので、國民政府は遂に舊法幣の法的通貨性を剝奪すると共に華中和平地區に於ける舊法幣を全面的に回収する事になつたのである。儲備銀行券は既に價值を安定して居る點で價值の尺度たり得るものであり、従つて又支拂手段たる機能を十分に果し得る。残るは流通手段たる機能を全く果すに足る數量のみとなつた。然るに儲備券の流通量亦五月末には八億元臺を突破し、現在價值から換算すると舊法幣の十六億元に相當する。華中三角地帯に於ける

舊法幣の流通高は大東亞戦争の勃發直前に於て大體三十億元前後と言はれて居たが、今日の備券流通量と舊法幣の回収額を以つてすれば、數量的にも容易に舊法幣に代り得るのであつて情勢は何れの點からも備券に依る華中の通貨統一が可能となつたのである。

國民政府は先づ五月廿七日に舊法幣の法的通貨性を剝奪すると共に、舊法幣を全面的に回収する方針を聲明し、次で五月三十一日に至つて、之が實行措置として六月一日附を以つて財政部布告と關係四法令及び備銀行の舊幣回収詳細辦法を發表した。實施は債權債務の六月一日切換を除いて六月八日からで、此の結果舊法幣の法的通貨性は全く剝奪され、六月八日以降二週間に華中に於ける舊幣は新券に對して二對一の割合で全面的に回収される事となつたのである。今次公布の財政部布告及び法令並に辦法の要旨を摘出すると左の如くである。

- 一、華中に於ける今後の法幣は中央備銀行券のみに限定され、舊幣は特に財政部長の定めたる場合を除き之が正式使用を認めない
- 一、舊幣は政府に於て回収し、舊幣二に對し一の割合を以て備券と交換す
- 一、現存の舊幣建債債務は六月一日以降舊幣二に對し一の割合を以て備券建に改められたるものと看做し、且舊幣建の新規契約は六月一日以降一切之を無効とす

一、舊幣の回収、備券との交換は六月八日から二十一日迄とし、區域は蘇、浙、皖の三省及び南京、上海の兩市で、交換さるべき舊幣は中央、中國、交通の三銀行券に限る、但し五角以下の舊幣補助券は其の儘備銀行補助券の半價を以て暫く流通せしむ

一、交換は備銀行及び指定の銀行、錢莊で行はれる。一般人の場合は一萬元迄は無條件に交換されるが、一萬元以上は指定銀行の現金預金とする。金融機關所有の舊幣は備銀行に提出せしめ、其の半額に付ては公債を交付し残りは現金預金又は滙劃預金とする

一、國民政府は舊幣の整理回収に伴ひ限度十五億元の金融安定公債を發行する

舊幣を回収するに當つて舊幣二に對して備券一の割合で全面的に交換する事にしたのは、専ら民生の安定を考慮した爲めに外ならず、洵に機宜の措置と云へるであらう。又一萬元以上の舊幣を備銀行及び指定銀行の現金預金としたのは、金融機關所有の舊幣の半額を備銀行の預金としたのと相俟つて、華中金融界に於ける備銀行の支配力を一段と昂めるものである。同じく金融機關所有の舊幣の半額に對して公債を交付する事にした結果、國民政府は公債政策の面より金融機關を統制し得る端緒を作つたものであり、今後に於ける國府の財政と華人金融機關の關係が急轉緊密になつた事を示すものである。



舊幣の回収に伴ふ金融安定公債は十五億元を限度とされて居るが、之は交換される舊幣價值にして三十億元に當り、一般に推定されて居る華中和平地の舊幣流通高に相當するから、全額發行を見る場合には華中和平地の舊幣は擧げて回収される譯である。今次發行の金融安定公債は儲備銀行の舊幣回収額に對して儲備銀行に交付されるものと、金融機關所有の舊幣の半額に對して金融機關に交付されるものとに分れるが、前者に伴ひ儲備銀行は交付公債を見返りとした儲備券の保證準備發行が行はれる事とならう。

### 3 幣制統一の意義は劃期的

重慶政權に對する軍事作戰の勝負は既に決つて居るが、對重慶經濟戰でも今次に於ける華中の通貨統一に依つて一應のケリがついたと言へよう。華北に於ける聯銀券の一色化に次で華中に於ても軍票建取引を除いては儲備券に依つて一色化されるのであり、華南に於ても儲備券の進出が展開される事となつた。

一九三五年十一月にイギリス援助の下に行はれた幣制改革は、それが敵性たる故に支那事變勃發の有力なる一因であつたが、此の幣制改革で生れた法幣は國民政府今次の通貨統一に依つて根本から破壊されたのである。従つて其の意義は極めて重要であり、中國幣制史上劃期的な

ものである。

既に華中和平地に於ける金融界は、六月一日以降債權債務が一切儲備券建に切換へられたのを始めとして新規の契約亦凡て儲備券建となつて居る。市面流通の通貨も舊幣が回収されと共に儲備券の一色化が展開されるのである。而も二週間の舊幣交換が終れば舊幣の流通禁止が控えて居る。法的通貨性を剝奪され乍ら流通禁止が斷行されない限り、舊幣は猶流通額を残すであらうが、其の價値が現在の交換率たる二對一を遙かに下廻る事は當然である。其の例は既に交換を許されない農民銀行券に最も良く現はれて居り、農民銀行券は今日市中の錢莊さへ受取らないのである。儲備券は今や民衆生活の隅々迄浸透して居り、舊幣に代つて眞の民生通貨となりつゝあるのである。

勿論對重慶通貨戰は之で終つたのではない。華中の和平地區に於ても儲備券の流通過少なる地域では暫く舊幣の流通を認める方針であり、接敵地區に於ける通貨戰は更に強化される必要があらう。重慶は大東亞戰爭勃發と共に和平地區向法幣移動の制限を撤廢して居り、而も今後に於ても儲備券の進出少き地域では物資獲得の爲めに舊幣を流し込まないとも限らない。我が方に於ても接敵地區に於ける物資の獲得には舊幣を使用せざるを得ない。茲に我が方及び國民

政府今後の對重慶通貨戰が果敢に行はれる譯である

終りに重慶自體に於て最近注目される點は、重慶が舊法幣中二十九年版以降の新券のみを法幣と見做してゐる態度である。而して又之等の新券は新海關金單位券にリンクし、以て我が方通貨戰に對抗せんとして居る。謂ふ所の新海關金單位は其の純分が米ドル一ドルと同じであつて、新海關金單位券は米ドルにリンクし、此の新關金券一ドルに對し新券が二十元で結び付て居ると言はれて居る。之は國民政府の幣制統一に當り一時二十九年版以後の新券は認めず従つて舊幣の回収に當つても新券を認めず、舊券のみに限定する氣運が傳へられたに對して採られたものと言ふべく、一面重慶は之に依つて濫發せる通貨のインフレを彌縫せんとする意向であり、且又アメリカの對重慶追加借款に應へたものと言へよう。だが斯かる工作が我が方に對する通貨抗戰上全く無力なるは贅言を要せず、且又インフレの防止に大した役割を爲さず寧ろ新たなる通貨の増發に拍車をかけるに外ならないのは明らかであらう。

## 五、舊法幣回收成果と儲備券の奥地流通促進策

### 1 舊法幣の回收成績

國民政府の劃期的通貨金融政策として昭和十七年六月八日から斷行された蘇、浙、皖三省及び上海、南京地區に於ける舊法幣の法的通貨性剝奪、儲備券に依る舊法幣の回収は同月三十日を以て全域に於ける事務を打切つた。處で其の回收成績に付ては、上海地區では尠くとも九割は回收されたと云はれてゐる。上海には回收開始直前には約十億元の舊法幣（現物）があつたと言はれてゐるから●上海に於ける舊法幣回收高は大體想像がつくわけである。大東亞戰爭開始直前には上海地區の舊法幣は銀行の手持十五億元、市中流通高七、八億元と推定され尠くとも二十二、三億元の舊法幣が存在したが、それが回收直前には十億元見當迄減少してゐた。其の理由としては

一、上海地區の舊法幣が米、小麥、棉花等奥地農産物の買付けに一月以來相當消費されたこと  
二、新舊法幣等價關係の切離し直前の三月中旬頃から上海に於ては儲備券には三割内外のプレミアムがついたが、上海や南京から距離が遠くなる程此のプレミアムは少く、奥地では新舊法幣がバーで流通してゐる地方もあつたので、思惑筋では上海の舊法幣を持ち出して奥地の儲備券と交換し、之を上海に持込んで高い相場で舊法幣と交換し、其の舊法

幣で又奥地の儲備券を買い集めて上海に持ち込むといふ操作を行つた。其の結果多量の舊法幣が上海から流出しそれだけ儲備券が上海に流入して來たのである。

華中和平地區に於ける舊法幣の流通高は、大東亞戰爭勃發當時は約三十億元と推定されてゐたが、其の三分の二が上海に集中されてゐたわけである。従つてもつと早く舊法幣回収を斷行すれば更に多量の舊法幣を回収出來たであらうと思はれるが、然し當時は日本側當局も租界進駐後の緊急對策に忙殺されて居り又儲備銀行自體の準備も出來てゐなかつた。

南京に於ける回收成績も上海と大體同様であると云はれて居るが、其の他の地域では民衆の儲備券に對する親しみが未だ充分でないこと、儲備券經濟への切り換えが遅れてゐること等の理由から、上海や南京に於けるが如き回收成績は望めず、差當り五、六割も回收出來れば好成績の方であると思はれる。

## 2 南京、上海地區舊法幣使用禁止の影響

南京及び上海では既に回收開始前に於て儲備券經濟への再編成を略完了してゐたので、使用禁止の斷行は兩地區の經濟界に何等の悪影響も與へなかつた。

即ち六月二十五日の舊法幣使用禁止斷行によつて南京及び上海兩地區は儲備券一色化され

儲備券經濟は完全に確立されたが、此處で注目すべき事は儲備券經濟の確立と共に諸商品相場が漸く低落傾向に向つて來た事である。上海物價は支那事變勃發以來舊法幣の崩落に伴つて昂騰に昂騰を續け、昭和十一年頃に較べれば最近の物價は二十數倍に昂騰し、民衆の生活を窮迫のどん底に陥れたが、儲備券經濟の確立によつて通貨不安に因る換物人氣は全く沈靜し、又通貨統一の一段落と共に日華兩當局は、本格的な物價抑制に乗出すであらうとの觀測から商品相場は一齊低落を演じたのである。今舊法幣回收開始直後の六月十一日と其の流通禁止後の六月二十九日の上海商品相場を比較して示せば左の如くである。

### △上海商品相場(儲備券建、單位元)

|        | 六月十一日   | 六月廿九日  | 比較低落  |       |
|--------|---------|--------|-------|-------|
| 綿糸 藍 鳳 | 二〇手(一捆) | 六、六〇〇  | 五、四〇〇 | 一、二〇〇 |
| " 仙 桃  | 三二手(〃)  | 八、〇〇〇  | 六、七〇〇 | 一、三〇〇 |
| " 藍 鳳  | 四二手(〃)  | 一〇、六〇〇 | 八、七〇〇 | 一、九〇〇 |
| 綿布 四君子 | (一ヤール)  | 八・八〇   | 七・一五  | 一・六五  |
| " 龍頭   | (一 反)   | 一三五    | 一八七   | 四八    |

金塊

二五、〇〇〇 二〇、五〇〇 五、〇〇〇

また上海が儲備券一色化されたことは、發券銀行たる儲備銀行の華中金融界に對する統制力を極めて強力なものとしたことは云ふ迄もない。

殊に今次の舊法幣回収に當つて金融機關所有の舊法幣に付て、其の半額は國民政府發行の金融安定公債を交付して回収した結果、國民政府が今後公債政策の面から全金融機關を統制し得ることとなり、國府の財政、儲備銀行、華人金融諸機關と三者の關係が急轉密接化したことは最も重要な意義を持つものである。

### 3 儲備券の奥地流通促進問題

南京と上海は既に儲備券一色化され、國民政府の通貨統一政策は其の出發に於て華々しい成功を収めたが、今後の最も重要な問題は出来る丈に速かに奥地に於ける儲備券の流通擴大を圖ることである。それは上海と奥地間の物資交流を圖る上にも最も必要なことである。

従來儲備券の奥地流通促進策としては儲備銀行の支店網の擴充、奥地農産物の儲備券による買付け等が行はれ、既に相當奥地迄儲備券は浸透してゐるが、其の奥地に於ける流通は未だ充分であるとは言ひ得ない。其處で日華兩當局では儲備券の流通促進策として去る五月二十二日

より軍票と儲備券を儲備券百元に對し軍票十八圓賣、同八分の一買のレートでリンクせしめ、更に六月二十二日に至つて軍票交換建値の賣買兩建制を廢して十八圓一本とすると共に、奥地軍票交換所の軍票對儲備券交換は、従來片交換即ち軍票賣り丈けであつたのを改めて兩面交換を行ふこととした。又従來軍票一本で收納されてゐた蘇、浙、皖三省に於ける汽車、汽船、バス等の料金を軍票と儲備券の兩建（換算率は十八圓）とする事となり中華輪船、東亞海運、内河汽船、華中バスは六月二十日より、華中鐵道は七月一日より實施した。斯様な儲備券流通促進策の實施によつて今後儲備券の流通面は順調に擴大されてゆくものと思はれるが、更に一層急速に流通面擴大を促進する方策としては、奥地土産物資の買付になるべく儲備券を使用すると同時に、其の回收策として上海から搬出される物資の儲備券賣を行ふ事である。奥地民衆の儲備券に對する信用を獲得するには此の物資による裏付けが最も効果的である。此の問題に付ては未だ日華兩當局間に具體的決定を見るに至つてゐないが、漸次其の方向に進むものと思はれる。

## 第十二章 日泰、日佛印經濟提携の強化と 比島自給經濟確立上の問題

### 一、圓決濟取極に依る日泰經濟の將來

——大東亞金融圈益々強化さる

日泰間の經濟的一體化は最近諸種の取極に依り著しく其の歩を進めた。最も顯著な而も最も基礎的な取極は

#### 一、日泰間の爲替換算率改訂

#### 二、日泰間の國際支拂の圓決濟實施

の二つである。

##### 1 日泰間の爲替換算率改訂

日泰間爲替換算率の改訂は、日泰兩國の物資交流の圓滑化を圖る上に於て最も重要な取極であつただけに、日泰間の交渉には相當努力が拂はれたものと思はれる。右取極の内容及び日泰

兩國協同による大東亞金融圈建設の基本方針は

#### 一、大東亞共榮圈内に於ける諸國諸地域の通貨は、從來の米貨又は英貨を基準とする相場を止揚し

#### 二、新たに圓・バート等價の關係を樹立した事であつた

今迄は米英貨に基準を置いてゐた爲めに、日泰兩國通貨の爲替相場は泰國通貨一〇〇バーツに付き邦貨一五五圓七〇錢の割合であつた。之を今回泰國通貨一〇〇バーツに付き邦貨一〇〇圓と改めたのである。

此の日泰兩國間の新しき爲替換算率の取極は十七年四月二十二日から實施されたのであるが、右取極に於て我が南方諸國諸地域に對する新爲替換算率設定の基本方針が窺はれる。然し乍ら此の南方諸國諸地域に對する爲替換算率の等價關係設定は當面の爲替對策であつて、今後南方の經濟事情に變化が生じ夫れを必要とする事態になつたならば適當な機會に等價關係を離脱し、新情勢に應じた爲替換算率が設定される事とならう。

泰國が米英貨を基準とする爲替換算率を廢止し、我が方と等價の換算率を採ることになつたのは

- 一、泰國の米英依存經濟の止揚
- 二、又泰國のロンドン、ニューヨーク決濟からの轉換
- 三、而して大東亞共榮圈での物資交流に主點を置き、其の決濟は東京に於て之を行ふ方針を明示したものととして注目される。

## 2 日泰間國際支拂の圓決濟實施

日泰爲替換算率の改訂に次ぐ大きな取極は、日泰間の支拂は凡て圓を以て之を行ふといふ事であつた。即ち從來の米英貨又は金に依る決濟方式を根本的に革め、本邦泰國共に其の輸出入の代金を圓を以て爲す事にしたのである。同時に滿洲國、中華民國、南方諸占領地域等我が國と圓決濟を爲しつゝある諸國諸地域との支拂に付ても圓を以て之を行ふ方針を取極めた。勿論右以外の諸地域も圓決濟を希望する時は圓決濟を行はせる。

日泰間圓支拂取極の結果、泰國の我が國に有する圓資金は我が國との決濟に使用する事が出来る様になり、又廣く共榮圈内諸地域との決濟に付ても使ふことが出来ることになつた。

日泰間の決濟協定は之を南方諸地域との支拂方式の上の一つの方針を投掛けたものと見てよからう。以て大東亞は計劃的に物資を交流させ、又計劃的に資金を交流させる大東亞金融圈は

着々と其の歩を進めてゐる事が解るであらう。

## 3 日泰兩國經濟の將來

日泰兩國經濟は爲替換算率の設定、圓決濟の方式取極に依り有機的一體化に向つて巨歩を進めた。後は物の交流に付ての取極め乃至計劃的交流の設定の問題及び泰國通貨制度の樹立並に之を合せて同國財政の確立が残されてゐるだけである。物、特に米穀の對處策は共榮圈食糧政策上最も重要な問題であり、其の買上價格の設定及び我が國への輸送計劃並に代金支拂の方式等は未だ残された問題であるが、之も早晚何等かの取極が行はねばならないだらう。泰國に於ける米穀生産者も亦共榮圈建設の一員である以上、其の福祉の爲めに二、三割程度の米穀買上價格の引上げは當然であるかも知れない。其の他の物資に付ても新しい價格の設定が必要であらう。

次は泰國の通貨制度であるが、現在同國は政府紙幣を用ひてゐる。其の準備を爲すものは米英貨であつたが日・米英戰開始と共に不法にも米英兩國は之を凍結して了つた。斯かる實情にある以上、我が國は泰國に對して同國政府紙幣の準備の爲めに何等かの措置を施してやるのも良いであらう。而して若し同國に將來中央銀行でも設立される事でもあれば銀行券の發行準備

にしてやつても良い。斯うした問題も残つてゐるのであるが最後は泰國の財政確立である。

泰國は今や我が國の隣組ではない。共榮圈に於ける兄弟同居の形である。とすれば泰國の財政の確立こそ當面の重大任務で、期する所は我國と泰國との經濟の調和、双方の財政健全化で、取る事やる事は寧ろ當面の對策と言ふものであらう。此の觀點に於てすれば泰國に對する問題は今後未だ本質的なものが残されてゐると言へる。

## 二、泰國へ二億圓の借款供與

### 共榮圈金融政策の躍進強化

十七年六月十八日、日泰間に「借款協定」並に「圓決済に關する日本銀行及泰國大藏省間協定」が結ばれたが前者の内容は左の如くである。

#### 1 借款協定の内容

- 一、日本銀行は泰國大藏省に對し日本通貨を以て總額二億圓を限度とし昭和十七年六月十八日以降五年以内に借入を爲し得べき借款を供與することに同意す
- 二、泰國大藏省が右に依り借入を爲したるときは右借入金相當金額は日本銀行に設けらるべ

き泰國大藏省名義の預金勘定（借款勘定）に貸記せらるべきものとす

- 三、泰國大藏省は右の預金勘定（借款勘定）より引出し日本銀行より金を買入るゝことを得るものとす

- 四、泰國大藏省は右の借入金額に對し年三分五厘の割合を以て日本銀行に利息を支拂ふものとす

- 五、泰國大藏省は借入を爲したる場合其の借入額を一度に又は分割して本協定締結の日より五年以内に隨時返済するものとす

- 六、本借款の借入を爲し得る期間及返済の期間は日本銀行及泰國大藏省間の協議に依り之を延長し得るものとす

右借款協定は泰國の米英に依る凍結資金の埋合せで、同國は本年一月二十五日米英に對して宣戰を布告した結果、約二億バーツに相當する在米英資金を凍結されるに至つた。其の大部分は在英資金であるが、凍結資金は泰國通貨の準備としてロンドン、ニューヨークに置かれて居たのである。準備金の主要なる額が凍結されれば泰國の財政金融は根本から破壊される。其處で我が國は米英に凍結されたものと同額の資金を準備として貸與する事になつた。當時は一〇

〇バート一五五圓七〇錢の爲替換算率であつたから、約三億圓のクレジットが相當であつた筈である。然し今年四月二十一日、日泰間に一〇〇バート一〇〇圓の等價換算率の取極が成立したから、新換算率に依り二億バートの凍結資金に對し今回二億圓の借款を與へる事となつた譯であらう。

此の借款は一度に二億圓を與へても差支へない譯であるが、一應五ヶ年以内と定めた。毎年の年割額はなく隨時借款に應ずるので、其の借款額に應じ日本銀行の泰國大藏省借款勘定は貸方として記入せられるのである。借款は圓に依る借款ではあるが、之は隨時「金」に替り得るものとして準備金としての強味を與へた。實際問題としては借款勘定の資金で金を買入れるといふ事等は起り得ないであらう。

泰國大藏省は借入金額に對して年三分五厘の利息を付すと規定されて居るが、之は一旦日本銀行が泰國大藏省に資金を貸して其の爲めに年三分五厘の利息を仕拂はせ、同時に泰國大藏省は同額の資金を日本銀行に預入する結果年三分五厘の利息を支拂ふ。此の結果日本銀行と泰國大藏省は相互に利息の支拂が相殺される場合もあるといふ事になる。

返済の問題に付ては泰國の對日輸出代金の勘定から返済せしめるかの問題があるが、之は未

だ何等の話し合いもない様である。協定期間の延長問題も今後の情勢を見た上で取極められるであらう。

要するに今回の借款協定は日本銀行内に泰國大藏省名義の勘定を設けて之に金二億圓といふ貸方勘定を記入するといふ事で、其の目的は、泰國通貨の安定、延ては其の財政金融を鞏固ならしめる事にあつたのである。

## 2 圓決済に関する日銀・泰國大藏省協定の骨子

次に圓決済に関する日銀と泰國大藏省との協定の内容は次の如くである。

- 一、泰國大藏省は日本銀行本店に預金勘定を開設す
- 二、泰國大藏省が同國爲替集中制度に依り賣却し又は買入れたる圓爲替の受渡は前記勘定の借記又は貸記に依り爲されるものとす
- 三、泰國大藏省は泰國に於ける日本側銀行の正常なる取引を圓滑ならしむる爲め、其の要求ありたる時は泰國の定むる規定に依り何時にても前記勘定に貸記せらるべき圓貨の對價としてバート貨を供給し又前記勘定に借記せらるべき圓貨を對價としてバート貨を受入るゝものとす



四、前記勘定残高が右(二)及び(三)の圓爲替賣却の爲め泰國大藏省の必要とする額に不足するときは日本銀行は追つて協定せるべき限度を以て前記勘定の貸越を認むるものとす

五、本協定は泰國爲替集中制度實施の日より之を實施す

即ち泰國の大藏省は日本銀行内に特別圓の預金勘定を設けるのである。一方同省は爲替の集中を行ひ圓爲替は勿論ピアストル、ギルダ―其他大東亞金融圏の外國爲替は凡て之を日本銀行内の特別圓勘定の中に賣つてしまふ。即ち日本銀行は金融圏の爲替尻を見る事となるのである。特別圓勘定に於ては泰國がバートを供給すれば日本銀行内の同國勘定は圓の貸になり、之から圓貨を受取つて貿易代金の支拂に當てる事が出来る。日本がバートを泰で支拂ふ場合も同様で、日本銀行に圓を拂込み泰でバートを受取る。要するに日本と滿洲との關係と同じやうに爲替的には鐵橋が架せられたのである。

日泰間では嚮に兩國通貨の爲替換算率に關する取極があり、着々と經濟一體化の工作が進められて居るが、残る問題は兩國の貿易協定のみである。泰國自身の問題としては同國の中央銀行を設立する事、そして財政制度、金融制度を確立する事が同國の經濟基礎を確立する爲めの第一階梯の工作であらう。

### 三、植民地的跛行生産と比島自給計畫の實現性

#### 1 再出發の金融、産業

我が軍政下に新比島は今や着々と建設を行つてゐる。軍政部長の操業命令に依つて既に比島のビール、煉瓦、蠟燭、煙草、椰子油、精米、製氷、麻繩等の諸工場は續々と作業を開始してゐる。金融機關の方も正金、臺銀、マニラ日本人信用組合等の日系のものが開業して居るのみならず、比島國立銀行、比島銀行、比島商業銀行も開業、又次々と夫等金融機關の支店が開設され、比島生命、インシュレーター生命、比島國立生命等の保險會社も開業され、軍票とペソ貨による通貨工作も順調に進んでゐる現狀にある。比島軍政當局に於ては目下比島自給計畫に向つて凡ゆる努力を拂つてゐる模様である。戦争に依る混亂状態から脱する爲めにも、亦將來に於ける比島經濟再建の爲めにも出来るだけ比島の自給計畫を樹て、物資のあまり豊富でない日本などから多くの物資を期待しないことは此の際當然であるが、果して比島の自給計畫がどの程度實現可能なものであるかを検討して見よう。

#### 2 輸出入貿易に見る需給の特異性

先づ比島が戦前何を自給し、何を海外から仰いでゐたかを知る爲めに比島の輸出入貿易を一瞥すると左表の如くである。

一九四〇年度に於ける比島主要商品輸入額(單位千ペソ)

| 品名     | 金額     |
|--------|--------|
| 畜類     | 一一八    |
| 肉製品    | 二、七五九  |
| 乳製品    | 九、二八五  |
| (バナタ)  | 六三六    |
| (ミル)   | 七、八四五  |
| 魚及製品   | 三、〇四五  |
| 鰯罐詰    | 一、八六九  |
| 非食用獸製品 | 三、二二五  |
| 穀類     | 一四、三三四 |
| (白米)   | 二、四五二  |

|       |        |
|-------|--------|
| (小麥粉) | 九、六九二  |
| 野菜類   | 四、一六〇  |
| (玉葱)  | 七六一    |
| (馬鈴薯) | 七六九    |
| 果物類   | 三、四八七  |
| ココア   | 八三八    |
| ココヒ   | 一、六七八  |
| 酒類各種  | 一、三二五  |
| ゴム製品  | 五、二九一  |
| 樹脂    | 八〇九    |
| 煙草及製品 | 一四、七五四 |
| 布帛類   | 五一、六八三 |
| (綿製品) | 三四、一三九 |
| (毛製品) | 一、四二八  |

|         |         |
|---------|---------|
| (絹製品)   | 一、〇三七)  |
| (人絹及製品) | 八、六一九)  |
| 紙及製品    | 一三、〇〇七) |
| (印刷用紙)  | 三、四五五)  |
| (書籍類)   | 二、八六二)  |
| 非金屬鑛產物  | 三二、一九八) |
| (石炭)    | 三、〇六九)  |
| (重油)    | 八、四〇六)  |
| (ガソリン)  | 八、四八五)  |
| (燈油)    | 三、五七〇)  |
| 硝子及製品   | 二、〇三六)  |
| 金屬類     | 七一、六八〇) |
| (建築用鐵材) | 一、八九四)  |
| (鐵線)    | 一、六六三)  |

一九四〇年度に於ける比島重要商品輸出額(單位千ベツ)

|         |         |
|---------|---------|
| (鐵釘)    | 一、五二三)  |
| (電氣機械)  | 七、五九一)  |
| (車輛)    | 一二、三〇〇) |
| 藥品及染料   | 八、一三七)  |
| (藥品)    | 三、六四八)  |
| 肥料      | 六、九六六)  |
| 爆藥      | 三、三四二)  |
| 化粧品     | 二、五八八)  |
| 砂糖      | 九二、〇七三) |
| コブラ及同製品 | 二二、五四三) |
| 椰子油     | 一八、二四二) |
| 煙草      | 九、一一四)  |
| 品名      | 金額      |

|         |         |
|---------|---------|
| 麻 (マニラ) | 一二五、三九六 |
| 乾燥ココナツト | 七、三八二   |
| 刺 繡 品   | 九、一七七   |
| 木 材     | 三、五〇〇   |
| 鐵 鑛     | 五、五二九   |

以上の數字に依つて比島が何を要求し、何を餘剰品として輸出してゐたかが明瞭であらう。即ち比島が最も必要としてゐるものは鐵鋼製品であり、食料品であり、布帛類である。之に次いで非金屬鑛物及び煙草が重要となつてゐる。而して輸出は年々一億ペソの巨額に上る砂糖を初めとして椰子油、麻類、コブラ等である。

偕て比島の自給性に付て見るに、先づ最も重要な食料品はどうか、比島は三百萬町歩の耕地と三百五十萬の勞働者を持ちながら各種農産中米(粳)の生産高は僅かに約二千萬石に過ぎない。之は場所によつて灌漑設備のない爲めに收穫高の少ない事もあるが、主として苗種や耕作法の改良が足りなかつた爲めとされてゐる。従つて之等に注意して適當に指導すれば倍額以上の收穫は極めて容易であり、米穀の輸入國より轉じて輸出國となることも可能であらう。小麦

とか馬鈴薯或は玉葱の生産は比島に於ては適してゐないが、他の野菜類に恵まれてゐるので之等の代用品たらしむることは決して難事ではない。魚類、果物類、乳製品、肉製品等に付ては比島自身に於て大體自給することが出来る。酒類、コーヒー等の嗜好品の島内生産も不可能ではなく、煙草の如きは他國よりも優れた品質を持ち、而も生産増加も十分見込みが立つてゐるのであるから、品種の轉換、製造設備の増加に依り從來の如く輸出以上の輸入の必要もなく、寧ろ島内の需要を賄つて尙ほ輸出の餘力を生ぜしむる事は決して難事ではない。従つて食糧品及び嗜好品の自給計畫は案外早急に實現を見るものと期待されてゐる譯である。

次に衣料問題はどうか。比島人口一千六百萬人の年一人當りの平均消費布帛類は三ベソとなつてゐるが、之は綿布にして約十平方メートルである。戦前比島は四千萬ペソから五千萬ペソの布帛類を輸入してゐたが、之とても決して全然自給の出来ない性質のものではない。即ち比島に於ける棉花栽培は早急に問題にならないとしても、差當り綿に代る代用纖維は島内到處で生産することが可能である。即ちマニラ麻、マグエイ、シーザル、バインアップル、ラミイ等の植物は研究に依つて既に或程度綿の代用品たる事の可能性が實證され、現に着々行はれてゐる状態である。特に獨逸で盛んに行はれてゐるラミイ纖維の綿代用は比島に於ても十分考慮

の餘地がある。現地當局に於ては甘蔗栽培地の棉花栽培轉換が考慮されてゐると聞くが、ラミ  
イ纖維の活用も必ずや問題となるに相違ない。孰れにしても比島の被服問題も食糧問題と同様  
自給の可能性ありと云へる。

### 3 比島工業と其の生産能力

比島現存工業中で最も施設の完備してゐるものは言ふ迄もなく製糖工業であるが、之等の工  
場は今後パルプ工場や製紙工場或は製粉工場に轉換せしむることは勿論で、尙ほ現存製糖工場  
の生産能力の増加は左程困難な事ではないので、戦争直前に在つた約四十會社の工場は合理化  
に依つて或る程度他の工業に振向ける事は可能である。煙草工場の主たるものが八社あるので  
前記の如く煙草の自給見込は立つ譯である。セメント工場は二つあつて年産百萬樽に近く、製  
油工場は現在六つあり各れも米系であるが、年産約三十萬噸の生産が可能である。製材所は現  
在百二十以上あり、最大能力を發揮せしむれば之亦自策に困難を感じなくなるであらう。

戦前比島に於ける鐵鋼製品の輸入が大きくなつたのは主としてアメリカが比島の軍備に狂奔  
したからであつた（鐵及び鋼鐵輸入額一九三八年一千六百萬ベリ、三九年二千五百萬ベリ、四  
〇年二千八百萬ベリ）。今後と雖も戦前とは別の意味から軍備を必要とする事勿論であるが、

差當つては現存する二つの製鋼工場で間に合はせる事も出来るであらう。

### 4 不足する燃料、動力

只此處で問題となるものは比島の動力源である。現在比島内には水力発電所が七つあるが之  
のみを以てしては比島の電力需要を満たし得ず、水力の利用し得るものが各所にありながら、  
發電機械設備供給の不充分なる爲め各地で火力發電を行つてゐる状態であつた。之が爲めに比  
島は年々多量の重油及びガソリンを輸入してゐたのであつた。比島鑛油の輸入は年々約二千萬  
ベリに達する巨額のものであるが、石油資源に極めて乏しい比島としては殆んど精蜜利用に依  
る燃料アルコール製造を行ふにしても自給不可能である。石炭に付てはサムボアンガ州マラン  
ガス鑛區、セブ島トレド附近、マスタバテ島東海岸、ソルソゴン州東海岸、ミンドロ島南部、バ  
タアン半島、ボリリオ島、カタンドアネス島等炭鑛には事缺かぬが開發が不十分である。然し  
勞力は相當あるから資材と技術とを以つてすれば輸出することすら可能であるとされてゐる。

### 5 結 論

以上の如く比島の自給は食糧問題を初め衣料問題其の他に於て相當の實現性を有してゐる  
が、燃料、動力方面のみは機材及び技術の缺如から早急なる自給は不可能である。燃料の不足

は當然他の産業の自給性に反映して来る。従つて燃料の補給に付ては近くに在るボルネオ島の石油資源を船舶に依つて輸入する外、自島内の石炭資源開發に努力を集中しなければならぬ。此の爲めに船舶建造の必要性は大きい。必ずしも大型の鋼鐵船を必要とする譯ではなく、豊富な木材資源を利用して木造船建造が焦眉の急たるは當然である。

比島の自給計畫案は既に出來上つてゐるであらうが、燃料問題と輸送問題解決の爲めに、我が國としては國內勞力不足の際乍ら少數の技術方面指導者と不可缺の資材とを供給する事が最も重要な問題であり、此の供給の多少、遲速に依つて比島の自給計畫完成が早くも遅くもなると云ひ得よう。此の反面生産高九十萬噸の砂糖、八十萬噸のゴブラ、十七萬噸のマニラ麻を如何に處理すべきかの問題があり、特に零細なる農民のゴブラ、及び主として邦人先驅者に依るマニラ麻に就いては深甚なる考慮と適切なる對策が要求されること勿論である。

#### 四、日・佛印の物資交流本格化す

成果は西貢混合委員會に期待

本年七月十八日、日・佛印經濟協定實施取極が成立した。同實施取極は昭和十六年五月六日

調印の「日・佛印居住航海條約」「日・佛印關稅貿易支拂協定」「議定書」以上を纏めて所謂日・佛印經濟協定と稱するが、此の經濟協定に基く昭和十七年度の實施計畫である。十七年度と云つても既に七月半ばを過ぎた今日であるから、實施取極めを結ぶ時期としては遲きに失する憾みはあるが、同實施計畫の性質上今年の一月以降既住の分は右計畫の中に織込まれてゐる。既往の實績と本計畫とを睨み合せて見ると、其の實施成績は極めて良好との事である。

##### 1 實施計畫の基本方式

實施計畫の基本方式は前年度と少しも變りはない。佛印からの輸入代金は

一、甲勘定（一般勘定）

二、乙勘定（米勘定）

に分けて二本建の方式を採つてゐること、即ち米の輸入代金は他の諸物品の輸入代金と分け、別途の勘定を設け一年間据置の方式を採つた事は前年度と全く同じである。即ち米勘定は

一、輸入した米代金を月末で纏め其の時期から十二ヶ月間は佛印の日本からの買入代金の支拂に當てぬこと

二、十二ヶ月を経過後には米勘定の佛印在日資金は一般勘定に移されること

更に分り易く云へば、例へば十月に十日、十三日、二十五日と三回に亙つて米の對日輸出があつたとする。其の額が三回の輸出で三十萬石であつたとすれば、此の三十萬石分の代金は米勘定の中に入れられて、翌年の十月迄十二ヶ月間は佛印の對日支拂には充てさせない。十二ヶ月経過後（翌年十一月から）は之を一般勘定に繰入れて對日支拂資金に充て得る佛印の在日資金となる。翌月の十一月分はやはり其の月末に於て一ヶ月分を纏め、其の期時から十二ヶ月間据置き、十二ヶ月後に一般勘定の中に繰入れられること、前と同様である。

斯くて佛印からの輸入代金は米の分と其の他の分と二つに分け、米には特別の取扱を爲す事となつて居るのであるが、米穀の輸入が主要項目を占めてゐる以上當然の措置である。

## 2 十七年度の實施計畫

十七年度の實施計畫は次の二點に其の特徴がある。即ち

- 一、米の輸入計畫を増量したこと

- 二、其の他一般物品は其の品目を増し、而も各品目毎に増量したこと

第一に米は佛印に於て國內消費をする以外のものを舉げて對日輸出することに決めた。處が佛印では一體どの位の米産額があり、どの程度の國內消費があるかは今のところ明瞭に之を推

算する事は出来ない。従つて幾ら幾らと其の量を測定する事は出来ないが、昨年度量に對して相當量の増額があるべき事は豫想に難くない。

玉蜀黍は養鶏の飼料又は小麥粉に混入する食糧として其の輸入確保は重要であるが、之は昨年度に比して相當量増額した。

## 3 一般輸出入品

米、玉蜀黍の他十七年度の輸入計畫品は牛皮、水牛皮、松脂、樹脂、タンニン材料、漆、桐油、ヒマシ油、胡椒、特種醫藥材料、亞鉛、硅砂、鐵礦、マンガン礦、タングステン礦、燐灰石、ボーキサイド等約三十數種で、我が方からの對佛印輸出品は纖維製品（生糸、絹、人絹、スフ）、雜貨等の生活必需品、對日輸出品製造に必要な原材料品（鑛山用機械等）である。我が方からは綿製品等は輸出量が減じた。之等は其の輸出量は計畫の中に入つたが輸出單價は未だ決つてゐない。

佛印からの輸入が多く佛印への輸出が尠いのは、大東亞建設途上にあり、其の推進國たる我が國の經濟力涵養の爲め己むを得ない事であらう。

## 4 混合委員會

米、玉蜀黍の對日輸出の爲め日・佛印間で西貢に混合委員會が結成される事になつたが、之は注目すべきものである。委員は我が方から箕田サイゴン總領事や現業者（貿易に直接當るもの）等數名を出し、佛印からも官民の代表が出て米、玉蜀黍の集荷、買上、價格決定、輸送等の仕事に従事するが、米に付ては其の他と同じく佛印政廳で責任を以つて輸出を行ふ事になつて居り、此の混合委員の活躍こそ貿易實績を左右するものであらう。又貿易實績を引上げるための基礎的な生産方面への指導へも進展すべきものとして注目されるものである。

### 第十三章 大戦半歳中國（華中）經濟再建狀況と現下の問題

#### 一、華中の生産力擴充問題

##### 奥地物産の出廻促進を圖れ

華中經濟は南方各地との交易が未だ再開の域に至らず、又内地への依存度も低めねばならぬ現下の戦時状態に在つて、其の自給自足的傾向は今や必然的要請となつてゐる。然し支那事變が未解決の状態に置かれてゐる今日、華中經濟を自給自足的な方向に拍車をかけ、孤立的經濟へ轉落するに任せることは許されず、どうしても建設的努力を以て和平地區經濟の振興にも努力せねばならぬ。其處で現在華中經濟に與へられた最大任務は奈邊にあるかと云へば、大東亞共榮圈内の計畫的貿易が軌道に乗り出す迄、出来る限り自給自足への方向を強め乍らも、其の生産活動を維持し、日本内地の華中に期待する物資の輸出増強を計るのみならず、建設的經濟施策を以て事變解決の一助と爲すことである。



然らば戦時下の各種制約を受け乍らも華中經濟界は右の任務を如何なる方法に依つて遂行すべきであらうか。茲に華中產業界の現状、當局の政策、將來の方向等を概説しよう。

### 1 開戦以來の產業界の推移

華中經濟は華北、華南に比しては農業、工業共高度に發達してゐた爲め、大東亞戰爭勃發に依り急速に物資の缺乏を示現する様なことはなかつたが、反面華中の外國貿易は絶對的入超であり、殊に近年上海の産業は輸入物資への依存度を高めてゐただけに開戦の影響は大きく、急速に自給自足態勢への經濟再編成を急がねばならなかつた。其處で現在の物資ストックの散逸を防ぎ、最少量原料で最大量生産を行ひ、必要物資の生産確保を圖る爲め、上海經濟界に根本的再編成が加へられることになつた。先づ開戦後四ヶ月餘に亙り上海地區に於て軍命令下に物資の移動制限が實施され、軍の必要に於て物資處理が行はれた。此の物資處理が一段落すると共に本年四月一日より引續き興亞院華中連絡部の名に於て物資移動許可制が繼續實施されるに至つた。

斯くて重要物資に付ては各企業が原料物資を思ふが儘に獲得することは許されなくなり、右の物資移動許可制を實施した興亞院當局は、各種事業別の同業公會をして公會加入業者の要移

動許可物資の移動許可申請を審査せしめた上、興亞院が最終的に許可を與へることになつた。

右公會組織は華人業者間にも擴大設立され、日華聯合組織をも結成せしめて日華業者相互間の調整を行はしめてゐる。此の同業公會組織は現在のところ物資移動許可申請の審査が主なる任務となつてゐるが、生産統制の強化を絶對的に要請されてゐる新段階に於て、同業公會を生産統制目的の爲めに今後どの程度まで活用すべきかは研究を要する問題である。興亞院の統制案は單に移動物資の移動消費統制に止らず、原料の割當から生産配給に至る迄の高度の計畫的統制を實施せんとしてゐる。既に鐵工業、電氣機器製造業、自動車組立、同部分品製造業等に付ては規格の統一を計ると共に受註審査制を實施し、必要用途にのみ製品の製造を許可し、又は資材を使用せしめることとしてゐる。殊に主要現地製品に付ては全て規格の統一化を實施し、資材の浪費を防止すると共に、併せて低物價政策に則り原價計算主義に依る一定標準買上價格を決定し、該價格以て既存或は新設の統制配給機關をして全ての生産品を一括買取らしめ、之に一定の利潤を加算した價格を公定價格とし、一般に販賣配給せしめる方針の下に之が實施計畫を進めてゐる。既に煙草に付ては中支那煙草配給組合が斯かる方向に沿つて現地煙草製品を一手に買取り、之を下部機關を通じて配給を行つて居り、ビールに付ても上海麥酒配給組合が

此の程新設されて一手買取配給を実施してゐる。斯くの如く現地生産品が一定標準價格を以て統制配給機關に全て買取られる場合、資力薄弱にして能率不良の企業は操業經營が困難となり自然淘汰される運命となるが、一方に於ては企業の整理統合を促進し、技術の合理化と其の向上を促す結果ともなり、資材原料の節約の見地から好結果を齎らすものとして期待されてゐる。

## 2 生産低下原因の複雑性

上海産業界は現在迄以上のやうな政策方針で再編成が行はれつゝあるが、之迄の政策は概して臨機的措施が多く、産業界を積極的に作興する迄に至つてゐない。上海産業界の現状は一部軍需關係工場を除き一般に沈滞状態に置かれ、半数以上の工場が極度の操短乃至は休業を餘儀なくされてゐる。斯かる生産活動停滯の原因としては次の如き事情が擧げられよう。

### 一、原料手當の困難

### 二、食米の獲得難

### 三、幣制改革前の金融混亂

第一の原料手當の困難は原料供給量の絶對的減少が最も大きく作用してゐるが、物資移動制

限も一部原因してゐることは争へない。而して現下の緊急事態に直面し、原料ストックの過少を理由に原料配給を極度に統制することは、徒らに縮小再生産を示現するのみで策を得たものとは云ひ得ない。

第二の食米入手難は之まで工部局の供給する食米量が少量で而も時間極め販賣であつた爲め、食米購入に多くの華人は長時間米屋の前に堵列し、勞働力部面に大きな影響を與へたものである。然し七月六日より華人向食米も一齊に切符制が實施され、重要企業に従事する工人には特別配給も認められたので、食米入手難に依る生産停頓は大いに減少した譯である。

第三の金融混亂即ち物價の激變は舊法幣の價值暴落に基くものであるが、之も六月一杯で華中に於ける幣制統一が大體完了し、今や華中一帯に儲備券の一色化が實現し、通貨の安定を見るに至つたので、金融上の混亂から生産活動が鈍化するやうなことは見られなくなつた。其處で今日では、現在の原料ストックを如何に有効適切に利用し生産を高め、奥地物資の導入に努めて再生産の圓滑化を計るか、最も緊要問題となつて來てゐる。然し一部工業製品並に工業原料は華中に全く生産されない爲め依然内地よりの輸入確保に努めねばならぬが、之と同時に南方との交易を可及的速かに開始する事も絶對的必要である。現地當局でも斯かる見地から既に

對策を考究中で、原料供給方針に付ては從來の消極的態度に再検討を加へ、生活必需物資の生産には可能なる範圍で供給制限を緩和することを考慮し、奥地に對しては更に積極的に上海生産品を搬出供給し、其の見返りに奥地農産品の收買増加を計らんとしてゐるものゝ如くである。又南方、殊に比島と華中との間の交易再開に付ても慎重考慮される模様である。

### 3 緊急を要する生産力増強策

華中の生産力振興の爲めには現状より見て、上海奥地間の經濟的連繫を鞏固にすることが先づ第一の緊急對策である。今まで上海は華中に於て經濟的に絶對的優位にあつたが、上海に於ける最近の物價高、生産減退等から奥地は上海に對する依存度を低め、奥地は村落自給經濟の傾向を強めつゝあるので、上海物資の奥地向移出、奥地物資の上海向廻り共に減退を示して居り、結局全般的にチリ貧經濟に陥らんとする懸念が濃化してゐる。而も南方及び第三國との交易が杜絶してゐる現在、上海の奥地物資に對する依存度は従前より昂つてゐる譯であるから、此の際多少の無理があつても上海地區に於て生活必需品の生産を盛んにし、之等製品は奥地の購買力限度以下に價格の抑制を行つて、出来る限り多量の上海製品を奥地に移出し、儲備券の價值維持を行ふと共に奥地農村生産物の上海出廻りを促進しなければならぬ。此の場合物

價抑制と生産擴充との矛盾に直面する譯であるが、華中に於て内地並の低物價政策を強行するには稍々無理があるので、物價を或る程度の水準に迄引下げ之が安定化を計れば、今迄の如き物價の激變から蒙る資本投資の危險が避けられ、却つて生産は逐次増加するものと見られる。然し價格の安定と生産力の維持擴充を期する爲めには、一部弱小企業を無視しても能率主義に基く生産集中を實施することが對絶的要件となつて来る。而も中間利潤を出来る丈排除し、生産品が計畫的に奥地に配給せられる爲めには、配給機構に大變革を加へねばならぬ。即ち現在上海に於て生産された生活必需品の多くは、利潤を逐つて勝手に移動する爲め、地域的に偏在して配給されてゐる嫌ひがある。従つて現在上海が最も欲求してゐる物資を棉花とすれば、棉作者が其の生産する棉花を大部分商品として栽培を行ふやうに、其の棉産地域には低廉な綿糸布、綿製品を供給し、農村に於ける自家紡織の發生増加を防止しなければならぬ。又綿製品ばかりでなく他の生活必需品、例へば蠟燭、燐寸、紙、煙草、石鹼、食油、食鹽等（之等物資は現在概ね軍票物資として奥地に搬出されてゐるが、今後儲備券の奥地浸透、價值裏付の意味から一部儲備券物資として活用する必要がある）も供給し、之を見返りに可及的廉價を以て其の地域の生産棉花の買付増加を圖らねばならぬ。

又小麦の上海出廻りを促進するに付ても、以上と同様の手段を以て上海等で製粉された小麦粉を小麦産地に低廉な価格で供給し、奥地に於ける磨粉（家内工業的製粉工場）の簇生を防ぎ、小麦粉が自家消費され其の爲め農家の商品として供出される數量が減少することを防止しなければならぬ。而して此の様に一定の政策に順應して、上海製品の供給數量及び價格の調整を行ふには、どうしても現在の配給機構を以てしては實施し難く、現地重要製品に付て物資配給營團の如きものを組織する必要がある。

然し奥地物産全部に付て以上の如き方法で買付増加を図ることは技術的に不可能である。其處で内地の輸入要求量、現地の需給状態、今後の南方物資輸入に對する見返り物資としての利用可能性等を睨み合して特に買付増加を図るべき物資を重點的に選定し、之等物資の生産地に對し右物資配給營團の如きものをして必要物資を特別價格を以て配給（時に應じて全面的賣止めを行ふ）せしめるべきである。而して斯かる方法を採用とすれば、上海其の他の都市地區に於ては一部生活必需品の供給量が以前より減少する結果を齎すが、之に付ては該營團の下部機構に保甲制度を利用するなり、切符制を實施するなりして一般への配給を確保し、價格の抑制を期することが可能である。

以上は華中と南方との間の交易が全面的に再開される迄の緊急的措置と云ふべく、一方に於て恒久的對策として清郷地區の擴大、水利事業に依る耕作面積の擴大等、政治力を以てする奥地物資生産擴充策の必要なること勿論である。

## 二、新物動計畫遂行上に於ける

### 共榮圈物資の價格調整問題

昭和十七年度共榮圈物動計畫を圓滑に推進して行く爲めの第一の必要條件は交流物資の價格調整問題であらう。

獨立國地帯（滿洲國、中華民國、泰國、佛印等獨立國乃至其の植民地）との物資交流は條約貿易を基礎とすること勿論であるが、之等の地帯との物資交流であつても、其の他南方占領地域との物資交流であつても、交流物資の價格調整問題は今や政策的に最も重要な問題であつて、政府も此の點には特に力を注いでゐるやうである。

### 1 物資調整上の三方策

政府の共榮圈交流物資の價格調整處理策に付ては、既に幾多の検討が爲されて來たのである

が、其の處理策は第一が爲替上の對策即ち爲替換算率の決定であり、第二は關稅に於ける新稅率の決定、而して第三は價格調整補助金の支出並びに價格調整料制度の活用、とであり此の三本建て進む方針の如く見られる。

爲替上の對策は對泰國バート政策で其の一端が見られるやうに、大體我が國價に對し貿易對手國の通貨價值を等價とする政策を採る事となるであらうが、對中國（華北、華中）關係では今後の物價上の推移を見て尙ほ爲替上の檢討は隨時行はれて行くであらう。又第三の價格調整料制度も今迄やつて來た事であるから何等かの形で殘されるものと思はれるが、第二の問題たる關稅は近い機會に根本的に建直されるのではないかと思はれる。

## 2 關稅政策の根本的改革

關稅は元來産業保護政策の上に立つて其の基礎が出來上つて來たのであるが、其の後の情勢に應じて次第に價格調整の意味を含んで來た。輸出稅は輸出獎勵の意味で殆んど課せられて居らず、輸入稅も亦其の重要物資、特殊物資に付て殆んど減免の歴史を辿つて來た。然し乍ら大東亞建設の觀點に於て、其の價格問題解決の手段として關稅の改正、新稅率の設定等が問題として取上げられ、來るべき議會には關稅制度の根本的な改革案が提案されるのではないかと

見られるに至つた。而して關稅制度が根本的に改正せられるとすれば、價格調整料制度も多分に此の關稅制度の中に其の目的が包含せられ、此の調整料制度は僅かに小波を鎮める程度の小さな役割が演ぜられる事になるであらう。

關稅の改正は通常議會に提案せられ、審議せられるのが建前であるが、法規的には「關稅定率法」及び總動員法第九條で一部解決が出來る事になつてゐる。

關稅定率法は其の第三條の二に「本邦に近接する地域の生産品に對し必要あるときは勅令を以て地域及び物品を指定し關稅を低減又は免除することを得」とあり、既に關東州、滿洲國に對し昨年八月六日の勅令第八〇五號を以て物品を指定し關稅を減免して來た。指定せられた物品は大豆、豆類、玉蜀黍、大豆油、落花生、アルミニウム等であつた。又鐵は特殊鋼を除き既に無稅となつてゐる。中華民國からの輸入も大體同様で、近接地域たる大陸物資は殆んど定率法に依る稅減免の措置が爲されてゐる。尙ほ此の措置を敷衍するとすれば、殘された物品を拾つて關稅減免品として指定するばかりである。

新しい問題として、南方からの輸入品は主として米であるが、之は特殊事情も考慮して解決されねばならない問題である。米は現在百斤當り一圓三十五錢の關稅が課せられて居るが、之

を減免する事は米の内地賣渡價格の低下を意味するのではなくて、輸出する泰國、ビルマ等の日本への賣渡價格の引上げを招來するかも知れないので、此の點は問題の存する所である。此の外重要物資は結局軍の需要が多く、軍事費で購入してゐる以上、政府内の豫算面の更正の意味しかない事になるかも知れない。

以上の事情があるが輸入税の減免措置は諸障壁を排除解決しつつ、何等かの考慮が拂はれるべき問題であらう。が果して通常議會を俟たずして此の定率法を採用して税の引下げを斷行するか否かは未だ問題の存する所である。總動員法に依るものも亦同様で、其の第九條には「……輸出税若は輸入税を課し（又は之等を）増課若は減免することを得」とあり、増減自由の條文が明記せられてゐるが、軍需品以外の一般の物資輸入が一般化せられる迄は、直ちに此の總動員法を採用する事はあるまいと思はれる。然し斯かる條項が設けられてゐるのであるから、今後の推移如何に依つては研究せらるべき多分の題目を含んで居り、當局も共榮圈物資價格の調整問題は一日も早く解決すべきであるとの意見の如くであり、總動員法の採用も亦全然念頭にないとは云へない模様であるから、近き將來に發動せられぬないとも限らない。（尙ほ關稅制度の改正に關する法律案は第八十一通常議會には未提出となつた。）

### 三、儲備券準備に一億圓の借款供與

#### 大東亞新金融圈確立策の再前進

本年七月廿八日、日本銀行と中央儲備銀行との間に一億圓の借款契約成立し同日調印を完了した。儲備銀行の發展と其の發券高伸長とに應ずる措置で、之も亦我が方の對支協力態度の現れであり、今後儲備銀行が愈々發券高を増加するに對應する爲めの發券準備の増強である。

#### 1 儲備銀行の設立と其の發展經過

中央儲備銀行が設立されたのは昭和十五年末であり開業は翌十六年一月六日である。資本金は一億圓（全額拂込）、發券準備は四割で正貨準備と保證準備とに依つた。

設立當時此の準備に當てられたものは金、米貨、其の他中央儲備銀行法に規定された有價證券等であつた。外貨準備は其の頃英貨が金への兌換性を喪ひ、國際通貨としての性格を喪失しつつある際であつたから、英貨は之を取止めて米貨一本建としたのである。其の額は約五百五十萬弗で、華興商業銀行から國府に提供された五千萬圓と、國府の歳入超過七千萬圓の中五千萬圓とを合せた一億圓を準備として出資したことに依つて出來た金であつた。

中央備備銀行は之を横濱正金銀行に預入し、正金銀行は之を米國に於て米貨として保有してゐた。其の後日米間の空氣は次第に險惡となり資産凍結の懼れが生じて來たので、備備銀行への預金（米貨換算五百五十萬弗）は其の後之を自由圓とし、正金銀行の危險負擔に於て米國に置かれてあつた。昨十六年七月二十六日米國は日本資金を凍結したけれども、備備銀行の正金銀行への預金は依然として生きて居り、唯正金銀行が其の保有金を凍結されたに過ぎない形になつてゐた。従つて中央備備銀行の準備は嚴として日本圓の姿で正金銀行への預金として存在してゐるのである。

右の五百五十萬弗に相當する準備に依つて發行する新券の額は

$$5,500 \text{千弗} \times \frac{100}{23 \frac{1}{16}} \text{ (弗より圓に換算)} \times \frac{100}{13} \text{ (圓より新券元に換算)}$$

$$\times \frac{10}{4} \text{ (四割準備制度に依り發券高算出)} = 325,926 \text{千元}$$

此外、金準備と保證準備とがあつて、現在の新券發行高約十二、三億元は丁度準備に對する一杯の發行に達してゐる處である。

茲に於て中央備備銀行の準備増強の問題は以前から弗々起つてゐたのであつたが、國府財政部長周佛海氏の來朝（七月十四日）を機會に具體化して今次の一億圓借款となり、中央備備銀行の準備増強となつたのである。

## 2 一億圓借款と其の發券可能額

今次一億圓の借款に依つて中央備備銀行の發券限度は約十三億八千八百萬圓を擴大した。即ち

$$100,000 \text{千圓} \times \frac{100}{18} \text{ (新券元に換算)} \times \frac{10}{4} \text{ (四割準備制度に依り發券高換算)}$$

$$= 1,388,888 \text{千元}$$

舊幣の流通を禁止し新幣を以て之に代へるの政策が實行されつゝある際、夫に應ずる準備の増強は當を得た措置と云はねばならない。

將來新幣一本で華中の通貨使命を達成すべき立場に立つが如きことある場合には、其の準備を更に強化し、其の發行を更に増加せしめることは起り得べきことで、今次の一億圓の借款は之を以て終るべき筋合のものではない。今後亦必要に應じて起り得る事柄であらう。

斯くて新幣が其の信用を増大し、軍票に腰を支へられずとも、夫自身の力で立ち行く日が来た時こそ、華中の幣制は軌道に乗つて来るのである。

#### 四、武漢及び其の周邊地區最近の經濟事情

##### 1 湖北、湖南兩省の農産物

「兩湖實れば天下足る」と云はれる程、武漢地區を中心とする湖北、湖南は豊饒なる農産地である。湖北省の農産物は米、棉花、麻、茶、豆、麥、落花生、胡麻、葉煙草、甘藷等である。米は漢江と長江の中間に多く産し、襄陽附近が最も有名である。棉花は江蘇省に次ぐ中國第二の生産地である。麻は東部一帯に産し咸寧附近が有名である。茶は崇陽、咸寧方面一帯に産する。葉煙草は黃岡附近に産するものが優良である。其の外湖北省一帯には牛、豚、羊、鶏等の畜産が多い。

次に湖南省は江蘇省、安徽省に次で全國有数の米産地である。而して産米は洞庭湖、湘江沿岸一帯に多く長沙は有名なる米市場である。茶は湘江流域に多く産し、岳陽は茶の集散市場である。又牛、羊、豚、鶏等の畜産も頗る多い。

##### 2 棉花の生産と收買狀況

棉花は大東亞圏内に於て最も不足せる資源であり、夫れ丈けに日本の中國棉に對する期待は頗る大なるものがある。華中に於ける棉花の生産地は江蘇省一帯と湖北省一帯であるが、湖北省の棉花生産額は年二百五十萬擔乃至三百萬擔に達する。棉種は漢水流域は米棉種が多く、其の他は中國棉である。米棉種と中國在來種の作付反別は米棉種が七十二%中國在來種は二十八%程度である。在來種は纖維短く、其の儘では紡績用に適しないので混紡用或は製棉用に使はれる。支那事變前は年産二百五十萬擔の内約八十萬擔は武昌、漢口、沙市等の紡績工場で消費され、其の他の大部分は上海方面に移出されてゐた。現在に於ける我が占領地區内の棉産量は全體七十萬擔程度と推定されてゐる。

現在湖北省の棉花買付は日本側の棉花商八社即ち東棉、日棉、江商、三菱、三興、阿部市、瀛華、吉田の八社が買付を行ひ、之を更に棉花同業會が買受けた上軍に納入してゐる。

##### 3 皮革の出廻り狀況

湖北、湖南は有数の皮革生産地である。現在は日華原皮會社が一手に之を買付けて軍に納入してゐる。湖北省の皮革年出廻數量を見れば牛皮約三萬三千擔、水牛皮一萬二千擔、山羊皮四



千擔、馬皮三千枚、驢皮五千枚、騾皮十九萬五千枚、緬羊皮六萬枚に達する。牛皮の出廻りは老家口が最も多く八千擔、沙市、宜昌は夫々三千擔、武昌二千擔、漢口一千八百擔の順である。湖南省の皮革出廻數量は年に牛皮三萬三千擔、水牛皮一萬一千擔、山羊皮八百擔、驢馬皮四千枚、騾皮一萬枚、緬羊皮六千枚に達してゐる。

#### 4. 農産收買に活躍する合作社

棉花、皮革、麻（麻の收買は日華麻業）を除く農産物即ち米、小麥、高粱、玉蜀黍、豆類其の他雜穀類、野菜類、食物油、其の外各種の林野産品の收買は主として合作社の手に依つて行はれてゐる。合作社は武漢を中心とする和平地區一帶の縣政府の指導の下に各地に設立せられ、其の中で最も大にして組織の充實せるものは武漢合作社である。此の武漢周邊に於ける合作社の事業目的は第一に軍の現地自活に必要な物資の購入であり、第二に民需物資の賣買及び加工である。而して之に附隨して物資の運輸施設、倉庫施設の經營、資金の融通等も行つてゐる。現在では各縣に一つづつ、合作社があり、其の外必要に應じて各鄉鎮に分社を設けてゐる。尙ほ合作社の聯合組織としては漢口に合作社聯合會がある。

合作社は軍の現地自活と民需物資の收買配給に大なる役割を果してゐるが、其の外に軍の對

敵封鎖に協力して敵地區への物資流出阻止にも貢獻してゐる。又合作社は其の取引に凡て軍票を用ひて居り、武漢地區に於ける軍票價值維持と其の流通面擴大に貢獻せる役割は大きい。其の他の經濟活動としては合作社は縣政府の増産計畫其の他の計畫に歩調を合せ、當該地方の土産物資は大體凡て買集めて其の地方の生産力を培養し必需物資の増産を促進してゐる。又交易市場を設け、産業道路を開設し或は運輸事業を行ひ鄉村と縣城、縣城と漢口間の物資交流に努めて物資偏在是正の役割を果してゐる。

本年三月各單位合作社の統制指導と利便を圖る目的を以て湘（湖南）鄂（湖北）贛（江西）合作社聯合會が漢口に設立された。然し設立早々の事として未だ充分なる活動を行つてゐないが、目下銳意陣容の充實に努めつゝあり、現在は主として地方合作社の購買、販賣の斡旋をしてゐる。

此の地方の合作社の組織及び運営に内在する一、二の問題に付て述べれば、現在の合作社は支那事變後の經濟復興と農産物收買の緊急性に基いて設立されたもので、其の設立を急いだ爲めに地方の少數資産家や、商人を組合員として組織されたものが多く、未だ充分に農民大衆を組合員として吸收するに至つてゐない。然し今日では合作社に對する民衆の理解も深まり農民

の之に参加する者も漸次増加しつつある。合作社と商人の關係に付て云へば、場所によつては互に協力して成績を擧げてゐるが、又場所によつては其の間の摩擦がないこともない。斯かる摩擦は今後調整しなければならぬ。邦商と合作社の協力と兩者間の調整の具體的方法としては、例へば邦人のみでは買付に出掛けられぬ場合とか、日本商社の人員が少數で充分なる買付が出来ない場合には、其の土地の事情に明るく、又人手の多い合作社が買収して邦商に譲渡すればよい。又日本商社が合作社に資本を投じて合作社の活動を促進することにより、日本商社も合作社の利益に均霑することも一つの日華協調の方策である。尙ほ合作社と中國側商人との關係は合作社に加入した者以外の商人は一般に事業不振状態に在るものが多いが、彼等を合作社の下請業者として利用するなりして、何等かの役割を與へてやる必要があらう。

而して將來合作社の活動を一層活潑ならしめる爲めに採らるべき方策としては、次の諸點が擧げられる。

一、農民の零細なる資金を吸収し、合作社が少數有力者の利益追及機關に墮せざる様留意すること

二、廣く農民に低利資金融通の途を開くこと

三、合作社に對する當局の指導を更に強化、適切ならしむること

四、聯合會の地方合作社に對する統制を強化し、又監査制度を實施すること

#### 5 漢口の金融事情

武漢に於ける金融市場は云ふ迄もなく漢口である。漢口は支那事變前長江、漢水流域及び京漢鐵道、粵漢鐵道沿線の物資集散地として商取引は頗る活潑であり、之に伴つて金融市場も發達し、上海や天津と同様近代的金融市場が形成されてゐた。事變前漢口に於ける外國銀行としては日本側の正金、臺灣、漢口銀行の外に英國系の香上銀行、麥加利銀行、米國系の花旗銀行、獨逸系の獨亞銀行、白耳義系の華比銀行、佛國系の印度支那銀行があつたが、長江封鎖以來日本人以外の貿易は許されなくなり、従つて日本側以外の外國銀行の營業は殆んど休止状態となつた。而して今次の大東亞戰爭勃發と同時に英、米、白國系銀行は我が方軍當局によつて接收された。

中國側銀行としては、重慶政府系の中央、中國、交通銀行の外に民間銀行としては中國國貨、中國農工、鹽業、金城銀行を始めとして約二十の銀行があつたが、皇軍の武漢入城前に之等の中國側銀行は重要書類や現金を上海、香港方面に送つたうへ佛租界に遁入し、細々と營業

を續ける状態となつた。斯かる中國側銀行の全面的な後退から新しい中國側銀行の設立が必要とされるに至つたので、昭和十五年五月中國側銀行の中樞機關として中江實業銀行が設立された。中江實業銀行は資本金軍票二千萬圓の特殊銀行で中國側の金融疏通、産業復興、土產物資買付資金の融通等を目的とするものであるが、一面には省政府、市政府の公金取扱及び貸上金をなし、又合作社に對する融資等も行つてゐる。現在支店は武昌、沙市、應城、信陽、九江、南昌、佛租界に置いてゐる。

右の外中國側の金融機關としては錢莊があり、錢莊は支那事變以來漢口金融界に於ては相當重要な役割を果してゐる。即ち中國側銀行が殆んど營業を停止し、日本側銀行は舊法幣の取引は特別の許可ある場合を除いて許されないので、舊法幣の預金と舊法幣對軍票取引は殆んど凡て錢莊に集中したのである。而して軍當局では軍票價值維持の重要性に鑑みて昭和十四年九月より公認錢莊制度を實施し、錢莊の軍票取引に制限を設けた。

#### 6 武漢地區舊法幣の回收

支那事變以來武漢地區に於ては軍票中心方針が採られ、日本人が取引する場合は特に許可を得たる場合を除き舊法幣の使用は許されなかつた。又中國側官公吏も軍票で俸給を支給され

た。一方中江實業銀行や合作社を通じて軍票流通面の擴大策が採られ、軍票は武漢地區に於て數的にも質的にも支配的通貨となつた。此の點上海で舊法幣が回收の行はれる迄壓倒的に多量に流通してゐたのとは大分趣が異つてゐる。

儲備券は最近迄武漢地區では全然流通してゐなかつたが、儲備券育成の根本方針が決定されると共に武漢地區でも儲備券を流通せしめることとなり、本年七月三日儲備銀行漢口分行が設立され、八月十日より舊法幣回收が開始された。而して差當り回收されるのは武昌、漢口兩市及び漢陽縣城市内の舊法幣であるが、此の地區は既に軍票經濟が確立してゐるので舊法幣の流通高は比較的少く、精々二、三千萬元程度と見られる。夫れ丈け回收も簡單である。右地區の舊法幣回收が済めば、次には九江、南昌、沙市、宜昌、岳陽に於ても舊法幣回收が行はれる筈である。(尙ほ十月二十二日より實施の財政部令を以て上記地區の回收は實行されつゝある)

### 五、華中に於ける綜合的物價對策の確立

#### 1 日華關係當局の協力下綜合的對策緒に就く

幣制統一後の最大懸案となつてゐた華中物價統制は本年九月一日より漢口地區を除く華中一

圓に於て實施された。元來華中といふ所は經濟上、社會上極めて複雑せる特殊事情が存在してゐる爲め、物價統制の如きは望むべくして容易に行はれる得るものではなかつた。例へば外國の特殊權益、自由主義的經濟機構、更に人口、生産量、在庫量、消費量の不明確、又顯著なる地域的價格差、敵地區への物資流出懸念、中間利得者の過多、日本側供給物資の調整料賦課等々の諸條件は此の地域に於ける物價統制を極めて困難ならしめてゐたのである。然し何んと云つても根本的な障礙は通貨不安にあつた。即ち舊法幣の崩落は單に物價の昂騰を招來せるばかりでなく、思惑人氣を激化し生産活動を阻害し、之が更に物價の昂騰を助長して來た。然し本年六月の華中通貨統一により物價對策の痼であつた通貨不安は除去されたのであるが、前記の特殊事情の存續は通貨統一後と雖も依然綜合的物價對策の實施を困難ならしめてゐたのである。

即ち最近に至つても益々物價は昂騰し之を放置すれば惡性インフレの様相さへ招來する懸念があるので、最早事情の複雑困難性の故に物價對策を遷延するが如き事は全く許されない情勢となつた。そこで關係各機關は愈々一致協力して政策の重點を物價の抑制に置き、恒久的對策は暫く後廻しとして、九月一日より應急的に本年五月廿六日乃至廿八日の舊法幣建平均價格の半額を儲備券建に引直した價格を最高標準價格となし、一般小賣價格を右水準に釘付けにする

ことになつた。五月廿六日乃至廿八日の平均價格を最高標準價格と見做すことは今回が初めてではなく、既に國民政府では儲備券による華中通貨統一を聲明すると共に、五月廿日「安定物價臨時辦法」を公布して右と同水準に物價を据置くことにしたのであつた。其の後上海特別市政府、工部局も國民政府の布告に従つて同様の告示を行つたのである。従つて今回の物價對策は關係各廳が協力一致して國民政府、上海特別市政府、工部局が既に實施してゐる物價政策をバックし、應急的に小賣面の價格抑制から逐次全面的に之を及ぼすといふ所に意義があるのである。然らば何故國民政府が五月廿六日より廿八日の平均價格を以て最高標準價格と見做すことになつたかと云へばそれは次の理由に基くのである。即ち五月初旬より舊法幣が再び大崩落を開始し五月初旬の儲備券百元に對する百二十元見當から五月下旬に入つては二百元の關門を割るに至つた。斯かる舊法幣の暴落につれて一般物價は同期間に二倍近くも奔騰した。ところで舊法幣は其の間一寸安定を取戻し廿六、廿七日には僅か乍ら反騰を示したものの、廿八日には再び二百元に落ちるといふ有様であつた。従つて國民政府が舊法幣の全面交換を聲明した六月一日の直前たる五月廿六日より廿八日の舊法幣建平均相場を、二對一の割合で儲備券に切替へた價格を最高標準價格とする事を最も妥當としたのである。

## 2 日華共同の統制機關成る

華中物價統制は右の如く單に小賣價格の停止に止まらず、今後は益々全面的な恒久的措置を講ずる事になつて居る譯であるが、夫等の恒久的物價對策は日華關係各機關より選出した委員を以て構成する「中央物價對策委員會」を隨時南京或は上海に開催して決定することになつてゐる。一方各地域に於ける特殊物價問題に就ては南京、杭州、蘇州、蕪湖等主として我が特務機關の所在する各都邑に「地方物價對策委員會」を夫々組織し、右委員會に於て決定する。但し上海方面は種々の特殊關係ある爲め日華双方に於て「特別共同委員會」を組織して本地區の物價問題を處理することになつてゐる。而して上海地區物價對策委員會の日本側委員は興亞院、登部隊、總軍七號出張所、支那方面艦隊司令部、海軍第一經理部、上海特務機關、上海憲兵隊、上海海軍武官府、總領事館を以て構成し、委員會の主任幹事は興亞院華中連絡部が擔任し、委員會決定事項は興亞院の指令を通じて總領事館、工部局、公董局、特別市政府が夫々の行政範圍内で實施、取締ることになつてゐる。

## 3 統制方式と重點主義の採用

華中に於て今後展開せんとする物價對策は、日本内地式に高度の低物價政策を實施せんと

するものではない。統制機構が完備してゐない華中に於て占領地區のみ強度の低物價政策を施行してみたところで、徒らに買溜め、賣惜みを助長し、物資の敵地區への流出を結果するだけである。従つて華中の物價對策は内地の物價對策の基本方針以上に相當の弾力性を以て實施されつゝあるもので、一應五月末の水準に一般物價を引戻すことになつてゐるものゝ、六月以降の物價騰貴により採算上右水準に價格の据置を爲し得ない物品に付ては價格の調整を認め、關係當局に於て不斷に價格の凹凸を調整して之等諸物品に付き夫々の認可適正價格を設定することになつてゐる。而して斯かる認可價格の申請には出来るだけ當該物品の同業公會を通じて行はしめ、業者個人よりの申請は之を認めないことになつてゐる。

又價格の抑制には重點主義を採り米、小麥粉、肉類、パン、食用油、砂糖、燐寸、蠟燭、石炭、綿糸布等の主要生活必需品に付ては公定價格を設定し、軍需品、海外輸出品及び重要資源開發資材に付ても順次適切なる價格調整を實施することになつてゐる。

更に供給量少く且つ日常生活に密接なる關係を有する主要生活必需品に付ては配給機構が比較的整備されてゐる都市より漸次切符制を實施すべく考慮されてゐる。而して上海に於ては既に米、小麥粉に付き切符制を採り、又地方の都市に於ては所によつて米、小麥粉のほか煙草、

分寸を切符制にしてゐるが、今後切符制を施行すべき物資は逐次増加する筈である。

當局では先づ斯かる主要物資の價格抑制によつて一般物價の安定を期さんと考慮してゐるのであつて、従つて雜貨、裝飾品等に至る迄の全面的最高價格制の設定は暫く之を見送らんとするものゝやうである。然し主要生活必需物資でなくとも原價計算の容易な物資に付ては公定乃至適正價格が設定される筈である。尙ほ輸移入品に付ては其の重要性に應じて輸移入コストより勘案した適正價格を決定し、現地生産品に付ては原價計算が簡單であり規格の統一が採れた物資から適正價格を認定する筈である。

次に主要農産物で對日供給、軍現地自活上其の出廻りに重大意義を有する物資に付ては、物價安定策と甚しく矛盾しない限度内で出廻り可能價格を隨時定めることにならう。而して從來奥地に於ける農産物の買付には兎角買付價格の協定違反により不當の價格吊上げを惹起したが、當局では棉花、米、小麥の主要農産品に對し日華協同の一元的收買機構の設定を準備中で、之により協定買付價格の維持と一元的買上げ並に割當供給を計畫してゐるので、前記の如き弊害はいづれ除去されるに至るものと見られる。

#### 4 統制の影響と今後の問題

物價統制策が九月一日より實施されて以來一般小賣物價は概して低落傾向を見せるに至つた。尤も高級商品は依然騰勢を熄めず、又肉類、野菜類等も益々昂騰を演じ、之等鮮食糧品に對する有効な價格統制の可及的速かなる實施が要望されてゐる。而して上海に於ては主要百貨店たる永安、大新、新々、先施、國貨、惠羅等は當局の政策に順應して九月一日より一齊に販賣商品の二、三割方値下げを斷行（そこでは五月廿四日の舊法幣建平均價格を舊法幣一〇〇に對し儲備券六六のレートで儲備券建價格に切換え標準價格とした）した結果、一般購買力は之等百貨店に殺到し餘りの混雜の爲め一時閉店する百貨店さへ出た程であつた。然るに一般小賣商は九月初旬は概して情勢眺めで正札の書換えを行はず、當局の方針通り五月末の平均價格迄販賣價格を引下げた小賣商は極く少數に過ぎなかつた爲め、顧客が百貨店にのみ集中し、一般小賣商の商賣は極めて不振を續けたが、之は資力の乏しい小賣商にとつては極めて苦痛なので、現在では百貨店との對抗上等一般小賣商も漸次値下げを行ふ機運に向つてゐる。而も九月廿四日の仲秋節決濟期によつて一部手持品の現金化が急がれてゐた状態から推しても、今後も當分一般小賣物價は低落傾向を辿るものと見られる。

然し乍ら小賣物價が現在のところ豫期通り低落傾向を見せたのを以て華中物價政策が概ね成

功したとは断定出来ない。小賣面のみの價格統制では早晚物價政策は破綻を來すべきことは明白であつて、今後は生産面、卸面の價格統制を早急實施することが緊要である。

更に公共事業料金の値下げ斷行も必要である。上海租界内の公共事業料金は本年五月電氣は三倍半、瓦斯は約四倍、水道は二倍の料金値上げを見たが、之は一般諸掛りの外に石炭價格の値上りが大きな原因をなしてをり、當局でも此の點を考慮して目下華北炭の調整料の引下げ乃至全廢を期して引續き華北當局と交渉中である。

次に日本側供給物資に付ても率先價格低廉化を圖るべきである。現在主要必需物資の供給は殆んど全部日本側が掌握してゐるのであるから、之等主要必需物資が幾分でも値下りすれば其の一般物價に影響する所極めて甚大であると考へられる。従つて現在の如き情勢にあつては之等日本側物資供給機關の調整料、留保金積立制度に再検討を加ふべき時機に到來してゐるのはなからうか。

## 第十四章 歐洲大戰の動向と大東亞戰爭の發展

### 一、獨逸は愈々長期戰を決意

#### 米英ソ各個擊破の運命迫る

獨ソ開戰一週年の日は既に既に早くも過ぎ去つて、待望の獨ソ戰夏の陣が再開され、すでにウクライナ一體は獨逸の手中に歸し、いまやスターリングラードの没落も時間の問題となつた。この間、先づ獨逸軍の動いた跡を見ると、それは黒海沿岸地帯に限られてゐた。獨軍が斯くの如くして獨ソ戰線の南方線に躍動したといふ事は、極めて重大な意義がある。

黒海、裏海に挟まれたコーカサス地帯には二千六百萬噸の石油がある。石油こそ近代戰を指導する磁石である。獨逸軍がクリミア半島に對して獨ソ戰第二年目の作戰を展開し出した事は、石油を獲得して長期戰準備を整へるといふ根本要求の他に、更に一つの重要な要求がある。

其の事はロメル元帥の北阿作戰の構想と關聯して始めて良く我々に納得が出来る。ロメル將

軍の意圖は英北阿軍唯一の軍事據點アレキサンドリヤを征略し、エジプトの運命を決しスエズを掌中に收めて、地中海を樞軸國家の内池とすることにあり。

英ソ軍事同盟の締結はエチプト、シリヤ、イラク、イラン、コーカサスのルートを通じ、英國の對ソ連絡路の確保維持を條件としてのみ其の重要性が存するのであつて、スエズを失ひコーカサスを失つた曉に於て、英ソ軍事同盟は最早全く其の存立意義を消滅して了ふのである。クリミア半島、北阿戦線に於ける獨逸軍の進出は、獨逸に依る英ソ連絡の破碎といふ觀點からのみ正確に諒解される作戰指導である。

獨逸が犠牲の多いモスクワ、レニングラードの政治都市攻略に手を染めず、専ら其の資源作戦の見地に立つてクリミア、コーカサスを狙ひ、更に高度の戦略からして獨ソ連絡の遮断に立向つたといふ事は、獨逸が飽く迄も長期戦持久の態度を決定した證據であり、上海、南京の攻略よりは海南島、比島、マレー半島、ジャワの戡定作戰の故智に倣つたものとして特別の興味を惹く。

獨ソ夏の陣に於て、獨軍が華々しいが勞苦の多い東部戦線に進出せず、南部戦線に先づ主力を置き、物資を探索し、英ソの連絡遮断を圖り、更に北阿戦線に於ては一路カイロに向つて楔

型に躍進を開始したことは、それだけの意味に於て獨逸の長期戦決意の表明として我々樞軸國家にとつて祝福されていゝ出来事である。而も獨逸がコーカサスよりイランに入つた場合、日獨兩國の連絡路は忽ちにして再開される。英國がスエズを失つた曉、英印の關係はどうなるであらうか。英國の武力を離れた印度は最早日獨連絡に對する脇腹の脅威ではなくなつてゐる。

英ソ關係の切斷は同時に日獨關係の再開であり、樞軸國家の長期戦態勢は茲に全く完成するのである。

米ソの關係はアリユーションの占領によつて見事に切斷された。それは何等我が國の對ソ意圖によつて強行されたものではないが、國土防衛上の必然の要求からアリユーションが占領され、自然米ソの地理的連絡は遮断されたのである。米ソの連絡は我が國の交戦權の發動によつて自然に切斷された。而して今度英ソの關係は獨逸の最高作戰計畫によつて遮断され様としてゐる。最後に残つた米英の關係は、太平洋に於て又大西洋に於て日獨伊三國海軍の綱の目にかゝつて不斷の脅威に曝らされて居り、其の自然消滅も時の問題となつて了つた。

米英ソ聯合軍の各個撃破の運命は、日獨伊三國の連絡再建の推進される逆比例に、一日一日



と最後の日に近付きつゝある。濠洲、インド、南阿、カナダの英國領土は英本國の運命に先行して既にバラバラに切斷され、エチプト、トルコ、イランの去就も長いものには卷かれるの主義にある様だ。

ルーズヴェルト、チャーチル第三次會談から何が出て来るか。出て来るものがあつたら見たいものであるが、會談内容の一つと傳へられる第二戰線の展開といふ一事を拾つて見ても、之は本來無理の多いものである。第二戰線とは、獨ソ戰を牽制する意味から歐洲の何處かに第二の戰線をでつち上げる計畫であるが、そんなものを新たに作り上げるより、現に行はれて居る北阿戰線でも景氣よくやり直した方が便利な筈である。之は素人眼にも判る話であるが、其の北阿戰線は今どうなつてゐるか。北阿戰線一つ盛り返せない聯合軍に何處に第二の戰線が組めるといふのであらうか。

英國を倒すのは獨逸であるか、米國であるか、將又ソ聯であるか之だけは仲々解決の附かない質問である。眞先に倒れるのは英國に決つたが、英國の死骸を拾ひあげ其の油を搾り取るのは果して誰であらう。本年中には誰が戰爭の眞の利得者となるか、よく判る様になるであらう。

## 二、世界戰爭の現段階と

### 兩軍攻防の新作戦地「印度」

#### 1 米英ソの連絡遮斷と第二戰線結成の不能化

スターリングラードの運命が、同時に北阿の戰線に於てはアレキサンドリヤの運命が破局へ迫つた。獨伊樞軸軍は西亞並び北阿に對して、今や北から西から、鉄型に二本の楔をぶちこみつゝある。其の最高作戰目的はソ聯と米英との連絡遮斷であり、米英の大陸からの大掃除にある。

スターリングラードを失つても、ソ聯は尙ほ長期戰の形式に於て對獨抵抗を繼續し得るであらう。然しアレキサンドリヤを失ひ、スエズを失つた曉に於て、英國は果して西亞並に北阿の主人公たり得るか。まして西亞並に北阿に於て對獨抵抗を繼續し得るであらうか。

ソ聯との直接連絡面を失ひ、更には西亞並に北阿に占めた有力な地盤を失つた英國の對獨抵抗は、アレキサンドリヤの陥落を轉機として極端に低下すると見ることが妥當である。

米英聯合軍は、獨ソ夏の陣の再開によつて獨軍が其の最大能力を東部戰線に集中しつゝあつ

た際、世界いづれの地區に於ても對獨第二戰線を新設することが出来なかつた。對ソ援助の直接目的からしても、第二戰線の結成は當面必要であつたにも拘らず、聯合軍の第二戰線結成は遂に不可能事であつた。今日獨ソ戦がヒットラー總統の方寸通り完了しつゝある時、遅れ馳せに第二戰線を結成するといふことは、本來無意味であるばかりでなく更に一層の困難事とはなつた。

聯合軍の協同作戰は、スターリンググラードの陥落を最後として其の直接的連絡路を中斷せられることにより、又樞軸側海軍力の活躍によつて、愈々至難事となつた。其の半面内線作戰の利をとつた樞軸側は、聯合軍に對し分散各個撃破の態勢を逐次完成しつゝある。

然し乍ら獨ソ戦はもとよりのこと、米英と雖も之で對樞軸戰爭に手を擧げて了ふといふ筈のものではない。長期戰指導が聯合軍のモットーであり、來年こそ來年こそと一年延ばしの反攻作戰が彼等の本心なのである。

## 2 聯合軍協同作戰基地としての印度

ソ聯との連絡路を遮斷され、西亞並に北阿に於ける作戰基地を失つた聯合軍は、一體將來何處を根據地と頼て反擊作戰に出て來るか。ソ聯、重慶、米、英を繋ぐ地理的最好條件の地を求

めれば、それは必然に印度といふことになる。印度こそ印度民衆の反英暴動を計算外に置けば聯合軍協同作戰展開上の最好條件のポイントであるのだ。

西亞並に北阿に於て失つた英國の地位は、印度に退くことによつて再建し得る見透しが立つ。同時に印度を通じて米英はソ聯、重慶と計畫上の連絡路を發見し得る。印度を以て聯合軍協同作戰の基地とすることによつて、聯合軍は最後の樞軸反攻作戰を展開し得るのである。

印度は將來に於ける聯合軍協同作戰の策源地である。聯合軍が各個に撃破される運命を嫌へば嫌ふ程、印度を以て最後の樞軸反擊據點と恃むのは、一般常識と合致する。ワシントンに開催された太平洋軍事會議に於ては「樞軸軍が萬一印度に於て連繫に成功したならば、我々は萬事窮す」と放送した。其の裏腹の意味は、印度こそ何事を措いても聯合軍側に於て確保しなければならぬ點を強調したものである。ウエーベルは早くも之を裏書し「印度民衆の暴動鎮壓の爲めには、最早暴力行使を辭さぬ」と言明した。印度を確保して最小限度の聯合軍協同作戰を展開し、一面樞軸軍の聯合軍の各個撃破作戰に對抗すると共に、あはよくば印度を基地とすることによつて樞軸軍に對する反攻作戰を展開する。之が聯合軍の今日の決意であり、希望なのである。印度こそ第二次世界戰爭に於ける天王山である。

### 3 聯合軍逆封鎖の態勢成れる樞軸軍

獨逸も伊太利も亦日本も、此の世界戦争の緒戦期に於ては悉く聯合軍の爲め包圍態勢下にあつた。粒々辛苦今日樞軸軍は悉く聯合軍の包圍陣を粉碎し、逆封鎖の態勢を確立した。聯合軍に對する各個撃破の態勢は、此の包圍環の破摧によつて其の端緒を擱んだのである。

例を我が國にとつて見よう。大本營海軍報道部員田代格中佐は本年八月三日の放送に於て「東太平洋作戦の意義」の題下に斯う言つてゐる。「大東亞戦争宣戦以來二百日、帝國海軍は西太平洋に於ける米英の海上勢力を撃碎し、大東亞海域より之を驅逐したのであるが、此の六月其の鋭鋒を一轉し、東京を距る二千數百哩の彼方北はアリューシャン列島より南はミッドウエー島に至る東太平洋海域に於て、雄渾なる作戦を進めた。此の作戦の持つ戰略的意義は極めて重大なるものがある。本作戦をアリューシャン作戦と云はず、又ミッドウエー作戦とも云はず、夫等を凡て含めて東太平洋作戦と呼稱する所以は實に此處にある。即ち田代格中佐によれば西太平洋に於ける作戦は米英の包圍陣破摧作戦であり、東太平洋作戦こそ直接米國に向けられた本格的作戦であるといふのである。而も田代中佐は更に語をついで、東太平洋作戦の進展するところ遂に聯合軍の各個撃破の態勢が確立するのであり、米國は先づ獨伊海軍の活躍と相

俟つて樞軸國海軍の挾撃作戦の脅威の前に立たされるといふ。即ち「六月を期として展開された東太平洋作戦は、内は西太平洋の制海權の確保を愈々強固ならしめ、外は東太平洋への大攻勢を意味して、大西洋に於ける獨伊海軍の大攻勢と相俟つて、米英に對する挾撃の態勢を示す雄大なる大作戦である。」

### 4 日本の印度進攻氣構えと樞軸軍の連絡路「印度」

聯合軍に對する、特に米國に對する樞軸國の攻勢は、日獨伊三國海軍の挾撃作戦の形式に於て開始されてゐる。而も更に聯合軍が最後の牙城と恃む印度に對して樞軸國は如何なる態度に出んとしてゐるのであらうか、作戦的に見て印度へ最も近接したのは我が國である。ビルマは既に大東亞防衛の第一線を形成してゐる。ベンガル灣の制海權は、今英國海軍の手中を離れんばかりになつた。而も印度自體は駐印英國軍の暴力下であり乍ら反英運動は熾烈を極め、全印度無言の不服従運動は、印度指導者の鮮血に導かれつゝ、四億の住民の間に浸透しつゝある。印度に於ける英國の借家には火がついた。斯くの如き情勢下に於て、我が國の印度に對する一舉手一投足は全く全世界關心事の中の關心事である。

八月五日大本營陸軍報道部長谷萩大佐は、大阪行の車中談に於て、印度獨立運動の動向を語

り、現状を以てしては獨立運動は有名無實のものとなるべく、我々の要望するところとは遠いものであると断定し、「日本としては胡麻化しの獨立では賛成出来ないものであつて、東亞の惡勢力一掃の爲めには斷乎印度進攻作戰をも辭せざる決意を持つてゐる」と言明した。

全世界を震撼せしめた印度進攻談を聞いてから既に久しく、現に印度獨立運動はウエーベルの暴力鎮壓の眞唯中にある。而もウエーベルは、印度を以て樞軸國への反攻作戰の最後基地たらしめんとしてゐる。ウエーベルは、單に「東亞の惡勢力」たりしに止まらず實に「世界新秩序の惡勢力」である。

斯くてウエーベルは、從つて印度は獨伊にとつての「惡勢力」となつた。己を知り敵を知ることが百戰不敗の根本原則である以上、聯合軍のよらんとするところを樞軸國が粉碎すべきは理の當然である。而も樞軸國は緒戰の戰果によつて各々其の包圍環の大部分こそは打破したとはいふものの、未だ完全には相互連絡の道を確保してゐない。日獨伊三國の連絡最短路は、奇しくも亦印度を指して外にない。樞軸國家の連絡路印度は又同時に聯合軍最後の協同作戰據點となつてゐる。印度を注視せよ。印度こそ樞軸、聯合兩陣營の鏖競合ひの地とはなつた。印度を制する者、それは直ちに明日の世界を制する者である。

### 三、最近米國の資源、産業、經濟の實勢

#### ——安易なる過少評價は絶對禁物

#### 1 米國經濟力の過少評價は不可

ソロモン海を中心として米英聯合軍の必死の反攻が續けられ、我が軍又再度之に徹底的打撃を與へて撃退してゐるが、今後も此の方面からする敵の執拗な反撃が繰り返されるものと豫想される。

之は勿論米英聯合軍が此處に對日反撃の第一の足掛りを確保し、立ち上りの不利な態勢の挽回を意圖せるものであるが、之等の反攻と呼應してルーズベルト又一九四三——四年の對日一大反撃を目標とする軍備の大擴充を實現せんと躍氣となつてゐるのである。

而して長期戦になれば結局物的資源に恵まれた者が必ず勝つといふ「信念」を持つて、着々と軍備の擴充に邁進しつゝあることは周知の事實だが、果して此の擴充計畫は豫定の如く進んでゐるかどうか？

我が國では此の點餘りに米國の經濟力（敢て戦力と云はざるも）を過少評價して得々として

るる者が多いが、此處では最近の交換船歸朝者數氏の意見を綜合し、正しい米國の經濟情勢を  
解明することにする。寔に敵を正しく知ることは戰に勝つ第一要件であるが故に、以下各種重  
要資源、産業に付き其の需給の實勢、對策を出来る丈け客觀的に紹介したいと思ふのである。

## 2 重要資源、産業の需給實勢

先づ最も米國で目下困つて居るものはゴムと錫である。

△ゴム 約七十萬噸の生ゴムストックがあつたと言はれるが、之は普通の年に於ける一ヶ年  
分の消費にしか相當しないから、如何に民需用自動車の製造を禁止し又、石油の割當を制限  
して自動車用タイヤの消耗を防いでも追つ付かない(右の七十萬噸の外に大東亞戰の勃發し  
た昨年末から本年三月日本軍のジャワ島上陸迄の間に米國は尨大なゴムを輸入してゐるとの  
説があるが、其の數量も大した額に達するものとは考へられない)。そこで結局合成ゴムに依  
存せざるを得ないわけである。此の點の技術はスタンダード・オイルなど獨逸I・Gのと技  
術交換などやつてゐた位だから相當なものと見られるが、唯燭媒の問題が残つてゐるとのこ  
とである(アメリカの人造ゴムは石炭から誘導されるブタジエン系のものが主である)。生産  
量は昨年既に二、三萬噸あり、今年は三十五萬噸、來年になると八十萬噸の能力にすると言

つてゐるが、之は話半分か八分目位に聞いたらよいと思はれる。それにしても驚くべき發展  
であつて、此の外再生ゴムが二十萬噸から三十萬噸生産される。更に此の外にブラジルのゴ  
ムは無理をすれば一ヶ年に四萬噸位出るし、フォードのブラジルのゴム農園から一萬噸、リ  
ベリヤのファイヤー・ストーンの農場から一萬噸、メキシコのゴム類似植物から一萬噸位は  
掻き集めることが出来ると思はなければならない。

△錫 最近一ヶ年十萬噸から十一萬噸の消費があるが、ストックは之も十三、四萬噸位に過  
ぎないものと見積られるから米國として非常に心細いものである。

流石の米國も錫だけは全然國內に産出せず、南米のポリビヤから三萬——五萬噸、アフリ  
カの英領ニジェリヤ、白領コンゴ等から二、三萬噸の錫を得ることは出来るが、一方ソ聯  
に二萬噸、英國に三萬噸位の錫を分けてやらねばならぬ立場にあるので益々苦しいわけであ  
る。

尙ほゴム、錫等に付ては政府出資の一手貯藏會社を作つて居り、錫に付ては強度の民需制  
限を行つてゐる。

△鐵 鐵鋼の本年度生産額は八千五百萬噸と推定され、之は我が國の鐵鋼生産額に比すれば

雲泥の差があるが、それでも鐵鋼不足で弱つてゐる。そこで極力増産を行はんとしてゐるが、其處に色々の難點があるので仲々思ふやうに行かない。第一に鑛石を輸送する船が（之は五湖地方で使用される内海用のもの）他の方面へ廻された爲め益々不足するやうになつたし、又マンガン鑛も足りない。更に製鐵設備を増設する爲めには先づ老大な鐵を必要とするが、之を行へば他の鐵鋼需要が賄へなくなる。特に造船用の鐵鑛が不足してゐるのが一番痛手のやうである。

△棉花 米國は普通一千二百萬俵の棉花を作り、其の内五百萬俵位を輸出してゐたが其の輸出が杜絶した。然し最近では國內需要が一ヶ月百萬俵位に増大したので、棉花輸出杜絶に伴ふ出棉業者の困窮はさしたるものではないと見られる。

△小麦 米國民が約一ヶ年間食ふ位のストックを本年度へ持越すことになつたから、食糧問題の不安は先づないし、又之等過剰ストックは政府が全部保有してゐるので市場を壓迫する心配もない。

△石油 南部及び西部方面から東部へ輸送する爲めのタンカーが、盛んに獨逸潜水艦に沈められた爲め一時東部地方（ニューヨークを始めとして）に石油飢饉が起つた。又輸送が出来

ず従つて掘つても捌けないので、東部地方以外では能率の悪い油田を閉鎖するといふ説も出てゐる。結局全體としての石油不足はないが、輸送の關係で局部的な石油不足が起つてゐるわけで、東部地方の石油割當も單に石油の消費規正だけでなく、寧ろ自動車の保存、タイヤの消耗防止が主眼のやうである。

△アルミニウム 現在のところ十六、七萬噸位の生産能力であるが、之を一舉に四十萬噸に増加しようとしてゐる。ボーキサイドも國內にあるから出来ないことはないし、又後述の飛行機二十萬臺を作る爲めにはどうしてもアルミニウムの四十萬噸計畫を實現せねばならぬわけだが、之も八割位の實現性を見込むべきであらう。

次に彼等が呼號する對日反擊戦力、樞軸軍逆封鎖突破の武器たる飛行機、船舶の増産意圖を見れば

△飛行機 今年度に於て六萬臺を生産すると言はれるが、今年末の生産能力がそれ位で、實生産量は四、五萬臺ではないかと見られる。然し來年度は是非共二十萬臺作ると呼稱してゐるから大いに警戒する必要がある。

△船舶 一九三九年度に於ける米國の所有船舶が一千百萬總噸程度（内譯 内海船——鑛石

輸送船等が二百五十萬總噸、タンカー二百五十萬總噸、その他が一般貨客船)であつたと言はれる。其の後百五十萬總噸位造つたであらうが、一方尨大量を沈められてもゐる。今年の造船量は八百萬噸(a・w)——總噸にするには大體七掛の五百五、六十萬總噸と見積られて居り、來年度は一千五百萬噸(d・w)造船すると豪語してゐる。ところで其の實勢に付て見ると今年度に於て一月には一日一隻(一萬噸級)の割合にも達しなかつたが、四月頃には一日二隻となり、今年末には一日三隻になると言はれる。(大體一隻七、八十日で竣工する)尙ほ二千噸級の「シー・オッター」と稱する船を造つてゐるが、之は自動車のモーターを船に取付けたものであつて其の成績は未だ不明である。

以上のやうな生産擴充計畫も大體明年秋にピークに達し、其の後は各種の障碍等で大體餘り伸びなくなるのではないかと觀測される。

### 3 戰時財政、物價、インフレの問題

次に米國の戰時財政、物價、インフレ見透しに付て簡述すれば、今年度の米國の國防歳出豫算といふものは合計七百七十億弗であるが、此の内二百五十億弗は税で取り、殘餘の五百億弗は公債を以て支辨し、其のうち二百億弗は一般市場で公募し、三百億弗は銀行引受にさせよう

と目論んでゐる。勿論此の爲めには各種の増税を行ふと共に、公債消化の圓滑化を圖る爲め公債の聯邦準備銀行による一手引受の方法をも新たに採用せねばならなくなるわけである。(現在聯邦準備銀行は一般市場を通じてのみ公債の買入が出来る制度になつてゐる)

本年五月頃米國は一應物價の釘付令を實施してゐるが、之には農産物、勞賃は除外されてゐる爲め此の二者の値上りが著しく、ルーズベルトも之が抑制に乗出さざるを得ない立場に迫込まれてゐる。然し何分にも各種物資が相當豊富であるから、今のところ悪性インフレが急に起るやうなことは一寸考へられないと言はれる。

### 4 結語 我が綜合國防力充實が絶対肝要

斯くて孰れにせよ米國に於ても、今後軍備の大擴充と共に民需物資は一層制限壓縮を強化され、一般國民生活水準の低下は避け得られぬ所であるが、それにも拘らず速急に悪性インフレ其の他の經濟的破局に見舞れさうもないし、又勞働力、輸送力等の點で各種の障碍はあつても尙ほ生産擴充計畫は相當な速度でこゝ當分進展するものと見ねばならぬから、之等の點を決して過少評價することなく、我々としては飽く迄戰闘精神を堅持して日本の綜合國防力の充實に飛躍的成果を收めるやう努力することが絶対肝要である。

附

錄

世界新秩序日誌  
大東亞經濟聯盟要綱



世界新秩序日誌(自昭和十七年二月初至同年九月末)

【大東亞戰況】

昭和十七年

- 二・二 皇軍マニラ灣沿岸に上陸、米比軍の背面攻撃敢行
- 四 陸軍部隊は一月廿四日北部英領ボルネオのタワオを完全占領し邦人五百八十七名を無事救出の旨大本營發表
- シンガポールの島攻撃の火蓋を切る
- 海軍航空部隊ジャワ海パンゲン島附近にて蘭米巡洋艦四隻撃沈
- 五 海軍ジャワ島スラバヤ、マランを初空襲し八十五機撃墜
- 七 陸軍部隊の閉戦以來南方香港方面二月六日迄の綜合戦果公表(飛行機九百十四機撃墜、撃沈敵艦九十二隻、俘虜二萬二千、遺棄屍體七千七百)

虜二萬二千、遺棄屍體七千七百

開戦以來一月廿一日迄に我が海軍の撃沈したる潜水艦二十九隻、船舶五十二隻と公表

第八戦區オールドス第三次肅清の火蓋を切る

十一 シンガポール島最高地點ブキテマを奪取市街を睥睨

執拗なる敵の抵抗を撃破しつつ午前八時シンガポール市街に突入

十二 陸軍部隊は十日ボルネオ南岸要衝パンゲエルマシン占領の旨公表

海軍特別陸戦隊は九日セレス島の要衝マカツサル、ニユーブリテン島の要地カスマタを占領の旨公表

十五 午後七時五十分シンガポールの敵無條件降服

大本營よりシンガポール方面我が艦隊の戦果發表

南方方面陸軍最高指揮官は陸軍大將寺内壽一、同總參謀長は陸軍中將藤田攻と公表

海軍落下傘部隊は一月十一日セレベス島メナド攻勢戦に参加したる戦果を収め、陸軍落下傘部隊は二月十四日スマトラ島パレンバン奇襲降下に成功要地を占領と公表

十七 シンガポール全施設の接收完了、シンガポール島(港)は爾今昭南島(港)と呼稱に決定

十九 海軍遠洋海軍基地ポート・ダーウィンに對し初めて大攻撃を敢行戦果多大

陸海軍部隊緊密なる協同下にチモール島クーパーン、テリリー方面に敵前上陸テリリー飛行場を占領  
我が駆逐艦二隻ロンボク水道にて敵駆逐艦三隻を撃沈破

廿一 昭南島東南方の蘭領ビンタン島を無血占領

廿二 陸海軍部隊協同下に二月十五日未明パシカ島ムントク附近の敵前上陸に成功、同日夕バルカルピナンを占領の旨公表

陸軍新鋭部隊は二月十七日パレンバンを完全占領と公表

廿三 陸海軍部隊は二月十九日バリ島のデ・パサルを占領の旨公表

廿五 我が潜水艦は二月廿四日夜同米本土カリフォルニア州沿岸の軍事施設を砲撃大なる戦果を収むと公表

海軍は二月二十一日ニューギニア北東方にて體當りを以て敵航空母艦を大破大火災を生ぜしめ他の軍艦にも大損害を與へた旨公表

廿七 二月廿日バリ島沖海戦にて驅逐艦四隻(米二、蘭二)撃沈、運洋艦二隻、驅

運艦一隻大破と判明の旨公表

更にスラバヤ沖海戦にて米英蘭聯合艦隊に屬する運洋艦三隻、驅逐艦六隻を撃沈、運洋艦四隻を大破と公表

廿八 大島島海軍部隊、海軍は二月廿四日米明來襲せる敵艦隊を砲撃、運洋艦二隻、驅逐艦一隻を大破と公表

三・一 バタヴィア方面海軍作戦部隊、米大運一隻、運洋艦一隻を撃沈、バタヴィア沖海戦と呼稱さる

二 新鋭陸軍大部隊、海軍援護下に三月一日ジャワ島東部、中部、南部三ヶ所の強行上陸に成功の旨公表

スラバヤ方面海軍作戦部隊、クラガン北方にて英甲巡一隻、驅逐艦二隻を撃沈

四 敵機約三十機大島島上空に來襲我が方直ちに反撃七機を撃墜、交戦一時間て撃退

山東省西部地區孫良誠麾下二方の大包圍網完成、猛攻の火蓋を切る

五 海軍部隊三月二日ミンダナオ島の要衝サンボアンの敵前上陸に成功、完全占領と公表

陸軍部隊は上陸僅か五日間に敵首都バタヴィアを完全に攻略

六 昭和十六年十二月ハワイ海戦に於て特殊潜航艇を以て軍港内に突入偉功を奏したる特別攻撃隊の行動に關し大本營より詳細發表

七 蘭印政權を接收し軍政を布告

八 三月四日スマトラ島の要衝ジャンピを占領、同地方南方一帯の油田地帯を確保の旨公表

九 ビルマ首都ラングーンを完全に占領、ビルマ作戦の主目的を達成  
ビルマ方面最高指揮官は陸軍中將藤田祥二郎と公表

海軍三月四日夜半、ハワイ真珠灣を奇襲、海軍工廠撃破の旨公表

ジャワ島上陸後九日にして敵全軍無條件降伏

蘭印方面陸軍最高指揮官は陸軍中將今村均と公表

十 我が航空部隊、ニューギニア島のポルト・モンスビー猛爆

十二 陸海軍部隊は緊密なる協同下三月八日ニューギニア島東岸の要衝サラモア、ラエの敵前上陸に成功の旨公表

十六 我が潜水艦三月一日サンフランシスコ沖合にて一萬噸級油槽船、同日メンドシノ近海にて七千噸級貨物船各一隻を撃沈の旨公表

十七 我が潜水艦インド、ビルマ沿岸方面に作戦し三月十六日迄に敵船十一隻、八萬噸を撃沈の旨公表

スマトラ西部要衝バダン占領、全島の

攻略成る

十八 チモール島載定、ミンドロ島載定成る

十九 ニューギニア島サラモアに新鋭部隊上陸、ポルト・モンスビーへ進軍

廿三 バタアン半島米比軍我が降服勧告に回答せざる爲め愈々總攻撃開始の旨通告

廿六 陸海軍部隊は三月二十三日南アンダマン島ポルト・ブレアに奇襲上陸英軍を無条件降伏せしむ

四・五 海軍部隊はセイロン島コロンプを攻撃す

六 海軍インド本土初空襲を敢行、コナカダを爆撃す

八 三月廿五日迄のジャワ島に於ける戦果公表 俘虜八萬二千六百十八名、歯痛品莫大

九 四月七日迄のインド洋作戦の戦果公表 英甲巡二隻撃沈、船四十四隻撃沈

破、飛行機六十機撃墜

海軍部隊セイロン島ツリンコマリー方面にて英航母一、驅逐艦一、哨戒艦一を撃沈、乙巡一を大破、船六十六其の他大損害を與ふ

十 三月三十一日印度洋上クリスマス島占領の旨公表

比島セブ島に上陸、セブ市占領、抑留中の邦人二百八十三名救出さる

十一 北部ボルネオに陸軍最高司令部設置、最高指揮官に陸軍中將前田利爲親補せらる

十二 總攻撃開始以來八日にしてバタアン半島を完全攻略

十三 比島方面陸軍最高指揮官は陸軍中將本間雅晴と公表

十七 バタアン方面の米比軍俘虜は軍司令官をはじめ五萬を突破(うち米兵九千)と公表

十八 敵機十數機、東濱、中京、阪神地方を分散空襲せるも被害輕微

廿三 四月十八日未明航母三隻を基幹となる敵部隊本州東方洋上に出現せるも我が反撃を恐れて退却の旨公表

廿八 海軍部隊は三月三十一日モルツカ諸島、西部ニューギニア北半の攻略作戦を開始、四月十九日同方面諸要點を完全占領の旨公表

陸軍西安飛行場急襲、西北空軍基地整備の企圖を粉碎

廿九 ミンダナオ島バラングに敵前上陸、バラング並にコタバトを完全占領

舊黃河々畔の蔣共合作軍五萬に對し總攻撃の火蓋を切る

五・二 五月一日ビルマ中央の要衝マンガレィ攻略の旨公表

四 ミンダナオ島ダンサランを占領ミンダナオ全島の載定成る

七 コレヒドール島要塞に強行上陸、同七日朝同島其他のマニラ灣口諸島の主要部を完全攻略の旨公表

八 海軍部隊は五月六日珊瑚海に於て米英聯合艦隊を捕捉、同七日米艦一隻を沈没、英甲巡一隻大破、英艦一隻に大損傷を與へ、更に同八日米艦母二隻を撃沈と公表

九 珊瑚海々戦に於て更に巡洋艦一隻を撃沈、駆逐艦一隻を沈没、七日以来被襲上空に於て敵機八十九機撃墜の旨公表

十 ミンダナオ島の米比軍無條件降服、全比島の敷定成る

十一 陸海軍々政の司政長官任命發令

廿三 浙東の將軍一萬、和平降参へ投降メキシコ、日獨伊に宣戰布告の旨外電報す

廿四 湖北省の將軍五千我が方に降参

廿五 珊瑚海々戦の戦果中に米艦ノースカロライナ型一隻中破、同甲巡ボートランド型一隻撃沈を追加、大損害を受けたる艦型不詳の巡洋艦は米甲巡ルイスビル型と判明の旨公表

廿八 浙東戦線金華城を完全攻略

廿九 メキシコ政府、樞軸國に對し正式に宣戰布告

六・一 新精銳部隊を加へ五月卅一日第七戦區余漢謀麾下の將軍に對し行動を開始の旨公表

五 五月廿一日夜我が特殊潜艦は遼東東岸シドニー港を襲撃敵軍艦一隻を撃沈、本攻撃參加の特殊潜艦中三隻は未だ歸還せずと公表、更に五月廿一日

火蓋を切る

南阿ダーバン港外に於て我が潜水艦敵船四隻を撃沈

泰軍、ビルマ、シヤン州の要衝モウンカクを占領

十二 米蔣空軍合作基地たる江西省玉山を占領し上饒の死命を制す

十五 江西戦線、敵第三戦區總指揮中樞たる上饒を完全占領

ミッドウエー強襲に於ける戦果中米甲巡サンフランシスコ型一隻及び米潜水艦一隻撃沈を追加し、撃墜飛行機は百五十機なること判明せりと公表

廿一 我が潜水艦カナダ、ヴァンクーバー島西岸の軍事施設を砲撃

廿二 浙贛第四次作戦麗水攻略の火蓋を切る我が潜水艦米本土オレゴン州沿岸を砲撃

廿五 アリュウシヤン列島方面に作戦中の我が

未明特殊潜艦はマダガスカル島北端のテイエゴ・スワレスを奇襲、英艦クキーン・エリザベス型一隻、同乙巡アスレーサ型一隻を撃沈の旨公表

第八戦區の將軍に對しオールドス砂漠に於て一大進攻作戦展開

六 米蔣合作空軍最重要基地たる衢州城を完全に攻略、全浙江省を席捲す

十 我が海空軍部隊は六月四日アリユウシヤン列島ダツチハーバー並に同列島一帯を急襲し四、五兩日反復攻撃諸要點を攻略す

五日洋心ミッドウエー島を強襲、米艦母エンタープライズ型一隻、ホーネット型一隻撃沈、撃墜飛行機約百二十機我が方艦母一隻喪失、同一隻大破、巡洋艦一隻大破、未歸還飛行機三十五機と公表

十一 河南戦線、孫殿英軍一萬に對し膺懲の

- が陸海軍部隊は六月七日キスカ島を、六月八日アッツ島を奇襲占領せる旨公表
- 米蔣空軍合作基地たる麗水を完全占領
- 廿八 中支軍、敵第四戦區軍に對し攻撃を開始
- 三十 三月一日以來六月三十日に至る間のボート・モンスビー爆撃計六十八回、撃破せる敵機二百八十七機に達す
- 支那戦線一ヶ年の戦果発表
- 廿一 萬六千八百四、捕虜及び歸順五萬一千二百九十七
- 十三 陸海軍部隊協同下に東支那海沿岸の温州を完全攻略
- 十六 滿支國境地帯の京北共産軍は日滿兩軍の包圍鐵環下に早くも退却開始
- 十八 滿蒙國境方面の我が軍は滿洲國軍と協同下に張家口東方八十軒の赤城を占領

- 領
- 我が海軍の開戦以來七月十日迄に撃沈破せる敵船舶累計三百六十六隻百九十三萬五千噸に達したる旨公表
- 十九 我が海軍の開戦以來七月十日迄に撃沈せる敵潜水艦五十九隻、撃破せるもの三十八隻計九十七隻に達したる旨公表
- 廿二 開戦以來の米軍損害は四萬四千名と米政府発表
- 廿四 二月二日以来ニューギニア島、ソロモン諸島及び濠洲北端ホーン島方面敵航空基地に對する攻撃並に味方基地上空に於ける交戦に依り七月二十日迄に敵機三百二十五機を撃墜、百九機を撃破せる旨公表
- 廿七 我が空軍、重慶を空襲戦果多大
- 廿九 我が空軍、米空軍根據地桂林を空襲戦果多大

- 卅一 我が空軍、湖南省の米空軍基地衡陽を強襲十三機を撃墜
- 四 海軍は七月三十日未明濠洲西岸中部の要衝ボート・ヘッドランドを攻撃し、敵航空基地並に同施設各所に大損害を與ふ
- 六 我が海軍部隊は七月三十日アラフラ海北方アル諸島、クイ諸島並にタンニバル諸島を攻略せる旨公表
- 九 我が海軍部隊は八月七日以來ソロモン群島方面に出現せる敵米英聯合艦隊に對し猛襲を加へ、敵艦隊並に輸送船團に壊滅的打撃を與へ目下尙ほ攻撃續行中なる旨公表、九日迄に判明せる戦果左の如し
  - 一、撃沈艦船 戦艦一隻(艦型未詳)
  - 甲巡アストリア型二隻、オーストラリア型二隻、巡洋艦三隻以上(艦型未詳)
  - 驅逐艦四隻以上、輸送船十隻
- 十 アリニューシヤン列島方面の我が海軍部隊は八月八日同方面に出撃せる敵有力部隊を撃退せり
- 十四 八月十四日迄に判明せるソロモン海戦の綜合戦果左の如し
  - 一、撃沈艦船 米甲巡ウイチタ型一隻(旗艦)米甲巡アストリア型五隻(内一隻旗艦、内一隻轟沈)英甲巡オーストラリア型二隻(内一隻轟沈)英
- 以上
- 二、撃破艦船 甲巡ミネヤポリス型三隻、驅逐艦二隻以上、輸送船一隻以上
- 三、空中戦に依る撃墜飛行機 戦艦機三十二機以上、戦艦機九機以上
- 尙ほ我が方損害 飛行機自爆七機、巡洋艦二隻輕微なる損傷を受けたるも戦艦航海に差支へなし

甲巡艦型未詳一隻(轟沈) 英乙巡ア  
キリース型一隻、米乙巡オハマ型一  
隻、乙巡艦型未詳二隻、驅逐艦九隻  
潜水艦三隻、輸送船十隻  
二、擊破艦船 甲巡艦型未詳一隻(大  
破) 驅逐艦三隻(大破) 輸送船一隻  
(大破)  
三、擊墜飛行機 戰機四十九機、戰  
機爆撃機九機  
尚ほ我が方損害 飛行機自爆二十一機  
巡洋艦二隻輕微なる損傷を受けたるも  
戰艦航海に何等支へなし  
(註) 裏に發表せる艦型未詳の艦船は  
巡洋艦アキリース型なりしこと判明  
せるに付き訂正す

よく完全に撃退せり  
廿七 ソロモン群島方面我が海軍部隊は八月  
二十四日米増援艦隊を同群島東方洋上  
に捕捉、直ちに航空部隊を以て急襲し  
之に大損害を與へ同方面より撃退せり  
本日迄に判明せる新戦果左の如し  
米艦母新大型一隻大破、同中型一隻中  
破、米戦艦ベンシルバニヤ型一隻中  
破  
本海戦に於ける我が方の損害は小型航  
母一隻大破、驅逐艦一隻喪失  
(註) 本海戦を第二次ソロモン海戦と  
呼稱す

九.

一 陸軍當局、談話の形を以て敵空軍の我  
が本土空襲の可能性、敵潜水艦の蠢動  
状況を發表し、國民の緊張を要望  
十 さきに戦線整理中の我が浙江省方面軍  
は金華、蘭谿、武義を確保し以て第三  
戦區の死命を制す  
九日ピルマのアキヤブに敵機十三機來  
襲、空中戦の結果合計五機を撃墜難な  
く撃退  
十五 日本機軍艦にて米本土オレゴン州を空  
襲せる旨米西部防衛司令官發表  
十六 米政府、六月五日のミッドウェー海戦  
に於て航母ヨークタウンが日本潜水艦  
の魚雷攻撃に依り撃沈せられた旨確  
認  
十七 開戦以來の濠洲軍損失二萬八千二百五  
十一名、中七千六百六十七名は西亞戰  
線、残り二萬余名は大東亞戰の損害な  
る旨公表

廿一 浙贛作戦に於ける浙江省方面軍は五月  
十五日より八月十八日に至る間に敵五  
個師を壊滅、七個師に大損害を與ふ  
廿三 アリュウシヤン列島方面帝國潜水艦は  
八月廿一日アトカ島ナザン灣を奇襲し  
米甲巡ノーザンブトン型一隻に大損害  
を與へ、更に我が驅逐艦は九月中旬同  
方面に於て敵潜水艦二隻を撃沈  
廿五 大本營發表 一(一)帝國海軍兵力の一部は  
大西洋に進出し樞軸海軍と協同作戦行  
動に従事中心なり 二(二)今次帝國海軍の大  
西洋獨逸作戦區域内に於ける作戦行動  
は獨逸海軍兵力一部のインド洋に於ける  
作戦行動と相俟つて樞軸海軍協同作戦  
上其の意義極めて重大なり 三(三)大西洋  
方面作戦中の帝國潜水艦一隻は最近歐  
洲の獨逸海軍基地に寄港し再び作戦海  
域に向け出發せり  
廿七 山東共產軍殲滅の火蓋を切る

【歐洲戰況】

昭和十七年

- 二・十六 英佛海峡に於て獨英主力艦の間に海戦あり、佛ブレスト港に封鎖中の獨艦隊脱出に成功、英機四十六機撃墜、英艦運糧一隻撃沈、獨空軍損害甚微
- 十六 獨潜水艦カリブ海に現はれ油槽船五隻撃沈
- 十九 獨軍發表、獨軍は東部戦線の赤軍反撃撃退、中部地区では赤軍大部隊を包圍壓縮中
- 廿一 獨艦隊北海へ出動
- 廿五 米軍發表、本年初頭來大西洋岸で潜水艦攻撃を受けた商船百十四隻
- 廿七 米軍發表、和政府の要求に基きヴェネズエラ政府諒解の下にカリブ海キュラソ、アルバ兩島に部隊派遣
- 獨軍發表、英落下傘部隊は北佛海岸に着陸攻撃を試みたが獨軍の反撃に海峽を越えて退却
- 三・三 獨空軍はスエズ運河地帯を猛爆
- 五 獨機モスクワ本年度初空襲
- 十八 赤軍はテヘラン占領準備完了、英軍はイランより撤退
- 廿二 伊空軍は中部地中海で約二十隻より成る英護送船團を攻撃大損害を與ふ
- 廿四 伊軍發表、廿二、廿三兩日の英護送船團攻撃に於て巡洋艦一隻、他軍艦商船各々一隻撃沈
- 赤軍テヘランを事實上占領、軍事使節團増強
- 廿七 伊軍發表、米國沿岸水域で伊潜水艦は油槽船二隻を含む船舶三隻（二萬二千六百噸）を撃沈
- 獨軍發表、英海軍部隊は佛國大西洋岸サン・ナセル灣に上陸を試みたが獨軍は甚大な損害を與へ之を撃退

- 廿八 獨軍發表、獨軍はロアール河口に上陸を試みんとす、英軍を邀撃、驅逐艦一隻、快速水雷艇九隻、水雷艇四隻を撃破
- 四・五 獨軍發表、獨空軍はレニングラード、クロンシュタットのソ聯海軍を攻撃、戦艦二隻、甲巡二隻に命中弾を與へた
- 十二 米軍發表、北アイルランド駐屯の米陸軍部隊は歐洲大陸の沿岸地域に於けるゲリラ作戦に使用される
- 十九 ド・ゴール政権海軍部發表、世界最大の潜水艦シユルカウフ號未だ歸還せず、沈没を確認
- 樞軸國潜水艦キュラソ、島バレン灣沿岸諸施設砲撃
- 二十 米國太平、大西兩洋沿岸全都市に警戒管制
- 廿三 ホルトガル政府發表、アゾレス諸島守備隊増強の爲め軍隊を派遣
- 廿六 佛ヴェイシー政府海軍重要部隊はマダガスカル島防衛の爲め同島到着
- 五・五 マダガスカル島附近で佛潜水艦二隻、潜母、補給船各一隻、英海軍に依り撃沈
- 英軍二萬は巡洋艦二隻、航母一隻、驅逐艦四隻掩護の下にマダガスカル島北端クリイエ灣に上陸デイエゴ・スアレス港攻撃
- 八 獨軍發表、獨軍及びルーマニア軍は強力なる空軍掩護の下にケルチ半島赤軍に對し猛攻撃を開始
- 十二 獨軍發表、ケルチ地峽突破作戦成功、赤軍後退確認
- 十四 獨空軍アイスランド空襲
- カナダ遠征軍増援部隊、英本國到着
- 十六 獨軍發表、獨軍はケルチ市及び同市港灣占領、ハリコフでは赤軍の反撃を撃退

- 十八 米軍發表、米國遠征軍は北アイルランドに到着
- 聯合國空軍會議はオッタワで十六ヶ國(ソ聯を除く)代表出席の下に開催
- 一九 アルゼリヤ沖で佛英空中戦、英一機佛二機喪失
- 廿一 伊軍發表、伊潜水艦は南大西洋で米艦艦メリーランド型一隻撃沈
- 廿七 獨軍發表、ハリコフ南方の包圍戦滅戦進行、赤軍混亂状態
- 三十 獨軍發表、ハリコフ附近の大戦團終了大戦果を擧ぐ
- 六・十 獨軍發表、セバストポリ攻略戦に於て敢要塞奪取に成功
- 十五 メキシコ海空軍、米艦隊に編入さる。
- 十六 獨軍發表、地中海々戦に於て獨空軍は英巡洋艦、驅逐艦等十三隻撃沈
- 伊軍發表、地中海々戦に於て英巡洋艦

- 一隻を雷撃、驅逐艦二隻撃沈、同二隻大破、其の他船五隻撃沈、伊巡洋艦一隻喪失
- 廿一 獨軍發表、北阿戦線の獨伊軍はトブルク及びバルジヤを占領
- 廿六 一萬一千の米機甲師團エジプトに到着
- 伊軍發表、伊軍團長リットリオ・バルダサレ及びギド・ヒアンツア兩大將北阿戦線で戦死
- 廿九 獨軍發表、北阿戦線の獨伊軍マルサ・マトルーを占領
- 七・一 獨軍發表、セバストポリ全要塞陥落
- 伊軍發表、北阿獨伊軍エル・ダバ地区のエル・アラメインに進軍
- 二 英軍モザンビック海峡の佛領マイヨット島を占領
- 七 獨軍發表、獨海空軍は北大西洋でソ聯向け大護送船團を攻撃、米巡洋艦一隻

- 商船廿八隻撃沈
- 十七 獨軍發表、獨軍ウオロシイロフグラード完全占領
- 廿四 獨軍發表、樞軸同盟軍ロストフ占領
- 三十 獨軍發表、北コーカサス作戦中の獨軍プロレタールスカヤ(ロストフ東南方百五十軒)占領
- 八・十 獨軍發表、北コーカサス戦線の獨軍ヒヤチゴルスク占領
- 十一 獨軍發表、獨潜水艦西地中海で英護送船隊襲撃、航母イーグル撃沈
- 十三 獨伊兩軍發表、十一日以来展開中の西地中海々戦に於て獨伊空軍は米英航母三隻、巡洋艦三隻、輸送船十五隻撃沈
- 十四 伊軍發表、西地中海々戦で伊海空軍は更に聯合軍巡洋艦、驅逐艦各一隻、輸送船七隻撃沈
- 十五 獨軍發表、北コーカサス戦線の獨軍

- オルギエフスク(ピチヤゴルスクの東北二十五軒)占領
- 十九 佛海軍ティエツプ附近に英軍來襲上陸、獨軍直ちに之を撃退
- 廿二 ブラジル國、獨伊に對し宣戰布告す
- 廿五 獨軍發表、コーカサス山脈最高峯エリプルス山を制壓
- スターリングラード攻防戦最高潮に達し、赤軍は漸次獨軍に壓迫されつゝあり
- 廿一 獨軍發表、獨軍はスターリングラードの防備陣地を突破し市内に突入、同市周邊では獨ソ兩軍自兵戦を繰り返し屍山血河を現出
- 九・六 ノボロシースク陥落す、ソ聯黒海艦隊の去就注目の的となる
- 十 英軍不法にもマダガスカル島全島に對し全面攻略を開始
- 十三 トルコ、米特使の共同防衛要請を一蹴



中立を強固

北阿特蘭にて英軍トブルクに上陸を試みたが獨逸軍に一蹴さる

十五 獨逸軍發表、獨逸はスターリンググラード中央停車場を占領

十八 伊軍發表、シアラタルを攻撃せる伊快速艦は英大型船一隻を撃沈、他の五隻に大損害を與ふ

ソ聯、西シベリヤから極東赤軍の大軍を増援中と外電報す

二十 獨逸軍發表、獨逸軍は北氷洋上に於て英船團を攻撃し船舶三十八隻、艦艇四隻を撃沈破す

廿六 スターリンググラード攻防の獨ソ兩軍は冬季の再来を間近にして連日凄烈なる自兵殺戮戦を繰返す

三十 スターリンググラード完全占領間近く獨軍北コーカサス戦線再び活潑化する

【大東亞】

昭和十七年

二・十八 昭南島を含む全マレーは帝國領土として軍政を施行に決定

天津、廣東 英租界の行政權を國民政府に移管

廿三 マレー占領地域の軍政機關機構發令

廿四 北支軍管理中の四十工場を三月三十日解除正當權利者へ返還の旨發表

三・一 滿洲國建國十周年記念日に當り詔書を漢發あらせられ、減刑、復讐令公布

三 滿洲國々務總理、特派大使として社日に決定

七 滿洲貿易協定延長の調印成る

奉天內閣總理辭職、張政府ビヴン氏を後繼内閣主席に指名

國民政府、毎月八日を「東亞保衛記念日」に制定、本月より實施に決し汪主席

席聲明を發す

十六 滿洲國訪日謝恩特派大使張景惠總理一行晴れの東京入り

十七 張特使參内、國書を呈呈し使命を果す

廿一 ヴアルガス比島行政長官、我が四大節を比島に實施方布告

廿四 廣九鐵道の復舊作業成り竣工式舉行、廿五日開業

廿六 訪印のクリップス活動を開始

廿九 華北、華中貿易連絡會議が圓滿妥結に到達の旨興亞院華北連絡部發表

三十 國民政府、遷都二周年を迎へ紀念式典舉行

新舊法幣の等價流通辦法廢止に關し財政部布告を發す

四・二 インド國民會議派三十七票對十六票で英國案を否決

七 インド國民會議派、再び英國妥協案を拒否

九 泰國中央銀行(資本金二千萬バーツ)設立

十一 クリップス英印交渉決裂を放送

十六 香港の行政機構決定し總督部令を發す

南支經濟會議廣東に開催

二十 滿洲國、外務局を發展解消し外交部を新設

泰、訪日使節團一行飛行機で東上

マニラ、イトテカリオ銀行營業開始

蒙疆の察南、晋北、蒙古三實業銀行合併、新銀行は七月一日より業務開始

廿一 蒙古聯合自治政府主席德王、滿洲國訪問

廿五 泰國訪日使節ビヤ・パホン中將一行入京す

五・七 汪中國々民政府主席、滿洲國訪問新京

十 日本側銀行バタグイア、バンドン、スマラン、スラバヤに支店出張所を開き

業務開始

廿七 在上海中央、中國農民銀行敵性顯著の爲め閉鎖、中國、交通兩行は改組存続に決定

廿九 高松御遺宮殿下、滿洲皇帝陛下と公式御會見

イラク議會對重慶との友好條約批准  
國民政府、物價安定臨時辦法公布、三十日實施

卅一 國民政府、財政部布告及び各種條例を公布六月八日より二週間二對一の割合で舊法幣の全面的交換を實施

六・四 ビルマに軍政施行、中央行政機關設立準備委員會結成に關し飯田最高指揮官布告を發す、委員長に元首相バ・モ博士就任

五 滿洲國政府、張國務總理を答禮特派大使として國民政府に派遣、蒙古政府に對しても于治安部大臣を答禮の爲め派

邊の發展表

九 張滿洲國特派大使、汪國民政府主席と會見

インドの反英運動擴大、數州に戒嚴令施行

十一 インド懐柔の爲め英皇弟、クロスター、インド着

十二 ネール、ガンヂーの對英強硬要求を無條件支持の旨言明

華中の敵産全般に亘り新敵産管理委員會設置

十三 舊法幣の使用禁止は六月廿二日より逐次實施の旨國府財政部長聲明

十四 上海在住米英人等十數名逮捕、謀略の罪で日本帝國軍法會議に送致さる

十五 インド獨立聯盟パンコックで總會開催  
香港の中國側銀行中央、中國農民、廣東、國華四行閉鎖

十六 泰國大藏省、日本國貨を法定準備貨と

なす旨布告

十七 ネール、英政府は凡べての政治的權力をインドに返還を要求

廿三 インド獨立聯盟パンコック大會終了し聲明を發す

國民政府、舊法幣使用禁止法發布  
廿五 日滿支交通懇談會にて大陸縱斷鐵道建設案を討議

七・一 ガンヂー、英軍撤退要求メッセージを放送

二 國民政府第二次清鄉區を太湖東南地域に設置

十一 泰・佛印新國境劃定の署名調印がサイゴンで舉行

十二 廣田特派大使、日、泰同盟慶祝の國書を捧呈

十七 滿洲國・第二次五ヶ年計畫實施に對應し現行重要産業統制法を廢止して新たに強力なる産業統制法を制定

十八 日佛・印經濟協定に基く本年度物資交換取極の正式調印がサイゴンで舉行

二十 ガンヂー不服從運動開始の用意ある旨聲明

八・一 ビルマ行政政府成立し、行政府長官にバ・モ博士任命

四 第五回蒙古大會に於て徳王再び政府主席に選任さる

五 英國、凡ゆる方法にてインド獨立運動を彈壓する旨言明

八 インド國民會議派全印委員會、英支配の撤退に關する決議案を可決しインド政廳に通達

インド政廳之を拒否する旨聲明  
九 インド政廳、ガンヂー、ネール、アザツト等を逮捕

全印に不服從運動の指令發せらる  
ホンベイ市民英軍と衝突、インド各地に暴動勃發

- 十 比島棉業五ヶ年計畫及び砂糖業轉換方針發表
- 十五 インド反英抗爭次第に潜行的、組織的となる
- 十七 國民政府林柏生宣傳部長、インド獨立を支持する旨言明
- 二十 十七日迄のインド民衆死者千三百五十四名、傷者數千名に達し益々激烈波及七月一日現在華北在住邦人四十萬三千六百十五名と發表
- 廿三 蒙古政府、通貨取締法を公布、銀價通貨の統一に乗出す
- 廿三 中國各地に於て南京條約百週年記念反英興亞週開始
- 廿一 華中物價安定の爲め中央地方に日華協力下物價安定對策委員會設置に決定
- 九・一 從來のジャバの呼稱をジャワと改正統一の旨情報局發表
- 十二 龍田丸で歸國中の邦人八百七十七名中

- 五百五十名は昭南島で下船、建設に従事する事となる
- 十五 瀋陽國建國十周年紀念式典舉行
- 十六 滿洲國航空部隊訪日飛行、新京を出發壯途に着く
- 廿一 佛印經濟局、對滿洲支貿易にパートナー制を採用する事に決定
- 廿三 中國派遺警防特使平沼、有田、永井三氏は廿二日南京到着、本日汪主席に謁見
- 廿八 瀋陽十周年を機に第二次建設を推進すべく滿洲國は政府首腦部の大異動を斷行
- 廿九 駐日滿洲國新大使として總務廳次長王允卿氏決定

【國外一般】

- 昭和十七年
- 二・十一 ロンドン市場大混亂に陥り軍需工業株大暴落、英國の錫株は八〇%、ゴム株は三八%の暴落
- 十七 パラグワイ國、對暹羅經濟斷交宣言
- 三・六 ルーマニア政府、ブラジルと外交關係斷絶
- パーベン駐土獨大使襲撃事件でソ土關係緊迫
- 十八 トルコ大統領、トルコ政府の嚴正中立態度を再確認した聲明發表
- 廿一 米國の援蔣借款五億非正式調印
- 四・十四 イラン、對日斷交聲明
- 十八 ラヴアル氏を首席に佛國新内閣成る
- 廿三 南阿聯邦首相スマツツ、グイシー政府と外交關係斷絶を發表
- 廿九 南獨ザツツブルグに於てヒトラー總統

- 五・二 ムツソリーニ伊首相と重要會議
- 七 ハンガリー國、ブラジル、ウルグワイ、パラグワイ三國と外交關係斷絶の旨公表
- 十六 米政府、西南部各州在住邦人四萬五千名に對し立退を命ず
- 六・一 獨土借款協定成立
- 二 米支武器貸與協定調印
- 十一 五月廿七日ソ英相互援助條約調印の旨英政府發表
- 十二 ロンドンにてソ聯とカナダ間に公使交換の調印行はれた旨外電報す
- 十七 米國務省ユスマリカとゴム協定締結の旨發表
- 十八 英首相チャーチル戦争遂行に關し協議の爲め空路ワシントン着
- 十九 日米交換船ニューヨークを出航、アフリカのローレンソ・マルケスに向つた

曾國務省發表

廿三 アルセンチン大統領ロベルト・オルテ

イツ氏辭職

ルーズヴエルト、チャーチル會談の結果聯合軍は最近の機會に攻勢に出ることに意見一致の旨發表

廿八 エジプト首相、英首相のエジプト軍動

員要求を拒否せりと外電報す

三十 米國、徴兵登錄開始

七・一 亡命ポーランド政府と米國との間に相互援助協定調印

獨アルガリヤ間に物資交換協定成立

獨ルーマニヤ間に漁業條約締結

二 英議會に於てチャーチル不信任案四百

五十七對二十五票で否決

廿二 米、エクワドルとゴム協定調印

廿三 交換船淺間丸ローレンソ・マルケスに入港

廿八 チリ大統領自主外交を言明

八・五 米政府、キューバに聯合國補給基地設置

ルーズヴエルト大統領特使ブラッドレ

ー一行モスクワ着

十一 米國、ボリグイヤ間に米軍事使節團ボ

リグイヤ派遣に關する協定調印

十五 米國、ボリグイヤの戰略資源開發の爲

め同國に借款供與

チリー政府發表、米大統領の招請に應

じリオス智大統領今秋訪米と決定

十七 英ソ兩政府發表、モスクワでスターリ

ン、チャーチル會談行はれ米代表ハリ

マンも参加

九・七 ルーズヴエルト大統領は國民生活の安

定、農産物價格を含む物價の統制並に

貨銀統制に關する全權の委任を要求す

る教書を議會に送る

九 ソ聯カナダ間に經濟協定締結されソ聯

はカナダより食糧を仰ぐ事となる

十 チャーチル下院にて對印方針を闡明し

徹底的彈壓主義を表明

十四 前駐日英大使クレイギー、日本の不敗

體制を強調

十五 米・アルセンチン兩國間に石油協定が

進捗中とア國政府發表

十六 ブラジル政府、全國に總動員令を發す

アルセンチン下院、對樞軸即時斷交案

を否決

十八 前駐日米大使グラー、三度日本の不敗

態勢を強調、米國民に警告す

廿一 米國産業總動員法案並に大統領に同法

實施の全權を附與せんとする提案米上

院に提出さる

廿四 米下院、ルーズヴエルト大統領のイン

フレ抑制法案を骨抜きにして可決して

上院に回附

廿七 訪ソ中の米大統領特使ウイルキーは空

路重慶に向ふ

廿九 米特使ウイルキー、蔣介石と會談開始

【政治・外交】

昭和十七年

二・十六 貴衆兩院臨時本會議に於て東條首相は

帝國の眞意を全世界に宣言し、陸海兩

相より輝く戦果を報告

專任内相に内務次官湯澤三千男氏親任

大東亞建設會議會制公布、即日實施

廿一 第一回翼賛政治體制協議會開かる

廿三 第二回重臣懇談會首相官邸に開催

大政翼賛會中央協力會議で大東亞戰爭

完遂決議を可決

廿七 大東亞建設會議の第一回總會開かる

廿八 臺灣に志願兵制度施行、四月一日より

實施

ソ聯駐劄重川大使辭任、後任に外務省

顧問佐藤武氏任命

三・五 日米外交官等の交換原則的諒解に到

達、英國との交渉は停頓

十二 自然休會中の議會再開、東條首相は第三次宣言を闡明、陸海兩相の戦況報告後、兩院共陸海軍に對する感謝決議を可決

十六 大日本興亞同盟整備統一要綱成る  
十七 最高顧問、司政長官發令され陸軍の南方軍政布陣成る

十九 プラジルの不當なる暴舉に對し帝國政府は嚴重なる抗議を提出し反樞軸措置に對する外務當局談を發表

廿三 郵便、電信、電話の値上げ、四月一日より實施

建川大使とヴィシンスキース聯人民委員代理との間に日ソ漁業暫定協定—本年末迄延長—が三月廿日クイヴィシエフて正式調印の旨情報局より發表

廿六 昭和十七年に於ける豫算實行に關する件を決定、各豫算實行官廳に通達

議會閉院式舉行

廿七 ローマ法王繼へ初代公使として原田健氏派遣に決定

卅一 企畫院第四部を四月一日より生活必需物資の專管部と爲す事に決定發表

四・四 第廿一回總選舉に關する詔書官報にて公布

八 ハワイ海戦に散華した特別攻撃隊九勇士の合同海軍葬を日比谷公園で執行

十三 安藤利吉中將、臺灣軍司令官に親補せられる旨陸軍省發表

十五 陸軍に飛行師團司令部制定、即日實施

廿四 本年度の物資動員計畫決定、鈴木企畫院總裁發表

三十 第二十一回衆議院議員總選舉實施  
四 臨時議會は五月廿五日に召集、會期二日間と決定

大東亞建設審議會開催「大東亞經濟建設の具體的方策」の審議方法を協議

翼賛選舉全く終了、推薦當選者三百八十一名、非推薦當選者八十五名

五 翼政協議會解體、翼同も解體の方針決定

東條首相、新政治力の結集方法に付き各界代表の創意と盡力を依頼する爲め七十氏に招請狀を發す

七 各界代表七十氏會合、翼賛政治結集準備會(假稱)を設く

八 朝鮮同胞に徴兵制實施準備を爲す事に決定、昭和十九年度より實施

九 第八十回帝國議會召集の詔書發布

十四 滿洲建國十周年を御慶祝の爲め高松宮殿下を御差遣あらせられる旨發表

翼賛政治結集準備會は「翼賛政治會」と命名、綱領、規約を發表

十六 翼賛會改組に際し安藤副總裁發表

國際諜報團事件に關し司法當局全貌を發表

二十 翼賛政治會創立總會開催、阿部信行大將總裁に就任

廿一 大東亞建設審議會、文教、人口兩政策の答申案決定

廿三 海軍九司政長官任命と同時に各省交流人事發令

廿五 第八十臨時議會召集

衆議院議長岡田忠彦、同副議長内ヶ崎作三郎兩氏決定

廿六 高松宮殿下滿洲國へ御出發

昭和十七年度國民動員實施計畫、閣議で決定情報局より發表

廿七 第八十臨時議會開院式、東條首相大東亞建設に邁進する帝國不動の大方針を闡明し、印度滿洲に重大指針を示唆、中國外交部長蔣民館氏訪日特派大使として來朝に關し外務省發表

廿九 第八十臨時議會閉院式

南朝鮮總督退任、後任に小磯國昭大將

副補

補特派大使一行空路東京着

六・一 陸軍中將安田武雄、航空軍司令官に親

補

二 内閣及び各省(除陸海)に委員設置の件開議決定

八 南方占領地域の地名變改の爲め内閣に南方地名協議會を設置

九 興業會副總裁安藤紀三郎氏國務大臣に副任

十六 鐵道省今秋より廿四時間制を採用、八田鐵相開議に報告諒解を求む

十七 新造海防艦に依る海防隊編成に關する艦船令改正公布

十九 行政簡素強化實施要領決定し情報局より發表、食糧管理令の施行勅令開議で決定

二十 日華同盟慶祝籌備の爲め特派大使廣田弘毅、同補佐矢田部保言兩氏を奉國に

派遣に決し情報局より發表

廿五 在外交官、居留民交換第一船として淺間丸を派遣する旨外務省發表

廿六 南方開發の爲めの鍊成機關開設に決す廣田特派大使一行泰國に向け東京出發

七 事變第五周年記念日

十六 中央食糧管理營團運營の大綱決定

十七 臺灣陸軍特別志願兵訓練所開設 第七回國語審議會總會に於て字音假名遣は發音通りに書く事に決定

廿三 大東亞建設審議會に於て鐵工業、電力、金融、財政、交易方策答申決定

廿四 主要新聞の統合に關し情報局發表

廿六 廣田特派大使一行歸京

廿八 行政簡素化實施案開議で決定發表、之に依り中央廳勅任官約三割減となる

三十 在英外交官交換第二船龍田丸橫濱を出航

八・三 東京市長に岸本綾夫陸軍大將決定

四 井野農相開議で本年度米作柄良好の旨報告

九 第一次交換船淺間丸、昭南港歸着

十 第三次交換船鎌倉丸横濱を出港

十四 師範學校を昇格し官立専門學校とする案開議で決定

十七 遠比軍最高指揮官本岡中將の轉出に伴ひ田中勝重陸軍中將副補

十七 支那派遣軍總參謀長後宮中將は大將に親任せられ中部軍司令官に榮進、陸軍中將河邊正三氏總參謀長に補せらる

廿八 開議に於て調査研究協議會、調査研究聯盟の設立要綱を附議決定

九・一 國民政府へ替訪使節として平沼、有田、永井の三特派大使を派遣する事に決定 大東亞地域内の諸外國及諸地域に關する政務を擔當する大東亞省が十月より新設せられる旨開議決定、情報局より發表

東郷外相辭職、東條首相の兼任となる

八 大政翼賛會、國民鍊成要綱を發表

十一 大東亞省官制要綱案決定發表

十六 第二回敵産特許處理發表の結果商標權四十九件、特許權百九十五件を取消す

十七 外相に情報局總長谷正之氏が現職の儘親任、國務大臣に青木一男氏親任、大東亞省專管大臣に内定

十八 滿洲事變第十一年記念日 府縣簡素化案開議で決定

廿六 陸軍防衛召集規則公布さる 第三回中央協力會議開催

廿七 日獨伊三國同盟二周年記念日、三國外相夫々同盟の強化發展を祝し聲明を發表す

三十 交換第二船龍田丸横濱入港 第三回中央協力會議は熱心なる討論を盡し今後の施政上多大の示唆を與へ、最後に大東亞職完遂を決議して閉會

都新聞、國民新聞合併に依る東京新聞の創刊式舉行

【財政・金融】

昭和十七年

二・十 昭和十七年度各豫算、十六、七年度各追加豫算案全部成立

國民貯蓄組合に依る十七年度貯蓄目標は十五億圓と大藏當局首明

十六 日銀、外國爲替基金制度（三億圓）廢止と決定

廿四 十七年度國民貯蓄增加目標額二百三十億圓と決定

三・五 昨年下半年東西七大銀行（三井、三菱、安田、住友、三和、第一、第百）の業績は純益四千七十六萬六千圓と四千萬圓臺に上る

七 南方開發金庫法施行規則公布、即日實施

十一 中國聯銀に供與のクレディットは一ヶ年延長と決定

二十 昭南港の正金、臺銀兩支店閉業

一 郵便貯金制限額を五千圓に引上げ實施

昭南十七年度日銀券最高發行限度を六十億圓、鮮銀券七億五千萬圓、臺銀券二億七千萬圓と決定告示、即日實施

十八 金融統制團體令及び同施行規則發令さる

廿一 日泰兩國間爲替換算率改訂に關する假調印行はる

五・十一 普通銀行、地方銀行各統制會創立

十二 證券引受會社、貯蓄銀行各統制會創立

廿三 全國金融統制會成立

六・十八 日銀及び泰國大藏省間に二億圓借款供與に關する協定成立

十九 朝鮮金融開發會式京城に於て閉催  
地方金融協議會設立命令を發せらる

二十 日本投資信託會社創立

三十 時局共同融資團解散に決定

七・十七 劃期的豫算編成方針たる「昭和十八年度重要事項豫算統制大綱」及び「同豫算編成方針」を閣議決定

廿三 香港非を切下げ軍票との交換比率を四對一とす

廿八 儲備券の發券準備強化の爲め日銀と中央儲備との間に一億圓借款供與に決定  
調印

八・十 本年度第一四半期國民貯蓄增加実績は六十五億七千百萬圓（本年度目標額の二八・五％）に達す

十五 興銀、船舶金融改善の爲め定款の一部變更、之が積極化に乗出す

十九 日銀上期業績、剰余金五千三百萬圓（前期比較増八百萬圓）の好調

【産業・經濟】

昭和十七年

二・七 日ソ通商の推移に關しては善處、漁業問題は暫定協定締結に努力の旨東郷外相首明

本年度總漁獲高豫定は七億三千萬貫の旨平岡農林省水產局長議會で首明

十 金屬工業統制會の下部機構たる西部金

地方豫算に付ても國家豫算編成方針を徹底させる爲め大藏、内務次官通牒を以て此の旨各地方長官宛通達

九・八 損害保險の國營再保險法施行規則を改正

廿二 損保業應別統制會設立命令發せらる

廿九 本年度一般特別兩會計豫算節約額五億一千萬圓と閣議決定

三十 國民貯蓄五百億突破記念として同運動功勞者に對し首相、藏相より表彰

- 十三 屬工業統制組合の設立認可  
特殊鋼需給統制の整備要綱、煉炭工業整備（工場の八〇％廢止）要綱を各地方長官宛通牒
- 廿一 商工省、機械器具出荷統制要綱を關係各方面へ通告
- 廿七 中京の五紡績（豐田、内海、中央、協和、豐田押切）資本合同に依り中央紡績株式會社創立
- 三・十 中小商工業再編成の基本方針決る
- 十三 鐵鋼統制會理事會、鐵鋼遊休設備を産業設備管團に供出と決定
- 農林省發表、本年度内地米實收高は五千五百八萬七千四百五十石、前年實收高に比し五百七十八萬六千八百二石減
- 十六 綿スフ工聯、集中生産委員會に於て織機十一萬三千臺休止を正式決定  
商工省、貿易業整備要綱細則を決定、貿易局長官通牒を以て關係各方面に通
- 廿八 電力管理法施行規則等公布、四月一日より實施
- 四・六 農林計畫委員會戰時食糧部會は大東亞共榮圈内の主要農産物對策要綱を決定  
答申
- 五・八 昭和十七年度生産力補充計畫決定
- 二十 水産統制令を公布實施
- 廿一 全國産業團體聯合會解散
- 三十 鐵道軌道統制會創立
- 六・二 昭和十七年度貿易計畫並に同資金統制計畫、閣議で決定企業院總裁發表
- 四 戰時金屬非常増産強調週間の實施要綱發表
- 六 自動車、同部分品の配給機構一元化に關する整備要綱を商工省より地方長官に通牒
- 十二 昭和十七年度電力、交通動員實施計畫閣議で決定

- 十五 昭和十七年期產糖實績は一千九百八十二萬八千ヒケル、臺灣糖は五百萬ヒケル増收と糖聯發表
- 十八 初の管理令を發動しアルミニウム重要十一工場を商工省管理す
- 商工省、銑鐵鑄物需給調整要綱を決定
- 廿六 生活必需物資綜合計畫閣議で決定
- 七・十 戰時造船の緊急性に鑑み戰時造船關係勞務者對策要綱を閣議で決定
- 十五 敵性特許權處理要綱閣議で決定
- 十六 合成染料需給統制規則を制定
- 廿五 昭和十七年度電源開發方針決定
- 廿六 重要産業團體令に基く輕金屬、化學工業、ゴム、皮革、油脂、纖維の統制會を指定する事に決定
- 八・十九 海洋漁業統制會社として帝國水産統制海洋漁業統制の二社設立に決定
- 廿四 纖維部門四統制會の設立命令發せらる
- 九・一 輕金屬統制會創立
- 五 農林省、漁船建造五ヶ年計畫を樹立、標準型二十一種を決定
- セメント販賣業整備要綱成る
- 十 農林省では十一月より米麥の國營検査實施に決定
- 尙ほ農業保險擴大の爲め保險改正要綱を作成する事に決定
- 十六 電力消費規正年間實施方針決定し、緊急方面に重點配給強化さる
- 十八 電解曹達業整備要綱成る
- 十九 羊毛統制會創立
- 廿一 皮革統制會創立
- 廿五 麻統制會創立
- 三十 厚生省、日僱勞務者の勞務、賃給統制方式として勞務統制會を創設



## 二、大東亞經濟聯盟要綱

### ○趣旨

世界戦争が愈々各國家民族の總力を擧げての長期戰の様相を深化しつつある秋、皇國興廢の岐路たる支那事變の解決も、大東亞戦争の勝利も、延て世界新秩序の確立も、之が完遂の方途は、一に懸つて我國を中心とし、大東亞圈内各域を打つて一丸とする雄渾なる高度國防經濟體制の確立にあるべき事は言を俟たぬ。

而して之が達成の方策は種々あるべきも、就中當面緊喫の具體的對策としては、我國はじめ大東亞圈内各國域に於ける同志合體協力して、先づ(一)圈内各國家民族の生活せる經濟、産業、文化の實勢を相互に紹介明確ならしめて、汎く一般の啓蒙融和を圖り、以て大東亞共榮團建設に關する根本理念の啓培普及に資し、更に(二)我國及び圈内産業經濟總力の結集發揮に必要な各種實際的施設の

實行と、綜合的調査研究活動の推進とであらねばならぬと信するものである。

茲に於てか從來我國産業の振興、新體制貿易の發展並に大東亞經濟の基礎的調査研究に挺身し來れる日本産業振興協會及び日本貿易報國聯盟は、右の如き信念より、豫て建設中の兩團體共同事業たる大東亞經濟館の今回落成せるを機に、行政簡素化の趣旨に應じ、且つは民間團體合同の大道に即し、此の際進んで合流一體化すると共に其の擴大強化を圖るべく昭和十七年十一月新たに左記定款による大東亞經濟聯盟を結成し、以て新たな構想下全力を傾けて、以上の目的達成に向つて再發足せんとせる次第である。

### ○定款

#### 第一章 名稱

第一條 本聯盟ハ大東亞經濟聯盟ト稱ス

#### 第二章 事務所

第二條 本聯盟ハ本部事務所ヲ東京市ニ置キ、必要ニ應ジ大東亞共榮圈内各樞要地ニ支部ヲ置ク

### 第三章 目的

第三條 本聯盟ハ大東亞共榮團經濟建設ニ挺身セントスル内外關係業者及團體ノ綜合的協力機關トシテ、相互ノ啓發、宣傳、融和、連絡ヲ圖ルコトニ依リ大東亞圈内於ケル經濟總力ノ發揚ニ努メ以テ國策ニ寄與スルヲ目的トス

### 第四章 事業

第四條 本聯盟ハ前條ノ目的達成ノ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、大東亞共榮團經濟建設ニ關スル根本理念ノ宣揚並ニ普及
- 二、大東亞共榮圈内各國域ニ於ケル諸民族相互ノ知識ノ啓發及ビ融和ノ増進ヲ目的トスル圈内經濟事情ノ紹介並ニ宣傳
- 三、大東亞共榮圈内各國域ニ於ケル内外關係業者及團體ノ啓蒙、連絡、親善ニ資スル爲メ必要ナル資料、施設ヲ有スル大東亞經濟館ノ創設經營
- 四、大東亞經濟建設ニ關スル基本國策ノ圓滑ナル進行ヲ助成スル爲メ其ノ目的ヲ以テスル各種重

要起業並ニ圈内渡航、移住ノ連絡、斡旋

五、大東亞共榮圈内ニ於ケル經濟各般ニ涉ル動態的調査研究

六、大東亞共榮團經濟ニ關スル知識ノ涵養ヲ目的トスル定期刊行物ノ刊行並ニ各種研究調査資料ノ蒐集、編纂、頒布

七、其ノ他本聯盟ノ目的達成上必要ナル事項

### 第五章 役員

第五條 本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク

- |     |     |
|-----|-----|
| 會長  | 一名  |
| 副會長 | 若干名 |
| 理事  | 若干名 |
| 監事  | 若干名 |
| 評議員 | 若干名 |
- 第六條 會長ハ本聯盟ヲ代表シ會務ヲ總理ス  
副會長ハ會長ヲ補佐シ、會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス  
理事ハ重要會務ヲ執行ス  
監事ハ會務並會計ヲ監査ス

評議員ハ重要事項ヲ評議ス

第七條 會長、副會長、理事、監事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス

會長ハ理事ノ中ヨリ常務理事若干名ヲ選任シ常務ニ當ラシムルコトヲ得

評議員ハ會員總會ニ於テ之ヲ選舉スルノ外關係官廳官吏又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ選任ス

役員ノ任期ハ二ケ年トス

但シ重任ヲ妨グズ

補缺ノ爲メ選任又ハ委嘱セラレタル者ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘存期間トス

第八條 本聯盟ニ顧問、參與若干名ヲ置クコトヲ得

顧問、參與ハ理事會ノ議ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス顧問ハ會長ノ諮問ニ應ズ

參與ハ事業遂行上ノ重要事項ニ參畫ス

第六章 會員

第九條 會員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、正會員（會社、個人タルヲ問ハズ本聯盟ノ趣旨目的ニ贊同スルモノ）

二、特別會員（本聯盟ノ趣旨目的ニ贊同スル公益團體）

三、名譽會員（本聯盟ノ目的達成上特別贊助ヲ爲スモノニシテ理事會ノ推薦セルモノ）

會員ハ別ニ定ムル會費ヲ負擔スルモノトス

第十條 本聯盟ニ入會セントスルモノハ所定ノ手續ヲ爲シ理事會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條 會員ニシテ左ニ該當スルトキハ評議員會ノ議ヲ經テ之ヲ除名ス

一、本聯盟ニ對スル義務ヲ怠リタルトキ

二、本聯盟ノ名譽ヲ毀損シタルトキ

三、本聯盟ノ統制ニ服サザルトキ

前項ニ依リ除名セラレタルトキ既納ノ會費ハ一切之ヲ返還セズ

退會ノ場合亦同ジ

第十二條 理事會ハ會長必要ト認ムルトキ、又ハ

理事二分ノ一以上ノ連署ヲ以テ請求アリタルトキ之ヲ開催ス

第十三條 評議員會ハ會長必要ト認ムルトキ、又ハ評議員三分ノ一以上ノ連署ヲ以テ請求アリタルトキ之ヲ開催ス

第十四條 總會ヲ分チテ定時總會、臨時總會ノ二トシ定時總會ハ毎年一回臨時總會ハ會長必要ト認ムルトキ又ハ會員二分ノ一以上ヨリ會議ノ目的ヲ明示シテ請求アリタルトキ之ヲ開催ス

第十五條 會議ノ議長ハ會長之ニ當リ、會長事故アルトキハ副會長、會長副會長共ニ事故アルトキハ理事之ニ當ル

第十六條 會議ノ決議ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第八章 事務局

第十七條 本聯盟ノ事務ヲ處理スル爲メ事務局ヲ置ク

第十八條 事務局ニ專務理事一名ヲ置キ事務局ヲ

統轄セシム

第十九條 事務局ニ職員トシテ參事、主事若干名ヲ置キ事務ニ從事セシム

第二十條 前二條ノ外事務局及職員ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第九章 會計

第二十一條 本聯盟ノ經費ハ會費、補助金、寄附金其他ノ雜收入ヲ以テ之ヲ支辭ス

第二十二條 本聯盟ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十三條 本聯盟ノ收支豫算ハ理事會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ、決算ハ年度終了後遲滞ナク理事會ノ承認ヲ經テ何レモ總會ニ附議シ其ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第十章 補則

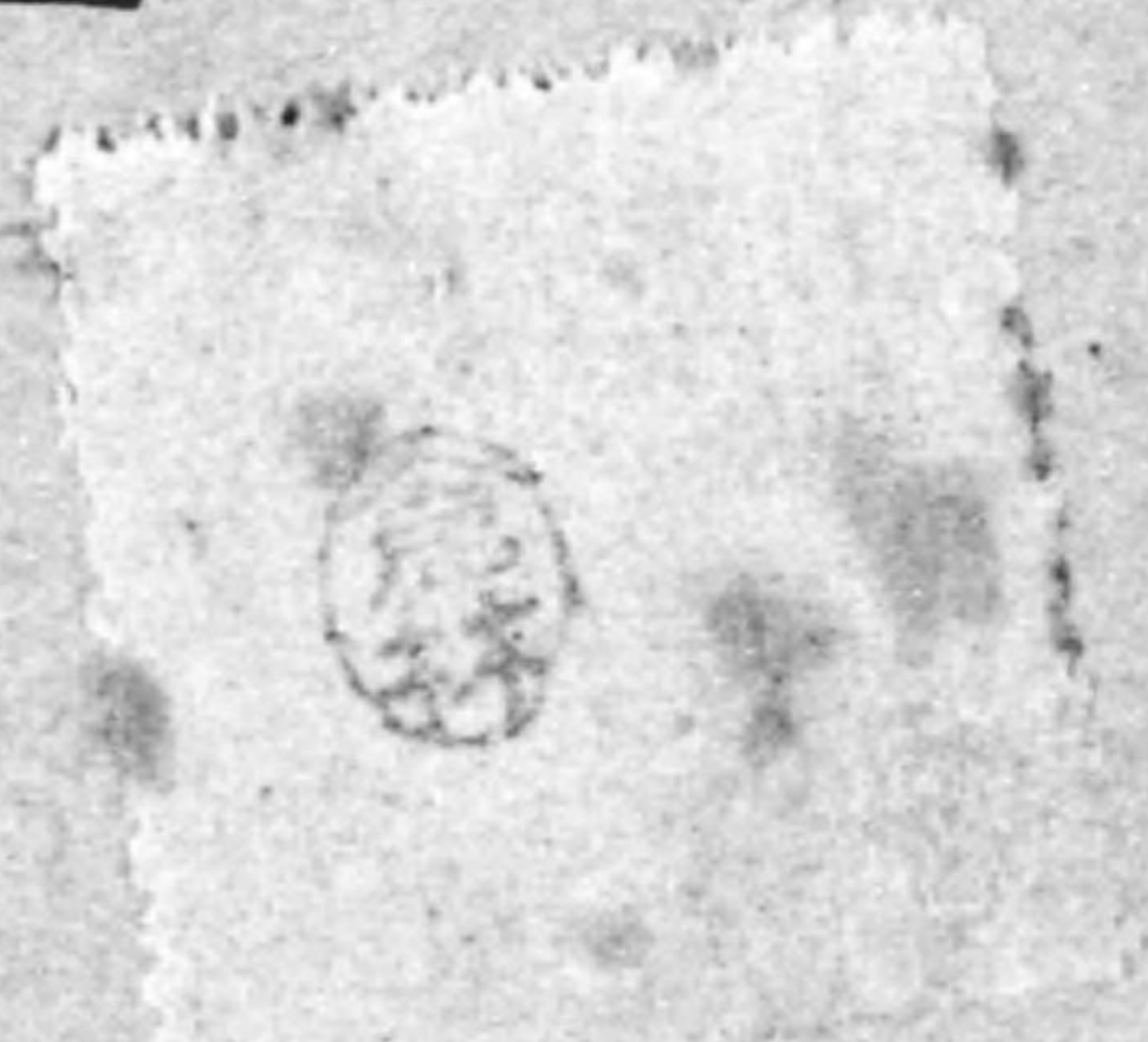
第二十四條 本定款施行ノ爲メ必要ナル細則ハ理事會ノ議ヲ經テ會長別ニ之ヲ定ム

第二十五條 本定款ノ變更ハ評議員二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ

昭和十八年二月二十日 印刷  
昭和十八年二月廿五日 發行

大東亞經濟年報第二輯  
定價 一圓九拾錢

發行承認 あ 340064  
發行部數 2000部  
用紙使用 1000ポンド



發賣所

發行所

編者 大東亞經濟聯盟  
倉林 繁

發行者 高山 金一

印刷者 古川 一郎

配給元 日本出版配給株式會社  
東京市神田區淡路町二ノ九

發行所 商工行政社  
東京市神田區小川町二ノ十番地  
振替東京一三一五一五番  
會員番號一一二二〇七番

發賣所 高山書院  
東京市神田區小川町二ノ十番地  
電話神田(25)〇八一〇番  
振替東京 八三八九三番

1025

叢書 經濟 計畫 綜合

企畫院 第五部長 柴田彌一郎著

交通政策論

B六列三七〇頁 價二・三〇〇  
戰局の進展に伴つて、その制空、制海權と共に戦時下に於ける交通輸送權の重大さは今更らに認めざるを得ない。本書は戦時交通政策の全般に互つて之を詳論す。

企畫院書記官 村山道雄著

次回 配本 大東亞建設論

(全十三卷)

厚生省職業局 總務課長 佐伯敏男著

勞務配置論

B六列四九〇頁 價三・〇〇〇  
國家總動員法に基く勞務配置の完遂とその實際化とは現下最大の急務である。本書はこの問題に就いて簡明適切なる解答を與ふ。

(目下交渉中) 金融政策論

企畫院調査官 内田源兵衛著 資源政策論

前電氣局長 藤井崇治著 動力政策論

農林省企畫課長 遠藤三郎著 食糧政策論

商工省金屬局長 津田廣著 鑛業政策論

企畫院調査官 美濃口時次郎著 人口政策論

企畫院第二部長 柏原兵太郎著 生産擴充論

商工省總務局長 神田運著 工業政策論

商工省總務課長 美濃部洋次著 産業組織論

情報局次長 奥村喜和男著 國防國家論

版 院 書 山 高

